

租 税 特 別 措 置 法 施 行 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 省 令 新 旧 対 照 表

改 正 後

(障害者等の少額公債の利子の非課税)

第二条の五 省 略

2 省 略

3 国税庁長官は、別表第二(一)及び別表第二(三)から別表第二(五)までの各表の書式について必要があるときは、所要の事項を付記すること又は一部の事項を削ることができる。この場合において、国税庁長官は、併せてこれらの用紙の大きさを当該各表に定める大きさ以外の大きさ(産業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)第二十条第一項に規定する日本産業規格に適合するものに限る。)とすることができる。

(財産形成非課税住宅貯蓄申告書等の書式)

第三条の七 省 略

2 国税庁長官は、前項の別表第三(一)及び別表第三(三)から別表第三(八)までの各表の書式について必要があるときは、所要の事項を付記すること又は一部の事項を削ることができる。この場合において、国税庁長官は、併せてこれらの用紙の大きさを当該各表に定める大きさ以外の大きさ(産業標準化法第二十条第一項に規定する日本産業規格に適合するものに限る。)とすることができる。

(財産形成非課税年金貯蓄申告書等の書式)

第三条の十六 省 略

2 国税庁長官は、前項の別表第三(一)及び別表第三(三)から別表第三(十)までの各表の書式について必要があるときは、所要の事項を付記すること又は一部の事項を削ることができる。この場合において、国税庁長官は、併せてこれらの用紙の大きさを当該各表に定める大きさ以外の大きさ(産業標準化法第二十条第一項に規定する日本産業規格に適合するものに限る。)とすることができる。

(特定寄附信託の利子所得の非課税)

改 正 前

(障害者等の少額公債の利子の非課税)

第二条の五 同 上

2 同 上

(財産形成非課税住宅貯蓄申告書等の書式)

第三条の七 同 上

(財産形成非課税年金貯蓄申告書等の書式)

第三条の十六 同 上

(特定寄附信託の利子所得の非課税)

第三条の十七 省 略

2 施行令第二条の三十五第七項第五号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 当該信託の受託者から施行令第二条の三十五第七項第五号に規定する対象特定寄附金に係る法人又は公益信託の受託者（以下この項において「受領法人等」という。）に対して寄附金を支出する日及び当該信託の委託者から指図があつた金額を当該信託の信託財産から寄附金として支出すること。

二・三 省 略

3 8 省 略

9 特定寄附信託の受託者は、当該特定寄附信託の信託財産につき帳簿を備え、当該特定寄附信託の委託者別に、当該信託財産に係る特定寄附信託契約の締結年月日及び期間、その特定寄附信託契約締結時の信託の元本の額、当該信託財産につき生じた利子等の金額、当該信託財産から支出される寄附金の額及び委託者に交付される金額並びにその支出又は交付をした年月日、その寄附金を受領した法人又は所得税法第二十一条第二項に規定する公益信託の受託者の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は所在地並びに当該公益信託の名称その他の事項を明らかにしなければならない。

10 12 省 略

13 法第四条の五第九項の規定により法第四十一条の十八の二又は第四十一条の十八の三の規定が適用される場合における第十九条の十の四及び第十九条の十の五の規定の適用については、第十九条の十の四及び第十九条の十の五第十四項第一号イ中「住所」とあるのは、「住所並びに法第四条の五第一項に規定する特定寄附信託（以下この条において「特定寄附信託」という。）の信託財産から支出した寄附金にあつては、当該寄附金が特定寄附信託の信託財産から支出されたものである旨及び当該寄附金と併せて寄附した同項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額に相当する部分の金額」とする。

（振替社債等の利子の課税の特例）

第三条の十九 法第五条の三第一項に規定する非課税適用申告書（以下この条において「非課税適用申告書」という。）に記載すべき財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

第三条の十七 同 上

2 同 上

一 当該信託の受託者から施行令第二条の三十五第七項第五号に規定する対象特定寄附金に係る法人又は特定公益信託の受託者（以下この項において「受領法人等」という。）に対して寄附金を支出する日及び当該信託の委託者から指図があつた金額を当該信託の信託財産から寄附金として支出すること。

二・三 同 上

3 8 同 上

9 特定寄附信託の受託者は、当該特定寄附信託の信託財産につき帳簿を備え、当該特定寄附信託の委託者別に、当該信託財産に係る特定寄附信託契約の締結年月日及び期間、その特定寄附信託契約締結時の信託の元本の額、当該信託財産につき生じた利子等の金額、当該信託財産から支出される寄附金の額及び委託者に交付される金額並びにその支出又は交付をした年月日、その寄附金を受領した法人又は所得税法第七十八条第三項に規定する特定公益信託の受託者の名称及び所在地並びに当該特定公益信託の名称その他の事項を明らかにしなければならない。

10 12 同 上

13 法第四条の五第九項の規定により法第四十一条の十八の二又は第四十一条の十八の三の規定が適用される場合における第十九条の十の四及び第十九条の十の五の規定の適用については、第十九条の十の四及び第十九条の十の五第十二項第一号イ中「住所」とあるのは、「住所並びに法第四条の五第一項に規定する特定寄附信託（以下この条において「特定寄附信託」という。）の信託財産から支出した寄附金にあつては、当該寄附金が特定寄附信託の信託財産から支出されたものである旨及び当該寄附金と併せて寄附した同項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額に相当する部分の金額」とする。

（振替社債等の利子等の課税の特例）

第三条の十九 同 上

一 省 略

二 当該非課税適用申告書を提出する法第五条の三第一項に規定する特定振替機関等（次号及び第十八項において「特定振替機関等」という。）又は同条第四項第四号に規定する適格外国仲介業者（以下この条において「適格外国仲介業者」という。）から同項第六号に規定する振替記載等（以下この条において「振替記載等」という。）を受けている同項第七号に規定する特定振替社債等（以下この条において「特定振替社債等」という。）の利子につき法第五条の三第一項の規定の適用を受けようとする旨

三 六 省 略

七 当該非課税適用申告書を提出する者が法第五条の三第九項において準用する法第五条の二第四項に規定する組合契約（以下この号において「組合契約」という。）に係る同項に規定する組合財産（以下この号において「組合財産」という。）又は同項に規定する信託（以下この号において「特例対象信託」という。）の信託財産に属する特定振替社債等の利子につき支払を受ける場合には、その特定振替社債等が組合契約に係る組合財産又は特例対象信託の信託財産に属する旨、当該組合契約に係る組合（以下この号において「特例対象組合」という。）又は当該特例対象信託の名称及び事務所等所在地並びに当該特例対象組合又は当該特例対象信託の同項に規定する業務執行者等の氏名又は名称及び住所等

八 九 省 略

2 6 省 略

7 法第五条の三第七項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 省 略

二 非課税適用申告書を提出した者（施行令第三条の二第二十一項において準用する施行令第三条第二項の規定により非課税適用申告書を提出したものとみなされる者を含む。第十一項第二号において同じ。）が前号に規定する適格外国仲介業者から振替記載等を受けている法第五条の三第七項に規定する特定振替社債等（その利子につき同条第一項又は第三項後段の規定の適用を受けることとなるものに限る。）の銘柄（社債、株式等の振替に関する法律第六十八条第三項第二号（同法第百十五条、

一 同 上

二 当該非課税適用申告書を提出する法第五条の三第一項に規定する特定振替機関等（次号及び第十八項において「特定振替機関等」という。）又は同条第四項第四号に規定する適格外国仲介業者（以下この条において「適格外国仲介業者」という。）から同項第六号に規定する振替記載等（以下この条において「振替記載等」という。）を受けている同項第七号に規定する特定振替社債等（以下この条において「特定振替社債等」という。）の利子又は所得税法第二十四条第一項に規定する剰余金の配当（以下この条において「利子等」という。）につき法第五条の三第一項の規定の適用を受けようとする旨

三 六 同 上

七 当該非課税適用申告書を提出する者が法第五条の三第九項において準用する法第五条の二第四項に規定する組合契約（以下この号において「組合契約」という。）に係る同項に規定する組合財産（以下この号において「組合財産」という。）又は同項に規定する信託（以下この号において「特例対象信託」という。）の信託財産に属する特定振替社債等の利子等につき支払を受ける場合には、その特定振替社債等が組合契約に係る組合財産又は特例対象信託の信託財産に属する旨、当該組合契約に係る組合（以下この号において「特例対象組合」という。）又は当該特例対象信託の名称及び事務所等所在地並びに当該特例対象組合又は当該特例対象信託の同項に規定する業務執行者等の氏名又は名称及び住所等

八 九 同 上

2 6 同 上

7 同 上

一 同 上

二 非課税適用申告書を提出した者（施行令第三条の二第二十一項において準用する施行令第三条第二項の規定により非課税適用申告書を提出したものとみなされる者を含む。第十一項第二号において同じ。）が前号に規定する適格外国仲介業者から振替記載等を受けている法第五条の三第七項に規定する特定振替社債等（その利子等につき同条第一項又は第三項後段の規定の適用を受けることとなるものに限る。）の銘柄（社債、株式等の振替に関する法律第六十八条第三項第二号（同法第百十五条、

第百七十七条、第百十八条、第百二十条及び第百二十七条において準用する場合を含む。）又は第百九十四条第三項第二号（同法第二百五十一条第一項及び第二百五十四条第一項において準用する場合を含む。）に規定する銘柄をいう。以下この項及び第十一項において同じ。）及びその銘柄ごとの当該特定振替社債等に係る償還金の額

三 前号に規定する特定振替社債等の銘柄ごとの利子の支払年月日
四 省 略

8
5
10 省 略

11 法第五条の三第八項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 省 略

二 非課税適用申告書を提出した者が前号に規定する適格口座管理機関又は適格外国仲介業者から振替記載等を受けている法第五条の三第八項に規定する特定振替社債等（その利子につき同条第一項又は第三項後段の規定の適用を受けることとなるものに限る。）の銘柄及びその銘柄ごとの当該特定振替社債等に係る償還金の額

三 前号に規定する特定振替社債等の銘柄ごとの利子の支払年月日

四 省 略

12 施行令第三条の二第十九項に規定する財務省令で定めるものは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるものとする。

一 法第五条の三第八項の規定による通知をする者が適格口座管理機関である場合 同項に規定する特定振替社債等の利子の支払をする者（以下この項及び次項において「支払者」という。）又はその指定する者及び特定振替機関（同条第四項第一号に規定する特定振替機関をいう。以下この項及び第二十一項において同じ。）又はその指定する者に設置される電子計算機と当該電子計算機の利用につきこれらの者と契約をした者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織その他情報通信の技術を利用する方法（当該電子情報処理組織の参加者がそれぞれ特定の者に限定されていること又は暗号、記号その他特定の符号により、通知を受ける支払者が、当該通知をした者が当該支払者に係る特定振替機関であることを、同条第八項の規定による経由のための通知を受ける特定振替機関が、当該通知をした者が当該特定振替機関に係る適格口座管理機関であることを、それぞれ確認できる方法に限る。）

、第百七十七条、第百十八条、第百二十条、第百二十四条及び第百二十七条において準用する場合を含む。）又は第百九十四条第三項第二号（同法第二百五十一条第一項及び第二百五十四条第一項において準用する場合を含む。）に規定する銘柄をいう。以下この項及び第十一項において同じ。）及びその銘柄ごとの当該特定振替社債等に係る償還金の額

三 前号に規定する特定振替社債等の銘柄ごとの利子等の支払年月日
四 同 上

8
5
10 同 上

11 同 上

一 同 上

二 非課税適用申告書を提出した者が前号に規定する適格口座管理機関又は適格外国仲介業者から振替記載等を受けている法第五条の三第八項に規定する特定振替社債等（その利子等につき同条第一項又は第三項後段の規定の適用を受けることとなるものに限る。）の銘柄及びその銘柄ごとの当該特定振替社債等に係る償還金の額

三 前号に規定する特定振替社債等の銘柄ごとの利子等の支払年月日

四 同 上

12 同 上

一 法第五条の三第八項の規定による通知をする者が適格口座管理機関である場合 同項に規定する特定振替社債等の利子等の支払をする者（以下この項及び次項において「支払者」という。）又はその指定する者及び特定振替機関（同条第四項第一号に規定する特定振替機関をいう。以下この項及び第二十一項において同じ。）又はその指定する者に設置される電子計算機と当該電子計算機の利用につきこれらの者と契約をした者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織その他情報通信の技術を利用する方法（当該電子情報処理組織の参加者がそれぞれ特定の者に限定されていること又は暗号、記号その他特定の符号により、通知を受ける支払者が、当該通知をした者が当該支払者に係る特定振替機関であることを、同条第八項の規定による経由のための通知を受ける特定振替機関が、当該通知をした者が当該特定振替機関に係る適格口座管理機関であることを、それぞれ確認できる方法に限る）

二 省 略

13 省 略

15 前条第三項から第五項まで、第十項から第二十四項まで及び第二十九項

から第三十六項までの規定は、法第五条の三第九項において準用する法第
五条の二第二項から第四項まで、第六項、第八項から第十四項まで及び第
十六項から第十九項までの規定並びに施行令第三条の二第二十一項におい
て準用する施行令第三条第一項から第五項まで、第十項、第十七項から第
二十一項まで及び第二十四項から第二十八項までの規定を適用する場合に
ついて準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる前条の規定中
同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替え
るものとする。

第三項第一号、 第三十五項の表 第二項第三号及 び第三項第一号 の項	省 略	省 略
第三十五項の表 第五項第四号の 項	省 略	省 略
第三十六項	第五條の二第四 項（ 第三條の十八第 五項第三号	第五條の三第九項（振替社債等の 利子の課税の特例）において準用 する同法第五條の二第四項（ 第三條の十九第十五項（振替社債 等の利子の課税の特例）において 準用する同令第三條の十八第五項 第三号

）。

二 同 上

13 同 上

15 同 上

第三十六項	同 上	同 上
第八十二條第一 項	同 上	同 上
第八十二條第一項及び第八十三條 第一項	同 上	同 上
、同項		、同令第八十二條第一項
とあるのは、		とあるのは
第五條の二第四 項（		第五條の三第九項（振替社債等の 利子等の課税の特例）において準 用する同法第五條の二第四項（

16 施行令第三条の二十二項に規定する書類に記載すべき財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 省 略

二 施行令第三条の二十二項に規定する特定振替社債等の発行をする者の名称及び本店又は主たる事務所の所在地

三 前号に規定する特定振替社債等の発行をする者の法第五条の三第二項に規定する特殊関係者（次項第二号及び第十九項第三号において「特殊関係者」という。）に該当することとなつた旨及びその年月日

四 六 省 略

17 施行令第三条の二十二十三項に規定する財務省令で定める事項は、同項

第三条の十八第五項第三号	第三条の十九第十五項（振替社債等の利子等の課税の特例）において準用する同令第三条の十八第五項第三号
組合員等の各人別」と	組合員等（次条第一項において「組合員等」という。）の各人別」と、同令第八十三条第一項中「者の各人別」とあるのは「者の各人別（租税特別措置法第五条の三第九項（振替社債等の利子等の課税の特例）において準用する同法第五条の二第四項（振替国債等の利子の課税の特例）の規定の適用がある場合には、その配当等の支払を受ける同項の組合又は信託の組合員等の各人別）」と

16 同 上

一 同 上

二 施行令第三条の二十二項に規定する特定振替社債等の法第五条の三第二項に規定する発行者（次号及び次項において「発行者」という。）の名称及び本店又は主たる事務所の所在地（当該特定振替社債等が同条第四項第七号ホに掲げるものである場合には、当該特定振替社債等の利子等の支払をする者の名称及び本店又は主たる事務所の所在地を含む。次項第一号において同じ。）

三 前号に規定する特定振替社債等の発行者の法第五条の三第二項に規定する特殊関係者（次項第二号及び第十九項第三号において「特殊関係者」という。）に該当することとなつた旨及びその年月日

四 六 同 上

17 同 上

に規定する書類の提出をした者に係る次に掲げる事項とする。

一 施行令第三条の二十二項に規定する特定振替社債等の発行者の名称及び本店又は主たる事務所の所在地

二 前号に規定する特定振替社債等の発行をする者の特殊関係者に該当することとなった年月日

三 省略

18 省略

19 第五条の三十項に規定する書類に記載すべき財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 当該書類を提出する者の名称及び本店又は主たる事務所の所在地（法人番号を有する者にあつては、名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号）

二 四 省略

20 22 省略

（金融機関等の受ける利子所得等に対する源泉徴収の不適用のための手続等）

第四条 施行令第三条の三十六項に規定する譲渡性預金（以下この項及び次項において「譲渡性預金」という。）の利子の支払を受ける金融機関（以下この項において「利子受領金融機関」という。）が当該譲渡性預金の預入の日又は取得の日から当該譲渡性預金の払戻しについての期限まで引き続き保有していたことが確認できる期間は、譲渡性預金の預入を受ける法第八条第一項第三号に規定する金融機関の営業所、事務所その他これらに準ずるもの（以下この項及び次項において「金融機関の営業所等」という。）の長が、当該預入につき当該金融機関の発行する譲渡性預金の証書（以下この項において「譲渡性預金証書」という。）の別に、第一号に掲げる事項を記載した帳簿を備え、かつ、当該帳簿及び当該譲渡性預金証書に第二号及び第三号に掲げる事項を記載している場合（第二号に掲げる事項については、当該帳簿に、当該金融機関の営業所等において当該記載をした内容につき確認をした旨及びその確認をした年月日の記載がある場合の

一 施行令第三条の二十二項に規定する特定振替社債等の発行者の名称及び本店又は主たる事務所の所在地

二 前号に規定する特定振替社債等の発行者の特殊関係者に該当することとなった年月日

三 同上

18 同上

19 同上

一 当該書類を提出する者の名称及び本店又は主たる事務所の所在地（当該書類が特定振替社債等のうち第五条の三四項第七号ホに掲げるものに係るものである場合には、当該特定振替社債等の利子等の支払をする者の名称及び本店又は主たる事務所の所在地を含む。以下この号において同じ。）（法人番号を有する者にあつては、名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号）

二 四 同上

20 22 同上

（金融機関等の受ける利子所得等に対する源泉徴収の不適用のための手続等）

第四条 施行令第三条の四項に規定する譲渡性預金（以下この項及び次項において「譲渡性預金」という。）の利子の支払を受ける金融機関（以下この項において「利子受領金融機関」という。）が当該譲渡性預金の預入の日又は取得の日から当該譲渡性預金の払戻しについての期限まで引き続き保有していたことが確認できる期間は、譲渡性預金の預入を受ける法第八条第一項第二号に規定する金融機関の営業所、事務所その他これらに準ずるもの（以下この項及び次項において「金融機関の営業所等」という。）が、当該預入につき当該金融機関の発行する譲渡性預金の証書（以下この項において「譲渡性預金証書」という。）の別に、第一号に掲げる事項を記載した帳簿を備え、かつ、当該帳簿及び当該譲渡性預金証書に第二号及び第三号に掲げる事項を記載している場合（第二号に掲げる事項については、当該帳簿に、当該金融機関の営業所等において当該記載をした内容につき確認をした旨及びその確認をした年月日の記載がある場合のもの

ものに限る。)において、当該帳簿及び当該譲渡性預金証書に記載された事項並びに同号に規定する通知書により利子受領金融機関が当該譲渡性預金の預入をした日又は確定日付のある証書をもつて証される当該譲渡性預金の取得をした日から当該譲渡性預金の払戻しについての期限まで引き続き保有していたことが確認できる期間とする。

一〇三 省 略

2 5 4 省 略

5 法第八条第六項に規定する委託した期間又は記名式であつた期間若しくは記載若しくは記録がされていた期間は、当該収益の分配の計算期間内において、同条第一項第四号の合同運用信託若しくは特定公募公社債等運用投資信託につき同号の委託をした日からその委託をやめた日の前日まで(同号の貸付信託の受益証券が記名式である場合には、当該受益証券につき同号の記名をした日からその記名をやめた日の前日まで)の期間又は同号の貸付信託の受益権につき同項第一号に規定する振替口座簿(第八項において「振替口座簿」という。)に増額の記載若しくは記録がされた日から当該振替口座簿にその減額の記載若しくは記録がされた日の前日までの期間とし、同条第六項に規定するこれらの期間内に生じた部分の金額は、当該収益の分配の金額について当該期間内に係る部分の収益の分配として計算される金額とする。

6 7 省 略

8 施行令第三条の三第十一項の確認を受けようとする内国法人は、法第八条第三項の規定の適用を受けるために当該確認の申請をする旨、その名称及び本店又は主たる事務所の所在地並びにその資本金の額又は出資金の額を記載した申請書に、当該内国法人の次に掲げるいずれかの書類(第四号及び第五号に掲げる書類にあつては、当該内国法人の合併又は分割による設立の日から同日以後最初に終了する事業年度(法第二条第二項第十九号に規定する事業年度をいう。第一号において同じ。)の定時総会の日の前日までの間に当該確認を受ける場合に限る。)を添付して、これを法第八条第三項の規定の適用を受けようとする同項第一号の公社債若しくは社債的受益権又は同項第二号の社債につき、振替口座簿への記載若しくは記録をし、又は同号に規定する保管の委託を受ける施行令第三条の三第十一項に規定する振替機関等の営業所等(以下この条において「振替機関等の営業所等」という。)の長に提出しなければならない。

に限る。)において、当該帳簿及び当該譲渡性預金証書に記載された事項並びに同号に規定する通知書により利子受領金融機関が当該譲渡性預金の預入をした日又は確定日付のある証書をもつて証される当該譲渡性預金の取得をした日から当該譲渡性預金の払戻しについての期限まで引き続き保有していたことが確認できる期間とする。

一〇三 同 上

2 5 4 同 上

5 法第八条第六項に規定する委託した期間又は記名式であつた期間若しくは記載若しくは記録がされていた期間は、当該収益の分配の計算期間内において、同条第一項第三号の合同運用信託若しくは特定公募公社債等運用投資信託につき同号の委託をした日からその委託をやめた日の前日まで(同号の貸付信託の受益証券が記名式である場合には、当該受益証券につき同号の記名をした日からその記名をやめた日の前日まで)の期間又は同号の貸付信託の受益権につき同項第一号に規定する振替口座簿(第八項において「振替口座簿」という。)に増額の記載若しくは記録がされた日から当該振替口座簿にその減額の記載若しくは記録がされた日の前日までの期間とし、同条第六項に規定するこれらの期間内に生じた部分の金額は、当該収益の分配の金額について当該期間内に係る部分の収益の分配として計算される金額とする。

6 7 同 上

8 施行令第三条の三第九項の確認を受けようとする内国法人は、法第八条第三項の規定の適用を受けるために当該確認の申請をする旨、その名称及び本店又は主たる事務所の所在地並びにその資本金の額又は出資金の額を記載した申請書に、当該内国法人の次に掲げるいずれかの書類(第四号及び第五号に掲げる書類にあつては、当該内国法人の合併又は分割による設立の日から同日以後最初に終了する事業年度の定時総会の日の前日までの間に当該確認を受ける場合に限る。)を添付して、これを同項の規定の適用を受けようとする公社債の利子等(同条第二項に規定する公社債の利子等をいう。)に係る公社債又は社債的受益権(同条第一項に規定する社債的受益権をいう。)につき振替口座簿への記載又は記録をする施行令第三条の三第九項に規定する振替機関等の営業所等(以下この条において「振替機関等の営業所等」という。)の長に提出しなければならない。

一 省 略

二 金融商品取引法第二十四条第一項に規定する有価証券報告書又は同法第二十四条の五第一項に規定する半期報告書（これらの報告書の訂正報告書を含むものとし、当該確認をする日以前の直前にこれらの規定に基づき内閣総理大臣に提出されたものに限る。）の写し

三 五 省 略

10 9 省 略

前項又はこの項の規定による確認を受けた内国法人から当該確認をした振替機関等の営業所等の長に対し当該確認の日の翌日から同日以後一年を経過した日までの間に第八項の申請書の提出があつた場合には、当該振替機関等の営業所等の長は、当該提出があつた日から当該一年を経過した日までの間は、前項の規定による確認に代えて、次に掲げる方法により当該申請書に記載された事項の確認を行うことができる。この場合において、当該振替機関等の営業所等の長が当該確認をこれらの方法により行う場合には、当該申請書には第八項各号に掲げる書類の添付は要しないものとする。

一 省 略

二 電子情報処理組織（当該振替機関等の営業所等の長の使用に係る電子計算機と内閣府の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を利用して、内閣府の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された当該内国法人の第八項第二号に規定する有価証券報告書又は半期報告書に記載すべき事項を当該振替機関等の営業所等の長が閲覧することにより当該申請書に記載された事項の確認をする方法

省 略

12 11

振替機関等の営業所等の長は、第九項又は第十項の規定による確認をした場合には、施行令第三条の第三十二項の確認に関する帳簿に、その確認をした事項及びその年月日、第九項の規定による確認の際に第八項の申請書に添付して提出された同項各号に掲げる書類の名称又は第十項の規定による確認を同項各号に掲げるいずれの方法により行つたかの別、前項の通知をした年月日その他の事項を記載することにより、当該確認をした旨を明らかにしておかなければならない。

一 同 上

二 金融商品取引法第二十四条第一項に規定する有価証券報告書、同法第二十四条の四の七第一項に規定する四半期報告書又は同法第二十四条の五第一項に規定する半期報告書（これらの報告書の訂正報告書を含むものとし、当該確認をする日以前の直前にこれらの規定に基づき内閣総理大臣に提出されたものに限る。）の写し

三 五 同 上

10 9 同 上

一 同 上

二 電子情報処理組織（当該振替機関等の営業所等の長の使用に係る電子計算機と内閣府の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を利用して、内閣府の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された当該内国法人の第八項第二号に規定する有価証券報告書、四半期報告書又は半期報告書に記載すべき事項を当該振替機関等の営業所等の長が閲覧することにより当該申請書に記載された事項の確認をする方法

同 上

12 11

振替機関等の営業所等の長は、第九項又は第十項の規定による確認をした場合には、施行令第三条の第三十項の確認に関する帳簿に、その確認をした事項及びその年月日、第九項の規定による確認の際に第八項の申請書に添付して提出された同項各号に掲げる書類の名称又は第十項の規定による確認を同項各号に掲げるいずれの方法により行つたかの別、前項の通知をした年月日その他の事項を記載することにより、当該確認をした旨を明らかにしておかなければならない。

13 省 略

(上場株式配当等の支払通知書の記載事項等)

第四条の四 省 略

2 省 略

10 施行令第四条の二第十五項に規定する配当等の支払者が、同項に規定する支払を受ける者から前項の規定による承諾を得ようとする場合において、当該配当等の支払者が定める期限までに当該承諾をしない旨の回答がないときは当該承諾があつたものとみなす旨の通知をし、当該期限までに当該支払を受ける者から当該回答がなかつたときは、当該承諾を得たものとみなす。

(上場株式等の配当等の支払を受ける大口の個人株主に関する報告書の記載事項等)

第四条の四の二 省 略

2 省 略

3 国税庁長官は、別表第四の書式について必要があるときは、所要の事項を付記すること又は一部の事項を削ることができる。この場合において、国税庁長官は、併せてその用紙の大きさを同表に定める大きさ以外の大きさ(産業標準化法第二十条第一項に規定する日本産業規格に適合するものに限る。)とすることができる。

(上場株式等の配当等に係る源泉徴収義務等の特例)

第五条の二 省 略

2 省 略

15 第四条の四第九項及び第十項の規定は、施行令第四条の六の二第三十四項に規定する支払の取扱者が同項の規定により同項の個人又は内国法人若しくは外国法人の承諾を得る場合について準用する。

16 省 略

(上場証券投資信託等の償還金等の支払調書の記載事項等)

第五条の三の二 省 略

2 省 略

13 同 上

(上場株式配当等の支払通知書の記載事項等)

第四条の四 同 上

2 同 上

(上場株式等の配当等の支払を受ける大口の個人株主に関する報告書の記載事項等)

第四条の四の二 同 上

2 同 上

3 国税庁長官は、別表第四の書式について必要があるときは、所要の事項を付記すること又は一部の事項を削ることができる。

(上場株式等の配当等に係る源泉徴収義務等の特例)

第五条の二 同 上

2 同 上

15 第四条の四第九項の規定は、施行令第四条の六の二第三十四項に規定する支払の取扱者が同項の規定により同項の個人又は内国法人若しくは外国法人の承諾を得る場合について準用する。

16 同 上

(上場証券投資信託等の償還金等の支払調書の記載事項等)

第五条の三の二 同 上

2 同 上

3 国税庁長官は、別表第五の書式について必要があるときは、所要の事項を付記すること又は一部の事項を削ることができる。この場合において、国税庁長官は、併せてその用紙の大きさと同表に定める大きさ以外の大きさ（産業標準化法第二十条第一項に規定する日本産業規格に適合するものに限る。）とすることができる。

（非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税）

第五條の五の二 施行令第五條の二の二に規定する財務省令で定めるものは、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

一 社債、株式等の振替に関する法律第二条第四項に規定する口座管理機関

二 次に掲げる要件の全てを満たす者（前号に掲げるものに該当するものを除く。）

イ その者の法第九条の八に規定する営業所に開設されている同条に規定する非課税口座に係る法第三十七条の十四第一項に規定する振替口座簿を備えていないこと。

ロ イに規定する非課税口座に法第九条の二第一項に規定する株式のみの保管の委託がされ、かつ、その者が当該株式に係る同項に規定する国外株式の配当等に係る同項に規定する支払の取扱者に該当すること。

（中小事業者が機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除）

第五條の八 省 略

2 3 4 省 略

5 施行令第五條の五第二項に規定する財務省令で定めるソフトウェアは、次に掲げるものとする。

一 3 省 略

四 連携ソフトウェア（情報処理システム（情報処理の促進に関する法律第二条第三項に規定する情報処理システムをいう。以下この号において同じ。）から指令を受けて、当該情報処理システム以外の情報処理システムに指令を行うソフトウェアで、次に掲げる機能を有するものをいう。）のうち、イの指令を日本産業規格（産業標準化法第二十条第一項に規定する日本産業規格をいう。イにおいて同じ。）X五七三一―八に基づき認証をする機能及びイの指令を受けた旨を記録する機能を有し、か

3 国税庁長官は、別表第五の書式について必要があるときは、所要の事項を付記すること又は一部の事項を削ることができる。

（非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税）

第五條の五の二 施行令第五條の二の二に規定する財務省令で定めるものは、社債、株式等の振替に関する法律第二条第四項に規定する口座管理機関とする。

（中小事業者が機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除）

第五條の八 同 上

2 3 4 同 上

5 同 上

一 3 同 上

四 連携ソフトウェア（情報処理システム（情報処理の促進に関する法律第二条第三項に規定する情報処理システムをいう。以下この号において同じ。）から指令を受けて、当該情報処理システム以外の情報処理システムに指令を行うソフトウェアで、次に掲げる機能を有するものをいう。）のうち、イの指令を日本産業規格（産業標準化法（昭和二十四年法律第八十五号）第二十条第一項に規定する日本産業規格をいう。イにおいて同じ。）X五七三一―八に基づき認証をする機能及びイの指令を

つ、国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格一五四〇八に基づき評価及び認証をされたもの以外のもの

イハ 省 略

五 省 略

6 8 省 略

（地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除）

第五条の九 施行令第五条の六第五項、第六項、第八項及び第九項に規定する財務省令で定める書類は、法第十条の五第一項の規定の適用を受けようとする個人の事業所（当該個人が二以上の事業所を有する場合には、当該二以上の事業所のうち主たる事業所。以下この条において同じ。）の所在地を管轄する都道府県労働局又は公共職業安定所の長が当該個人に対して交付する労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則（昭和四十一年労働省令第二十三号）附則第八条第三項に規定する雇用促進計画の達成状況を確認した旨を記載した書類（当該個人の雇用促進計画（同条第一項に規定する雇用促進計画をいう。以下この条において同じ。）の達成状況のうち当該個人が受けた法第十条の五第一項に規定する計画の認定（以下この条において「計画の認定」という。）に係る特定業務施設（法第十条の五第三項第一号に規定する特定業務施設をいう。次項及び第三項において同じ。）に係るものが確認できるものに限る。）の写しとする。

2 省 略

3 施行令第五条の六第十三項に規定する財務省令で定める書類は、法第十条の五第二項の規定の適用を受けようとする個人の事業所の所在地を管轄する都道府県労働局又は公共職業安定所の長が当該個人に対して交付する労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則附則第八条第三項に規定する雇用促進計画の達成状況を確認した旨を記載した書類（法第十条の五第三項第十六号に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について計画の認定を受けた当該個人の雇用促進計画の達成状況のうち当該計画の認定に係る特定業務施設に係るものが確認できるものに限る。）の写しとする。

4・5 省 略

受けた旨を記録する機能を有し、かつ、国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格一五四〇八に基づき評価及び認証をされたもの以外のもの

イハ 同 上

五 同 上

6 8 同 上

（地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除）

第五条の九 施行令第五条の六第五項、第六項、第八項及び第九項に規定する財務省令で定める書類は、法第十条の五第一項の規定の適用を受けようとする個人の事業所（当該個人が二以上の事業所を有する場合には、当該二以上の事業所のうち主たる事業所。以下この条において同じ。）の所在地を管轄する都道府県労働局又は公共職業安定所の長が当該個人に対して交付する労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則（昭和四十一年労働省令第二十三号）附則第八条第三項に規定する雇用促進計画の達成状況を確認した旨を記載した書類（当該個人の雇用促進計画（同条第一項に規定する雇用促進計画をいう。以下この条において同じ。）の達成状況のうち当該個人が受けた法第十条の五第一項に規定する計画の認定（以下この条において「計画の認定」という。）に係る特定業務施設（法第十条の五第三項第二号に規定する特定業務施設をいう。次項及び第三項において同じ。）に係るものが確認できるものに限る。）の写しとする。

2 同 上

3 施行令第五条の六第十三項に規定する財務省令で定める書類は、法第十条の五第二項の規定の適用を受けようとする個人の事業所の所在地を管轄する都道府県労働局又は公共職業安定所の長が当該個人に対して交付する労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則附則第八条第三項に規定する雇用促進計画の達成状況を確認した旨を記載した書類（法第十条の五第三項第十五号に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について計画の認定を受けた当該個人の雇用促進計画の達成状況のうち当該計画の認定に係る特定業務施設に係るものが確認できるものに限る。）の写しとする。

4・5 同 上

6 施行令第五条の六第十五項に規定する財務省令で定める書類は、同項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に係る基準日（法第十条の五第三項第二号に規定する基準日をいう。）の属する年以後の各年に係る第一項及び前項又は第三項及び前項に規定する書類の写しとする。

（特定中小事業者が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除）

第五条の十一 省 略

2 施行令第五条の六の三第五項に規定する財務省令で定める書類は、当該個人が受けた中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第十七条第一項の認定に係る経営力向上に関する命令（平成二十八年厚生労働省、内閣府、国土交通省、総務省、財務省、農林水産省、経済産業省、令第二号）第二条第一項の申請書（当該申請書

に係る同法第十七条第一項に規定する経営力向上計画につき同法第十八条第一項の規定による変更の認定があつたときは、当該変更の認定に係る同令第三条第一項の申請書を含む。以下この項において「認定申請書」という。）の写し及び当該認定申請書に係る認定書（当該変更の認定があつたときは、当該変更の認定に係る認定書を含む。）の写しとする。

（給与等の支給額が増加した場合の所得税額の特別控除）

第五条の十二 法第十条の五の四第二項第三号ロに規定する財務省令で定める

る場合は、同号ロの認定が女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画等に関する省令（平成二十七年厚生労働省令第六十二号）第八条第一項第三号に規定する事業主の類型に係るものである場合（その年十二月三十一日までに女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十一条の規定により当該認定が取り消された場合を除く。）とする。

2 法第十条の五の四第三項第三号イに規定する財務省令で定める場合は、同号イの認定が次に掲げるものである場合（その年十二月三十一日までに

6 施行令第五条の六第十五項に規定する財務省令で定める書類は、同項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について計画の認定を受けた日の属する年以後の各年に係る第一項及び前項又は第三項及び前項に規定する書類の写しとする。

（特定中小事業者が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除）

第五条の十一 同 上

2 施行令第五条の六の三第五項に規定する財務省令で定める書類は、当該個人が受けた中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第十七条第一項の認定に係る経営力向上に関する命令（平成二十八年厚生労働省、内閣府、国土交通省、総務省、財務省、農林水産省、経済産業省、令第二号）第二条第一項又は第二項の申請書（

当該申請書に係る同法第十七条第一項に規定する経営力向上計画につき同法第十八条第一項の規定による変更の認定があつたときは、当該変更の認定に係る同令第三条第一項又は第二項の申請書を含む。以下この項において「認定申請書」という。）の写し及び当該認定申請書に係る認定書（当該変更の認定があつたときは、当該変更の認定に係る認定書を含む。）の写しとする。

（給与等の支給額が増加した場合の所得税額の特別控除）

第五条の十二

次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第二百十号）第十五条の規定により当該認定が取り消された場合を除く。）とする。

一 次世代育成支援対策推進法施行規則（平成十五年厚生労働省令第二百十二号）第四条第一項第一号に規定する事業主の類型に係るもの（次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令（令和三年厚生労働省令第八十五号）附則第二条第二項の規定に基づきなお従前の例により行つた次世代育成支援対策推進法第十三条の申請（次号において「認定申請」という。）に基づき受けたものを除く。）

二 次世代育成支援対策推進法施行規則第四条第一項第二号に規定する事業主の類型に係るもの（次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令（令和三年厚生労働省令第八十五号）附則第二条第二項の規定に基づきなお従前の例により行つた認定申請に基づき受けたもの及び同条第三項の規定により次世代育成支援対策推進法施行規則第四条第一項第二号イに規定する要件を満たしているものとみなされて受けたものを除く。）

3 | 法第十条の五の四第三項第三号ハに規定する財務省令で定める場合は、同号ハの認定が女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画等に関する省令第八条第一項第二号又は第三号に規定する事業主の類型に係るものである場合（その年十二月三十一日までに女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十一条の規定により当該認定が取り消された場合を除く。）とする。

4 | 施行令第五条の六の四第十一項に規定する財務省令で定める者は、当該個人の就業規則において同項に規定する継続雇用制度を導入している旨の記載があり、かつ、次に掲げる書類のいずれかにその者が当該継続雇用制度に基づき雇用されている者である旨の記載がある場合のその者とする。

一 省 略

二 施行令第五条の六の四第十項に規定する賃金台帳

5 | 施行令第五条の六の四第十四項第一号イに規定する財務省令で定める費用は、同号に規定する教育訓練等（以下この条において「教育訓練等」という。）のために同号イに規定する講師又は指導者（以下この項において「講師等」という。）に対して支払う報酬、料金、謝金その他これらに類するもの及び講師等の旅費（教育訓練等を行うために要するものに限る。）

施行令第五条の六の四第七項に規定する財務省令で定める者は、当該個人の就業規則において同項に規定する継続雇用制度を導入している旨の記載があり、かつ、次に掲げる書類のいずれかにその者が当該継続雇用制度に基づき雇用されている者である旨の記載がある場合のその者とする。

一 同 上

二 施行令第五条の六の四第六項に規定する賃金台帳

2 | 施行令第五条の六の四第十項第一号イに規定する財務省令で定める費用は、同号に規定する教育訓練等（以下この条において「教育訓練等」という。）のために同号イに規定する講師又は指導者（以下この項において「講師等」という。）に対して支払う報酬、料金、謝金その他これらに類するもの及び講師等の旅費（教育訓練等を行うために要するものに限る。）

）のうち個人（同号に規定する個人をいう。以下この項において同じ。）が負担するもの並びに教育訓練等に関する計画又は内容の作成について当該教育訓練等に関する専門的知識を有する者（当該個人の使用人である者を除く。）に委託している場合の当該専門的知識を有する者に対して支払う委託費その他これに類するものとする。

6| 施行令第五条の六の四第十四項第一号ロに規定する財務省令で定める費用は、コンテンツ（文字、図形、色彩、音声、動作若しくは映像又はこれらを組み合わせたものをいう。以下この項において同じ。）の使用料（コンテンツの取得に要する費用に該当するものを除く。）とする。

7| 施行令第五条の六の四第十四項第三号に規定する財務省令で定める費用は、授業料、受講料、受験手数料その他の同号の他の者が行う教育訓練等に対する対価として支払うものとする。

8| 施行令第五条の六の四第十五項に規定する財務省令で定める書類は、法第十条の五の四第一項から第三項までの規定の適用を受けようとする年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される同条第一項第二号イに規定する教育訓練費の額及びその年における同条第五項第七号に規定する比較教育訓練費の額に関する次に掲げる事項を記載した書類とする。

一 施行令第五条の六の四第十四項各号に定める費用に係る教育訓練等の実施時期

二 省 略

三 当該教育訓練等の対象となる法第十条の五の四第五項第一号に規定する国内雇用者の氏名

四 省 略

（事業適応設備を取得した場合等の特別償却又は所得税額の特別控除）

第五条の十二の三 省 略

2 省 略

3 法第十条の五の六第十一項に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

一 省 略

二 法第十条の五の六第五項の規定の適用を受ける場合 同条第十一項に規定する明細書、その適用に係る同条第五項に規定する生産工程効率化等設備が記載された認定申請書等の写し及び当該認定申請書等に係る認

のうち個人（同号に規定する個人をいう。以下この項において同じ。）が負担するもの並びに教育訓練等に関する計画又は内容の作成について当該教育訓練等に関する専門的知識を有する者（当該個人の使用人である者を除く。）に委託している場合の当該専門的知識を有する者に対して支払う委託費その他これに類するものとする。

3| 施行令第五条の六の四第十項第一号ロに規定する財務省令で定める費用は、コンテンツ（文字、図形、色彩、音声、動作若しくは映像又はこれらを組み合わせたものをいう。以下この項において同じ。）の使用料（コンテンツの取得に要する費用に該当するものを除く。）とする。

4| 施行令第五条の六の四第十項第三号に規定する財務省令で定める費用は、授業料、受講料、受験手数料その他の同号の他の者が行う教育訓練等に対する対価として支払うものとする。

5| 施行令第五条の六の四第十一項に規定する財務省令で定める書類は、法第十条の五の四第一項又は第二項の規定の適用を受けようとする年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される同条第一項第二号に規定する教育訓練費の額及びその年における同条第三項第七号に規定する比較教育訓練費の額に関する次に掲げる事項を記載した書類とする。

一 施行令第五条の六の四第十項各号に定める費用に係る教育訓練等の実施時期

二 同 上

三 当該教育訓練等の対象となる法第十条の五の四第三項第一号に規定する国内雇用者の氏名

四 同 上

（事業適応設備を取得した場合等の特別償却又は所得税額の特別控除）

第五条の十二の三 同 上

2 同 上

3 同 上

一 同 上

二 法第十条の五の六第五項の規定の適用を受ける場合 同条第十一項に規定する明細書、その適用に係る同条第五項に規定する生産工程効率化等設備が記載された認定申請書等の写し及び当該認定申請書等に係る認

定書等の写し

三 省 略

4 法第十条の五の六第十三項に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

一 省 略

二 法第十条の五の六第九項の規定の適用を受ける場合 その適用に係る同条第五項に規定する生産工程効率化等設備が記載された認定申請書等の写し及び当該認定申請書等に係る認定書等の写し

（環境負荷低減事業活動用資産等の特別償却）

第五条の十二の五 施行令第六条の二の二第四項に規定する財務省令で定める書類は、当該個人が受けた環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和四年法律第三十七号。第一号において「促進法」という。）第三十九条第一項の認定に係る次に掲げる書類とする。

一 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律に基づく基盤確立事業実施計画の認定等に関する

財務省、厚生労働省、

る省令（令和四年農林水産省、経済産業省、令第三号。以下この条にお

環境省

いて「認定等省令」という。）第一条第一項の申請書に添付された促進法第三十九条第一項に規定する基盤確立事業実施計画（施行令第六条の二の二第四項に規定する機械等が記載されたものに限るものとし、当該基盤確立事業実施計画につき促進法第四十条第一項の規定による変更の認定があつたときは当該変更の認定に係る認定等省令第三条第一項の申請書に添付された変更後の促進法第三十九条第一項に規定する基盤確立事業実施計画を含む。）の写し

二 認定等省令第一条第一項の申請に係る認定通知書（前号の変更の認定があつたときは、当該変更の認定に係る認定通知書を含む。）の写し

（特定地域における工業用機械等の特別償却）

第五条の十三 省 略

2 7 省 略

認定書等の写し

三 同 上

4 同 上

一 同 上

二 法第十条の五の六第九項の規定の適用を受ける場合 その適用に係る同条第五項に規定する生産工程効率化等設備が記載された認定申請書等の写し及び当該認定申請書等に係る認定書等の写し

（特定地域における工業用機械等の特別償却）

第五条の十三 同 上

2 7 同 上

8| 省 略

9| 施行令第六条の三第二十四項に規定する財務省令で定める書類は、法第十二条第四項に規定する産業振興機械等に係る同項の表の各号の下欄に掲げる設備が当該設備をその事業の用に供した当該各号の上欄に掲げる地区に係る施行令第六条の三第十五項に規定する産業投資促進計画に記載された事項に適合するものであることにつき、当該地区内の市町村の長が確認した旨を証する書類とする。

(輸出事業用資産の割増償却)

第五条の十五 法第十三条第一項に規定する財務省令で定めるところにより

証明がされた年分は、同項に規定する輸出事業用資産につき同項の規定の適用を受けようとする年分の当該輸出事業用資産に係る農林水産省関係農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則（令和二年農林水産

8| 施行令第六条の三第十四項第四号に規定する財務省令で定めるものは、

奄美群島振興開発特別措置法施行規則（平成二十六年総務省、農林水産省、国土交通省令第二号）第三条第三号及び第四号に掲げる事項とする。

9| 同 上

10| 施行令第六条の三第二十六項に規定する財務省令で定める書類は、法第十二条第四項に規定する産業振興機械等に係る同項の表の各号の下欄に掲げる設備が当該設備をその事業の用に供した当該各号の上欄に掲げる地区に係る施行令第六条の三第十五項に規定する産業投資促進計画に記載された事項に適合するものであることにつき、当該地区内の市町村の長が確認した旨を証する書類とする。

(事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却)

第五条の十五 法第十三条第一項に規定する財務省令で定めるものは、農業競争力強化支援法（平成二十九年法律第三十五号）第二条第五項第一号の農業生産関連事業の譲渡又は譲受け並びに農業競争力強化支援法施行規則（平成二十九年農林水産省令第一号）第一条第一項第三号、第四号、第九号及び第十号に掲げる措置とする。

2| 施行令第六条の五に規定する財務省令で定める書類は、同条に規定する機械等が記載された農業競争力強化支援法第十八条第一項の認定に係る法第十三条第一項に規定する事業再編計画（農業競争力強化支援法第十九条第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの）のその認定に係る農業競争力強化支援法施行規則第四条第一項の申請書（当該事業再編計画が当該変更後のものである場合には、同令第七条第一項の申請書を含む。）の写し及び当該事業再編計画に係る同令第六条第一項の認定書（当該事業再編計画が当該変更後のものである場合には、同令第七条第四項の認定書を含む。）の写しとする。

(輸出事業用資産の割増償却)

第五条の十六 法第十三条の二第二項に規定する財務省令で定めるところに

より証明がされた年分は、同項に規定する輸出事業用資産につき同項の規定の適用を受けようとする年分の当該輸出事業用資産に係る農林水産省関係農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則（令和二年農林

省令第二十二号）第八条第一項の証明書の写しを当該年分の確定申告書に添付することにより証明がされた当該年分とする。

（倉庫用建物等の割増償却）

第六条の二 省 略

2 法第十五条第一項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされた年分は、国土交通大臣又は同項に規定する倉庫用建物等の所在地を管轄する地方運輸局長（運輸監理部長を含む。次項において同じ。）の当該倉庫用建物等が同条第一項の規定の適用を受けようとする年分において同項に規定する政令で定める要件を満たす特定流通業務施設に該当するものであることを証する書類を当該年分の確定申告書に添付することにより証明がされた当該年分とする。

3 施行令第八条第四項に規定する財務省令で定める書類は、法第十五条第一項の規定の適用を受けようとする倉庫用の建物（その附属設備を含む。）及び構築物について、国土交通大臣又は当該建物及び構築物の所在地を管轄する地方運輸局長の当該所在地が同項に規定する区域内であること並びに当該建物及び構築物が同項に規定する倉庫用建物等に該当するものであることを証する書類とする。

（特定の取締役等が受ける新株予約権の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税等）

第十一条の三 法第二十九条の二第一項ただし書に規定する財務省令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

一 法第二十九条の二第一項ただし書に規定する株式会社が、同項ただし書の付与決議（同項に規定する付与決議をいう。以下この条において同じ。）の日においてその設立の日以後の期間が五年以上二十年未満であること。

二 法第二十九条の二第一項ただし書に規定する株式会社が、次に掲げる会社のいずれかに該当すること。

イ 法第二十九条の二第一項ただし書の付与決議の日において金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所（ロ及び次項第二号において「金融商品取引所」という。）に上場されている株式又は店頭売買登録銘柄（株式で、認可金融商品取引業協会（同条第十三項に

水産省令第二十二号）第八条第一項の証明書の写しを当該年分の確定申告書に添付することにより証明がされた当該年分とする。

（倉庫用建物等の割増償却）

第六条の二 同 上

2 施行令第八条第三項に規定する財務省令で定める書類は、法第十五条第

一 項の規定の適用を受けようとする倉庫用の建物（その附属設備を含む。）及び構築物について、国土交通大臣又は当該建物及び構築物の所在地を管轄する地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）の当該所在地が同項に規定する区域内であること並びに当該建物及び構築物が同項に規定する倉庫用建物等に該当するものであることを証する書類とする。

（特定の取締役等が受ける新株予約権の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税等）

第十一条の三

規定する認可金融商品取引業協会をいう。以下この号において同じ。
（が、その定める規則に従い、その店頭売買につき、その売買価格を
発表し、かつ、当該株式の発行人に関する資料を公開するものとし
て登録したものをいう。以下この号及び次項第二号において同じ。）
として登録されている株式を発行する会社以外の会社

ロ 法第二十九条の二第一項ただし書の付与決議の日において、金融商
品取引所に上場されている株式を発行する会社（第三項第一号ハ及び
第十六項第八号において「上場会社」という。）で、当該株式が金融
商品取引法第二百一条の規定により内閣総理大臣への届出がなされ
て最初にいずれかの金融商品取引所に上場された日（当該株式が同日
の前日において店頭売買登録銘柄として登録されていた株式である場
合には、当該株式が最初に認可金融商品取引業協会の定める規則に従
い店頭売買登録銘柄として登録された日）以後の期間が五年未満であ
るもの

ハ 法第二十九条の二第一項ただし書の付与決議の日において、店頭売
買登録銘柄として登録されている株式を発行する会社（第三項第一号
ハ及び第十六項第八号において「店頭売買登録会社」という。）で、
当該株式が最初に認可金融商品取引業協会の定める規則に従い店頭売
買登録銘柄として登録された日以後の期間が五年未満であるもの

2| 法第二十九条の二第一項第一号に規定する財務省令で定める要件は、次
に掲げる要件とする。

一 法第二十九条の二第一項第一号に規定する株式会社が、同号の付与決
議の日においてその設立の日以後の期間が五年未満であること。

二 法第二十九条の二第一項第一号に規定する株式会社が、同号の付与決
議の日において金融商品取引所に上場されている株式又は店頭売買登録
銘柄として登録されている株式を発行する会社以外の会社であること。

3| 施行令第十九条の三第七項第四号に規定する財務省令で定める要件は、
次に掲げる要件とする。

法第二十九条の二第一項第一号に規定する財務省令で定める
要件は、次に掲げる要件とする。

一 法第二十九条の二第一項第一号に規定する株式会社が、同号の付与決
議（同項に規定する付与決議をいう。以下この条において同じ。）の日
においてその設立の日以後の期間が五年未満であること。

二 法第二十九条の二第一項第一号に規定する株式会社が、同号の付与決
議の日において金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引
所に上場されている株式又は店頭売買登録銘柄（株式で、同条第十三項
に規定する認可金融商品取引業協会が、その定める規則に従い、その店
頭売買につき、その売買価格を発表し、かつ、当該株式の発行人に関
する資料を公開するものとして登録したものをいう。）として登録され
ている株式を発行する会社以外の会社であること。

2| 同 上

一 法第二十九条の二第一項の株式会社（ハ及び次号において「付与会社」という。）は、新株予約権（同項に規定する新株予約権をいう。以下この条において同じ。）の行使を受けて振替又は交付をする対象株式（施行令第十九条の三第七項第二号イに規定する対象株式をいう。以下この項において同じ。）を当該対象株式の振替口座簿（法第二十九条の二第一項第六号イに規定する振替口座簿をいう。以下この項及び第十六項において同じ。）への記載若しくは記録若しくは保管の委託又は管理等信託（同号イに規定する管理等信託をいう。以下この項及び第十六項において同じ。）に係る金融商品取引業者等（同号イに規定する金融商品取引業者等をいう。以下この項において同じ。）の営業所等（同号イに規定する営業所等をいう。以下この項において同じ。）に引き渡す際に、次に掲げる事項を当該金融商品取引業者等の営業所等に通知すること。

イ 当該行使をした権利者（法第二十九条の二第一項に規定する権利者をいう。以下この項及び次項において同じ。）の氏名、住所（国内に住所を有しない者にあつては、所得税法施行規則第八十一条第一号から第三号までに掲げる場所。第十六項第十二号を除き、以下この条において同じ。）及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所。第五項第一号、第十五項第一号及び第十六項第一号において同じ。）

ロ 省 略

ハ 当該新株予約権に係る付与決議の日及び当該付与会社の設立の日（当該付与会社が上場会社又は店頭売買登録会社に該当するものである場合には当該付与決議の日及び設立の日並びに第一項第二号ロに規定する上場された日又は同号ハに規定する登録された日とし、当該付与会社が同号イに掲げる会社に該当するものである場合にはその旨並びに当該付与決議の日及び設立の日とする。）

ニ 当該対象株式の数並びに法第二十九条の二第一項第二号及び第三号の権利行使価額

ホ 当該新株予約権が特定従事者（法第二十九条の二第一項に規定する特定従事者をいう。第十五項において同じ。）に与えられたものである場合には、その旨

二 付与会社は、当該付与会社の特定株式（法第二十九条の二第四項に規定する特定株式をいう。以下この条において同じ。）を有する特例適用

一 法第二十九条の二第一項の株式会社（次号において「付与会社」という。）は、新株予約権（同項に規定する新株予約権をいう。以下この条において同じ。）の行使を受けて振替又は交付をする対象株式（施行令第十九条の三第七項第二号イに規定する対象株式をいう。以下この項において同じ。）を当該対象株式の振替口座簿（法第二十九条の二第一項第六号イに規定する振替口座簿をいう。以下この項及び第十三項において同じ。）への記載若しくは記録若しくは保管の委託又は管理等信託（同号イに規定する管理等信託をいう。以下この項及び第十三項において同じ。）に係る金融商品取引業者等（同号イに規定する金融商品取引業者等をいう。以下この項において同じ。）の営業所等（同号イに規定する営業所等をいう。以下この項において同じ。）に引き渡す際に、次に掲げる事項を当該金融商品取引業者等の営業所等に通知すること。

イ 当該行使をした権利者（法第二十九条の二第一項に規定する権利者をいう。以下この項において同じ。）の氏名、住所（国内に住所を有しない者にあつては、所得税法施行規則第八十一条第一号から第三号までに掲げる場所。第十三項第十二号を除き、以下この条において同じ。）及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所。次項、第十二項第一号及び第十三項第一号において同じ。）

ロ 同 上

ハ 当該対象株式の数及び権利行使価額（法第二十九条の二第一項に規定する権利行使価額をいう。以下この条において同じ。）

ニ 当該新株予約権が特定従事者（法第二十九条の二第一項に規定する特定従事者をいう。第十二項において同じ。）に与えられたものである場合には、その旨

二 付与会社は、当該付与会社の特定株式（法第二十九条の二第四項に規定する特定株式をいう。以下この条において同じ。）を有する特例適用

者（同項に規定する特例適用者をいう。ハ及び第十六項において同じ。）につき次に掲げる事実があつたことを知つたときは、遅滞なく、それぞれ次に定める事項を、当該特定株式の振替口座簿への記載若しくは記録若しくは保管の委託又は管理等信託に係る金融商品取引業者等の営業所等に通知すること。

イ・ロ 省略

ハ 特定株式（取締役等の特定株式（法第二十九条の二第四項に規定する取締役等の特定株式をいう。以下この条において同じ。）を除く。）を有する特例適用者の国外転出（法第二十九条の二第一項第七号に規定する国外転出をいう。以下この項、次項及び第十六項第十一号において同じ。）その旨及び国外転出をした日

三 金融商品取引業者等は、権利者又は承継特例適用者（法第二十九条の二第四項に規定する承継特例適用者をいう。以下この号、次項及び第十六項第三号において同じ。）が振替又は交付を受けた対象株式又は特定株式につき、当該金融商品取引業者等の振替口座簿に記載若しくは記録をする際又は保管の委託を受け、若しくは管理等信託を引き受ける際に、当該権利者又は承継特例適用者との間で次に掲げる事項を約すること。

イ・ロ 省略

ハ 当該権利者又は承継特例適用者が死亡した場合には、その者の相続人（受遺者である個人を含む。以下この号及び次項において同じ。）は、その相続の開始があつたことを知つた日以後遅滞なく、当該金融商品取引業者等の当該振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託若しくは管理等信託に係る営業所等にその旨及び当該相続の開始があつたことを知つた日を届け出ること。

ニ ト 省略

4 | 施行令第十九条の三第九項第四号に規定する財務省令で定める要件は、株式会社（法第二十九条の二第七項の株式会社をいう。以下この項において同じ。）が、権利者又は承継特例適用者が交付を受けた施行令第十九条の三第九項第二号に規定する対象株式等につき、法第二十九条の二第一項第六号口の管理をする際に、当該権利者又は承継特例適用者との間で次に掲げる事項を約することとする。

一 当該権利者又は承継特例適用者は、次に掲げる場合に該当することとなつた場合には、遅滞なく、その旨並びに変更前の氏名、住所及び個人

者（同項に規定する特例適用者をいう。ハ及び第十三項第三号において同じ。）につき次に掲げる事実があつたことを知つたときは、遅滞なく、それぞれ次に定める事項を、当該特定株式の振替口座簿への記載若しくは記録若しくは保管の委託又は管理等信託に係る金融商品取引業者等の営業所等に通知すること。

イ・ロ 同上

ハ 特定株式（取締役等の特定株式（法第二十九条の二第四項に規定する取締役等の特定株式をいう。次号、第七項及び第十三項第十一号において同じ。）を除く。）を有する特例適用者の国外転出（同条第一項第七号に規定する国外転出をいう。以下この項及び第十三項第十一号において同じ。）その旨及び国外転出をした日

三 金融商品取引業者等は、権利者又は承継特例適用者（法第二十九条の二第四項に規定する承継特例適用者をいう。以下この号及び第十三項第三号において同じ。）が振替又は交付を受けた対象株式又は特定株式につき、当該金融商品取引業者等の振替口座簿に記載若しくは記録をする際又は保管の委託を受け、若しくは管理等信託を引き受ける際に、当該権利者又は承継特例適用者との間で次に掲げる事項を約すること。

イ・ロ 同上

ハ 当該権利者又は承継特例適用者が死亡した場合には、その者の相続人（受遺者である個人を含む。以下この号において同じ。）は、その相続の開始があつたことを知つた日以後遅滞なく、当該金融商品取引業者等の当該振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託若しくは管理等信託に係る営業所等にその旨及び当該相続の開始があつたことを知つた日を届け出ること。

ニ ト 同上

番号並びに変更後の氏名、住所及び個人番号（イに掲げる場合にあっては、その旨並びに変更前の氏名及び住所並びに変更後の氏名及び住所）を、当該管理に係る株式会社に届け出ること。

イ 当該権利者又は承継特例適用者の氏名又は住所の変更をした場合

ロ 当該権利者又は承継特例適用者の個人番号の変更をした場合

二 当該権利者又は承継特例適用者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定により個人番号が初めて通知された場合には、遅滞なく、その旨並びにその通知を受けた後の氏名、住所及び個人番号を当該管理に係る株式会社に届け出ること。

三 当該権利者又は承継特例適用者が死亡した場合には、その者の相続人は、その相続の開始があつたことを知つた日以後遅滞なく、当該管理に係る株式会社にその旨及び当該相続の開始があつたことを知つた日を届け出ること。

四 当該権利者が死亡した場合には、その者の相続人は、その相続の開始があつたことを知つた日の翌日から十月以内に、当該権利者が当該管理をさせていた特定株式の返還を受け、又は引き続き当該特定株式（取締役等の特定株式に限る。）の管理をさせること。

五 当該株式会社は、当該管理をしている特定株式を有する個人が死亡したことを知つた場合において、その者の相続人が、前号の期限内に、当該特定株式の返還を受けず、かつ、引き続き当該特定株式（取締役等の特定株式に限る。）の管理をさせないときは、当該管理をしている特定株式に係る管理を終了させること。

六 当該権利者（取締役等の特定株式以外の特定株式を有する当該権利者に限る。次号において同じ。）は、国外転出をする場合には、当該国外転出をする時までに当該管理に係る株式会社にその旨を届け出ること。

七 当該株式会社は、当該権利者が国外転出をした場合には、当該権利者が有する取締役等の特定株式以外の特定株式に係る管理を終了させること。

八 当該権利者又は承継特例適用者は、当該管理がされている特定株式又は承継特定株式（法第二十九条の二第四項に規定する承継特定株式をいう。以下この条において同じ。）の譲渡をした場合（当該株式会社に譲渡をした場合を除く。）には、遅滞なく、当該譲渡をした特定株式又は承継特定株式に係る売買契約書の写しを当該株式会社に提出（当該写し

の提出に代えて行う電磁的方法（法第二十九条の二第二項第一号に規定する電磁的方法をいう。第六項において同じ。）による当該写しに記載すべき事項の提供を含む。）をすること。

5| 法第二十九条の二第二項第三号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 当該書面の法第二十九条の二第二項第三号に規定する提出をする者（以下この項において「提出者」という。）の氏名、住所及び個人番号（当該提出者が同条第一項に規定する権利承継相続人である場合には、当該提出者の氏名、住所及び個人番号並びにその者の被相続人である同項に規定する取締役等（第十五項において「取締役等」という。）の氏名、死亡の時における住所及び死亡年月日）

二 その行使をする特定新株予約権（法第二十九条の二第一項に規定する特定新株予約権をいう。以下この条において同じ。）に係る付与決議があつた年月日

三 その行使をする特定新株予約権に係る法第二十九条の二第一項に規定する契約において定められている事項のうち、当該特定新株予約権に係る株式の種類、数及び一株当たりの権利行使価額（同項第二号及び第三号の権利行使価額をいう。以下この項において同じ。）

四 七 省 略

6| 法第二十九条の二第二項第一号から第三号までの株式会社は、同項第一号から第三号までに規定する提出を受けた同条第三項に規定する書面を、他の関係書類（電磁的方法により提供された当該関係書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）とともに各人別に整理し、当該提出を受けた日の属する年の翌年から五年間保存しなければならない。

7| 法第二十九条の二第四項に規定する財務省令で定める法人は、同条第一項第六号ロに規定する管理に係る契約の移転を受けた次の各号に掲げる合併等（施行令第十九条の三第十一項に規定する合併、分割型分割、株式分配、株式交換又は株式移転をいう。以下この項において同じ。）の区分に応じ当該各号に定める法人（内国法人に限る。）とする。

一 法第二十九条の二第一項第六号ロに規定する株式会社を被合併法人等（所得税法施行令第一百二十二条第一項に規定する被合併法人、同令第一百二十三条第二項に規定する分割法人、同令第一百三十三条の二第三項に規定する現物分配法人、法人税法第二条第十二号の六に規定する株式交換完全子

3| 同上

一 当該書面を提出する者（以下この項において「提出者」という。）の氏名、住所及び個人番号（当該提出者が法第二十九条の二第一項に規定する権利承継相続人である場合には、当該提出者の氏名、住所及び個人番号並びにその者の被相続人である同項に規定する取締役等（第十二項において「取締役等」という。）の氏名、死亡の時における住所及び死亡年月日）

二 その行使をする特定新株予約権（法第二十九条の二第一項に規定する特定新株予約権をいう。以下この項、第七項第五号及び第十二項において同じ。）に係る付与決議があつた年月日

三 その行使をする特定新株予約権に係る法第二十九条の二第一項に規定する契約において定められている事項のうち、当該特定新株予約権に係る株式の種類、数及び一株当たりの権利行使価額

四 七 同 上

4| 法第二十九条の二第二項第一号から第三号までの株式会社は、その提出を受けた同項第一号から第三号までの書面を、他の関係書類とともに各人別に整理し、当該提出を受けた日の属する年の翌年から五年間保存しなければならない。

法人又は同条第十二号の六の五に規定する株式移転完全子法人をいう。
以下この項において同じ。）とする合併等 当該合併等に係る合併法人
等（次に掲げる法人をいう。以下この項において同じ。）

イ 所得税法施行令第百十二条第一項に規定する合併法人又は合併親
人

ロ 所得税法施行令第百十三条第一項に規定する分割承継法人又は分割
承継親法人

ハ 所得税法施行令第百十三条の二第一項に規定する完全子法人

ニ 株式交換完全親法人（施行令第十九条の三第十一項に規定する株式
交換完全親法人をいう。ニにおいて同じ。）又は株式交換完全親法人
との間に同項に規定する政令で定める関係がある法人

ホ 施行令第十九条の三第十一項に規定する株式移転完全親法人

二 前号又は次号に定める合併法人等を被合併法人等とする合併等 当該
合併等に係る合併法人等

三 前号に定める合併法人等を被合併法人等とする合併等 当該合併等に
係る合併法人等

8| 施行令第十九条の三第十一項に規定する財務省令で定める株式は、特例
適用株式（法第二十九条の二第一項本文の適用を受けて取得した株式をい
う。以下この項及び次項において同じ。）について、当該特例適用株式の
数に応じて当該特例適用株式を発行した法人の株式無償割当て（所得税法
施行令第百十一条第二項に規定する株式無償割当てをいう。）により割り
当てられた株式を取得した場合（当該特例適用株式と異なる種類の株式を
取得した場合に限る。）における当該割り当てられた株式とする。

9| 施行令第十九条の三第十一項に規定する単元未満株式その他これに類す
るものとして財務省令で定めるものは、特例適用株式及び当該特例適用株
式と同一銘柄の他の株式に係る所得税法施行令第百十条第一項に規定する
分割若しくは併合後の所有株式、同令第百十一条第二項に規定する株式無
償割当て後の所有株式、同令第百十二条第一項に規定する合併に係る同項
に規定する合併法人株式若しくは合併親法人株式、同令第百十三条第一項
に規定する分割型分割に係る同項に規定する分割承継法人株式若しくは分
割承継親法人株式若しくは同令第百十三条の二第一項に規定する株式分配
に係る同項に規定する完全子法人株式又は所得税法第五十七条の四第一項
に規定する株式交換により同項に規定する株式交換完全親法人（以下この

5| 施行令第十九条の三第九項に規定する財務省令で定める株式は、特例適
用株式（法第二十九条の二第一項本文の適用を受けて取得した株式をい
う。以下この項及び次項において同じ。）について、当該特例適用株式の
数に応じて当該特例適用株式を発行した法人の株式無償割当て（所得税法
施行令第百十一条第二項に規定する株式無償割当てをいう。）により割り
当てられた株式を取得した場合（当該特例適用株式と異なる種類の株式を
取得した場合に限る。）における当該割り当てられた株式とする。

6| 施行令第十九条の三第九項に規定する単元未満株式その他これに類する
ものとして財務省令で定めるものは、特例適用株式及び当該特例適用株
式と同一銘柄の他の株式に係る所得税法施行令第百十条第一項に規定する
分割若しくは併合後の所有株式、同令第百十一条第二項に規定する株式無
償割当て後の所有株式、同令第百十二条第一項に規定する合併に係る同項
に規定する合併法人株式若しくは合併親法人株式、同令第百十三条第一項
に規定する分割型分割に係る同項に規定する分割承継法人株式若しくは分
割承継親法人株式若しくは同令第百十三条の二第一項に規定する株式分配
に係る同項に規定する完全子法人株式又は所得税法第五十七条の四第一項
に規定する株式交換により同項に規定する株式交換完全親法人（以下この項

項において「株式交換完全親法人」という。）から交付を受けた当該株式交換完全親法人の株式若しくは株式交換完全親法人との間に同条第一項に規定する政令で定める関係がある法人（以下この項において「親法人」という。）の株式、同条第二項に規定する株式移転により同項に規定する株式移転完全親法人から交付を受けた当該株式移転完全親法人の株式、同条第三項第二号に規定する取得条項付株式の同号に規定する取得事由の発生により交付を受けた株式、同項第三号に規定する全部取得条項付種類株式の同号に規定する取得決議により交付を受けた株式若しくは前項に規定する株式無償割当てにより割り当てられた同項に規定する株式のうち、当該特例適用株式に対応する部分のこれらの所有株式、合併法人株式若しくは合併親法人株式、分割承継法人株式若しくは分割承継親法人株式若しくは完全子法人株式又は株式交換完全親法人の株式若しくは親法人の株式、株式移転完全親法人の株式、当該取得事由の発生若しくは取得決議により交付を受けた株式若しくは当該株式無償割当てにより割り当てられた株式で会社法第百八十九条第一項に規定する単元未満株式に該当するものとする。

10| 施行令第十九条の三第二十四項の規定により読み替えて適用される施行令第二十五条の八第十四項（施行令第二十五条の九第十三項において準用する場合を含む。次項において同じ。）に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項（当該特定株式のうちに取締役等の特定株式以外の特定株式が含まれている場合には、施行令第十九条の三第二十二項各号に規定するこれらの特定株式の別に、それぞれについての当該事項）とする。

一 特定株式又は承継特定株式の譲渡をした年月日

二六 省略

11| 施行令第十九条の三第二十四項の規定により読み替えられた施行令第二十五条の八第十四項の規定の適用がある場合における第十八条の九第二項（第十八条の十第二項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第十八条の九第二項中「明細書は」とあるのは「書類は」と、「明細書には、」とあるのは「書類には、当該譲渡をした施行令第十九条の三第二十四項に規定する特定株式又は承継特定株式と当該特定株式及び承継特定株式以外の株式等（法第三十七条の十第二項に規定する株式等という。）との別に」と、「項目別の金額」とあるのは「項目別の金額、当該特定株式又は承継特定株式に係る第十一条の三第十項に規定する事項」と

において「株式交換完全親法人」という。）から交付を受けた当該株式交換完全親法人の株式若しくは株式交換完全親法人との間に同条第一項に規定する政令で定める関係がある法人（以下この項において「親法人」という。）の株式、同条第二項に規定する株式移転により同項に規定する株式移転完全親法人から交付を受けた当該株式移転完全親法人の株式、同条第三項第二号に規定する取得条項付株式の同号に規定する取得事由の発生により交付を受けた株式、同項第三号に規定する全部取得条項付種類株式の同号に規定する取得決議により交付を受けた株式若しくは前項に規定する株式無償割当てにより割り当てられた同項に規定する株式のうち、当該特例適用株式に対応する部分のこれらの所有株式、合併法人株式若しくは合併親法人株式、分割承継法人株式若しくは分割承継親法人株式若しくは完全子法人株式又は株式交換完全親法人の株式若しくは親法人の株式、株式移転完全親法人の株式、当該取得事由の発生若しくは取得決議により交付を受けた株式若しくは当該株式無償割当てにより割り当てられた株式で会社法第百八十九条第一項に規定する単元未満株式に該当するものとする。

7| 施行令第十九条の三第二十二項の規定により読み替えて適用される施行令第二十五条の八第十四項（施行令第二十五条の九第十三項において準用する場合を含む。次項において同じ。）に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項（当該特定株式のうちに取締役等の特定株式以外の特定株式が含まれている場合には、施行令第十九条の三第二十項各号に規定するこれらの特定株式の別に、それぞれについての当該事項）とする。

一 特定株式又は承継特定株式（法第二十九条の二第四項に規定する承継特定株式をいう。以下この条において同じ。）の譲渡をした年月日

二六 同上

8| 施行令第十九条の三第二十二項の規定により読み替えられた施行令第二十五条の八第十四項の規定の適用がある場合における第十八条の九第二項（第十八条の十第二項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第十八条の九第二項中「明細書は」とあるのは「書類は」と、「明細書には、」とあるのは「書類には、当該譲渡をした施行令第十九条の三第二十二項に規定する特定株式又は承継特定株式と当該特定株式及び承継特定株式以外の株式等（法第三十七条の十第二項に規定する株式等という。）との別に」と、「項目別の金額」とあるのは「項目別の金額、当該特定株式又は承継特定株式に係る第十一条の三第七項に規定する事項」と

する。

12| 第十項の規定は、施行令第十九条の第三十六項の規定により読み替えて適用される施行令第二十五条の十一第四項又は第五項に規定する財務省令で定める事項について準用する。

13| 第十一項の規定は、施行令第十九条の第三十六項の規定により読み替えられた施行令第二十五条の十一第四項又は第五項の規定により確定申告書に添付すべき書類について準用する。この場合において、第十一項中「第十九条の第三十四項に」とあるのは「第十九条の第三十六項に」と、「第十一条の第三十項」とあるのは「第十一条の第三十二項において準用する同条第十項」と読み替えるものとする。

14| 施行令第十九条の第三十七項に規定する財務省令で定める場所は、所得税法施行規則第八十一条第一号から第三号までに掲げる場所とする。

15| 施行令第十九条の第三十七項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 四 省 略

五 当該特定新株予約権の行使に係る株式の種類及び数並びに法第二十九条の二第一項第三号の権利行使価額

六 八 省 略

16| 施行令第十九条の第三十八項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項（当該特定株式又は承継特定株式のうちに同条第十一項に規定する合併法人株式若しくは合併親法人株式、分割承継法人株式若しくは分割承継親法人株式、完全子法人株式、株式交換完全親法人の株式若しくは同項に規定する株式交換完全親法人との間に同項に規定する政令で定める関係がある法人の株式又は同項に規定する株式移転完全親法人の株式（以下この項において「合併法人株式等」という。）が含まれている場合には、当該合併法人株式等と当該合併法人株式等以外の特定株式又は承継特定株式との別に、それぞれについての当該事項）とする。

一 当該特定株式又は承継特定株式につき、振替口座簿への記載若しくは記録を受け、若しくは保管の委託若しくは管理等信託をし、又は法第二十九条の二第一項第六号ロの管理をさせている者の氏名、住所及び個人番号

二 前年中に特定新株予約権の行使をした特例適用者の氏名、住所又は個人番号が当該特定新株予約権の付与に係る契約を締結した時の氏名、住

する。

9| 第七項の規定は、施行令第十九条の第三十四項の規定により読み替えて適用される施行令第二十五条の十一第四項又は第五項に規定する財務省令で定める事項について準用する。

10| 第八項の規定は、施行令第十九条の第三十四項の規定により読み替えられた施行令第二十五条の十一第四項又は第五項の規定により確定申告書に添付すべき書類について準用する。この場合において、第八項中「第十九条の第三十二項に」とあるのは「第十九条の第三十四項に」と、「第十一条の第三七項」とあるのは「第十一条の第三九項において準用する同条第七項」と読み替えるものとする。

11| 施行令第十九条の第三十五項に規定する財務省令で定める場所は、所得税法施行規則第八十一条第一号から第三号までに掲げる場所とする。

12| 施行令第十九条の第三十五項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 四 同 上

五 当該特定新株予約権の行使に係る株式の種類及び数並びに権利行使価額

六 八 同 上

13| 施行令第十九条の第三十六項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項（当該特定株式又は承継特定株式のうちに同条第九項に規定する分割承継法人株式、分割承継親法人株式又は完全子法人株式（以下この項において「分割承継法人株式等」という。）が含まれている場合には、当該分割承継法人株式等と当該分割承継法人株式等以外の特定株式又は承継特定株式との別に、それぞれについての当該事項）とする。

一 当該特定株式又は承継特定株式につき振替口座簿への記載若しくは記録を受け、又は保管の委託若しくは管理等信託をしている者の氏名、住所及び個人番号

二 前年中に第二項第一号の通知（同号ロに掲げる事項に係るものに限る。）があつた場合には、同号ロに規定する当該契約を締結した時の氏名

所又は個人番号と異なる場合には、当該契約を締結した時の氏名、住所及び個人番号

三 省 略

四 当該特定株式又は承継特定株式に係る法第二十九条の二第七項の株式会社（当該特定株式又は承継特定株式のうちに合併法人株式等が含まれている場合には、当該合併法人株式等に係る第七項第一号に規定する被合併法人等及び合併法人等）の名称、本店の所在地及び法人番号（前年中に名称又は所在地に変更があつた場合には、当該変更前の名称及び所在地を含む。）

五 当該特定株式又は承継特定株式の振替口座簿への記載若しくは記録若しくは保管の委託に係る口座若しくは管理等信託又は法第二十九条の二第一項第六号ロの管理に係る契約を開設し、又は締結した年月日（当該特定株式又は承継特定株式の振替口座簿への記載若しくは記録若しくは保管の委託若しくは管理等信託又は当該管理の期間が定められている場合には、当該期間）

六 省 略

七 前年中における当該特定株式又は承継特定株式の受入れ若しくは取得又は振替若しくは交付をした年月日、数及び事由

八 前年中に特定新株予約権の行使により交付をされた当該特定株式の法第二十九条の二第一項第二号及び第三号の権利行使価額並びに当該特定株式に係る特定新株予約権の付与決議のあつた年月日及び当該特定株式に係る株式会社の設立の年月日（当該株式会社が上場会社又は店頭売買登録会社に該当するものである場合には当該権利行使価額、付与決議のあつた年月日及び設立の年月日並びに第一項第二号ロに規定する上場された日又は同号ハに規定する登録された日とし、当該株式会社が同号イに掲げる会社に該当するものである場合にはその旨並びに当該権利行使価額、付与決議のあつた年月日及び設立の年月日とする。）

九 法第二十九条の二第一項第六号イ又はロに規定する取決めに従つて当該特定株式又は承継特定株式の譲渡がされた場合には、当該譲渡の対価の額

十 十三 省 略

、住所又は個人番号

三 同 上

四 当該特定株式又は承継特定株式に係る株式会社（当該特定株式又は承継特定株式のうちに分割承継法人株式等が含まれている場合には、当該分割承継法人株式等に係る所得税法施行令第一百三十三条第二項に規定する分割法人及び同条第一項に規定する分割承継法人若しくは分割承継親法人又は同令第一百三十三条の二第三項に規定する現物分配法人及び同条第一項に規定する完全子法人）の名称、本店の所在地及び法人番号（前年中に名称又は所在地に変更があつた場合には、当該変更前の名称及び所在地を含む。）

五 当該特定株式又は承継特定株式の振替口座簿への記載若しくは記録若しくは保管の委託に係る口座又は管理等信託に係る契約を開設し、又は締結した年月日（当該特定株式又は承継特定株式の振替口座簿への記載若しくは記録若しくは保管の委託又は管理等信託の期間が定められている場合には、当該期間）

六 同 上

七 前年中における当該特定株式又は承継特定株式の受入れ又は振替若しくは交付をした年月日、数及び事由

八 前年中に受け入れた当該特定株式の権利行使価額

九 法第二十九条の二第一項第六号に規定する取決めに従つて当該特定株式又は承継特定株式の譲渡がされた場合には、当該譲渡の対価の額

十 十三 同 上

17) 施行令第十九条の三第二十七項及び第二十八項に規定する調書の書式は、それぞれ別表第六(一)及び別表第六(二)による。

18) 国税庁長官は、別表第六(一)及び別表第六(二)の書式について必要があるときは、所要の事項を付記すること又は一部の事項を削ることができる。この場合において、国税庁長官は、併せてこれらの用紙の大きさをこれらの表に定める大きさ以外の大きさ(産業標準化法第二十条第一項に規定する日本産業規格に適合するものに限る。)とすることができ。

19) 特定株式又は承継特定株式の譲渡の対価の支払をする場合における当該支払をする者に対する所得税法施行規則第九十条の二第一項の規定の適用については、同項中「居住者又は恒久的施設を有する非居住者」とあるのは「個人」と、「法第二百二十五条第一項第十号」とあるのは「租税特別措置法施行令第十九条の三第三十四項(特定の取締役等が受ける新株予約権の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税等)の規定により読み替えて適用される法第二百二十五条第一項第十号」と、「定める事項」とあるのは「定める事項及び当該株式等のうちに同令第十九条の三第三十五項に規定する特定株式又は承継特定株式が含まれている旨」と、同項第一号ハ中「銘柄別」とあるのは「銘柄別(同一銘柄の株式のうちに租税特別措置法施行令第十九条の三第三十五項に規定する特定株式又は承継特定株式と当該特定株式及び承継特定株式以外の株式とが含まれている場合には、当該特定株式又は承継特定株式と当該特定株式及び承継特定株式以外の株式の別)」とする。

20) 特定株式又は承継特定株式につき所得税法第二百二十四条の三第三項に規定する金銭等の交付をする場合における当該交付をする者に対する所得税法施行規則第九十条の三第一項の規定の適用については、同項中「居住者又は恒久的施設を有する非居住者」とあるのは「個人」と、「法第二百二十五条第一項第十号」とあるのは「租税特別措置法施行令第十九条の三第三十四項(特定の取締役等が受ける新株予約権の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税等)の規定により読み替えて適用される法第二百二十五条第一項第十号」と、「次に掲げる事項」とあるのは「次に掲げる事項及び当該交付金銭等の交付の基因となった株式のうちに同令第十九条の三第三十五項に規定する特定株式又は承継特定株式が含まれている旨」と、同項第三号中「種類別」とあるのは「種類別(同一種類の株式のうちに租税特別措置法施行令第十九条の三第三十五項に規定する特定株式又

14) 施行令第十九条の三第二十五項及び第二十六項に規定する調書の書式は、それぞれ別表第六(一)及び別表第六(二)による。

15) 特定株式又は承継特定株式の譲渡の対価の支払をする場合における当該支払をする者に対する所得税法施行規則第九十条の二第一項の規定の適用については、同項中「居住者又は恒久的施設を有する非居住者」とあるのは「個人」と、「法第二百二十五条第一項第十号」とあるのは「租税特別措置法施行令第十九条の三第三十二項(特定の取締役等が受ける新株予約権の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税等)の規定により読み替えて適用される法第二百二十五条第一項第十号」と、「定める事項」とあるのは「定める事項及び当該株式等のうちに同令第十九条の三第三十三項に規定する特定株式又は承継特定株式が含まれている旨」と、同項第一号ハ中「銘柄別」とあるのは「銘柄別(同一銘柄の株式のうちに租税特別措置法施行令第十九条の三第三十三項に規定する特定株式又は承継特定株式と当該特定株式及び承継特定株式以外の株式とが含まれている場合には、当該特定株式又は承継特定株式と当該特定株式及び承継特定株式以外の株式の別)」とする。

16) 特定株式又は承継特定株式につき所得税法第二百二十四条の三第三項に規定する金銭等の交付をする場合における当該交付をする者に対する所得税法施行規則第九十条の三第一項の規定の適用については、同項中「居住者又は恒久的施設を有する非居住者」とあるのは「個人」と、「法第二百二十五条第一項第十号」とあるのは「租税特別措置法施行令第十九条の三第三十二項(特定の取締役等が受ける新株予約権の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税等)の規定により読み替えて適用される法第二百二十五条第一項第十号」と、「次に掲げる事項」とあるのは「次に掲げる事項及び当該交付金銭等の交付の基因となった株式のうちに同令第十九条の三第三十三項に規定する特定株式又は承継特定株式が含まれている旨」と、同項第三号中「種類別」とあるのは「種類別(同一種類の株式のうちに租税特別措置法施行令第十九条の三第三十三項に規定する特定株式又

は承継特定株式と当該特定株式及び承継特定株式以外の株式とが含まれて
いる場合には、当該特定株式又は承継特定株式と当該特定株式及び承継特
定株式以外の株式の別」とする。

(収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例)

第十四条 省 略

254 省 略

5 法第三十三条第六項（法第三十三条の二第三項において準用する場合を
含む。）に規定する財務省令で定める書類は、次の各号の区分に応じそれ
ぞれ当該各号に定める書類（法第三十三条第三項において準用する同条第
一項の規定の適用を受ける場合には、当該書類並びに同項に規定する取得
をする予定の同項に規定する代替資産についての取得予定年月日及び当該
代替資産の取得価額の見積額その他の明細を記載した書類（次項において
「代替資産明細書」という。）とする。

一七の二 省 略

八 法第三十三条第一項第七号の規定に該当して消滅（価値の減少を含む
。次号ロ及び二において同じ。）をする漁業権、入漁権、漁港水面施設
運営権その他水の利用に関する権利又は鉱業権（租鉱権及び採石権その
他土石を採掘し、又は採取する権利を含む。）同項第七号に規定する
事業の施行に関する主務大臣又は当該事業の施行に係る地域を管轄する
都道府県知事のその旨を証する書類（当該事業の施行者が国又は地方公
共団体である場合において、当該事業の施行者に代わり、地方公共団体
又は地方公共団体が財産を提供して設立した団体が同号に規定する補償
金又は対価の支払をするときは、当該証する書類で当該支払をする者の
名称及び所在地の記載があるもの）

九 法第三十三条第一項第八号の規定に該当する資産 次に掲げる資産の
区分に応じそれぞれ次に定める書類

イ・ロ 省 略

ハ 漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和二十五年法律第百三十七
号）第五十九条第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定による処
分により消滅をした漁港水面施設運営権 当該処分をした同項の漁港
管理者のその旨を証する書類

ニ 省 略

は承継特定株式と当該特定株式及び承継特定株式以外の株式とが含まれて
いる場合には、当該特定株式又は承継特定株式と当該特定株式及び承継特
定株式以外の株式の別」とする。

(収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例)

第十四条 同 上

254 同 上

5 同 上

一七の二 同 上

八 法第三十三条第一項第七号の規定に該当して消滅（価値の減少を含む
。次号ロ及びハにおいて同じ。）をする漁業権、入漁権その他水の利用
に関する権利又は鉱業権（租鉱権及び採石権その他土石を採掘し、又は
採取する権利を含む。）同号に規定する事業の施行に関する主務大臣
又は当該事業の施行に係る地域を管轄する都道府県知事のその旨を証す
る書類（当該事業の施行者が国又は地方公共団体である場合において、
当該事業の施行者に代わり、地方公共団体又は地方公共団体が財産を提
供して設立した団体が同号に規定する補償金又は対価の支払をするとき
は、当該証する書類で当該支払をする者の名称及び所在地の記載がある
もの）

九 同 上

イ・ロ 同 上

ハ 同 上

ホ 水道法（昭和三十二年法律第七十七号）第四十二条第一項の規定により買収される資産 国土交通大臣のその旨を証する書類

十 十二 省 略

6 5 9 省 略

（特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特
別控除）

第十七条 法第三十四条第四項に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

一・二 省 略

三 法第三十四条第二項第三号の場合 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める書類

イ 土地等が古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和四十一年法律第一号）第十二条第一項の規定により買い取られる場合
府県知事（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、当該指定都市の長）の当該土地等を古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法第十二条第一項の規定により買い取った旨を証する書類

ロ 土地等が都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第十七条第一項又は第三項の規定により買い取られる場合 地方公共団体の長の当該土地等をこれらの規定により買い取った旨を証する書類

ニ 水道法（昭和三十二年法律第七十七号）第四十二条第一項の規定により買収される資産 厚生労働大臣のその旨を証する書類

十 十二 同 上

6 5 9 同 上

（特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特
別控除）

第十七条 同 上

一・二 同 上

三 同 上

イ 土地等が古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和四十一年法律第一号）第十一条第一項の規定により買い取られる場合
府県知事（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、当該指定都市の長）の当該土地等を古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法第十一条第一項の規定により買い取った旨を証する書類

ロ 土地等が都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第十七条第一項又は第三項の規定により買い取られる場合 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める書類

(1) 当該土地等が地方公共団体に買い取られる場合 当該地方公共団体の長の当該土地等を都市緑地法第十七条第一項又は第三項の規定により買い取った旨を証する書類

(2) 当該土地等が施行令第二十二条の七第二項に規定する推進法人に買い取られる場合 都市緑地法第十七条第二項の規定に基づき当該推進法人を当該土地等の買取りをする者として定めた地方公共団体の長の当該推進法人が当該土地等を同条第三項の規定により買い取った旨、当該土地等の買取りをする者が当該推進法人に該当する旨及び当該土地等の買取りが施行令第二十二条の七第二項各号に掲げる要件を満たすものである旨を証する書類

ハ 同 上

ハ 同 上
三の二 法第三十四条第二項第三号の二の場合 同号の都市緑化支援機構

に対する古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法第十三条第一項の規定による要請（以下この号において「買取要請」という。）をした府県の知事又は買取要請をした地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長の当該都市緑化支援機構が法第三十四条第二項第三号の二に規定する対象土地を古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法第十三条第四項の規定により買い取った旨及び当該対象土地が当該都市緑化支援機構に買い取られる場合が施行令第二十二條の七第二項各号に掲げる要件を満たすものであることを証する書類

三の三 法第三十四条第二項第三号の三の場合 同号の都市緑化支援機構に対する都市緑地法第十七条の二第一項の規定による要請（以下この号において「買取要請」という。）をした都道府県の知事又は買取要請をした市の長の当該都市緑化支援機構が法第三十四条第二項第三号の三に規定する対象土地を都市緑地法第十七条の二第四項の規定により買い取った旨及び当該対象土地が当該都市緑化支援機構に買い取られる場合が施行令第二十二條の七第三項において準用する同条第二項各号に掲げる要件を満たすものであることを証する書類

四 法第三十四条第二項第四号の場合 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める書類

イ 施行令第二十二條の七第五項第二号に規定する土地が支援団体（同項第一号に規定する支援団体をいう。イにおいて同じ。）に買い取られる場合 文化財保護法第百九十二条の二第一項の規定により当該支援団体の指定をした同項の市町村の教育委員会が置かれている当該市町村の長の当該土地が当該支援団体に買い取られる場合が施行令第二十二條の七第五項各号に掲げる要件を満たすものであることを証する書類

ロ 省 略

五・六 省 略

七 法第三十四条第二項第七号の場合 市町村長の当該土地等が同号に規定する区域内にある同号に規定する農用地である旨を証する書類、同号の農地中間管理機構の当該土地等を同号の申出に基づき買い取った旨を証する書類及び都道府県知事の当該土地等が当該農地中間管理機構に買い取られる場合が施行令第二十二條の七第六項に規定する要件を満たすものであることを証する書類

四 同 上

イ 施行令第二十二條の七第五項第一号に規定する土地が支援団体（同条第四項に規定する支援団体をいう。イにおいて同じ。）に買い取られる場合 文化財保護法第百九十二条の二第一項の規定により当該支援団体の指定をした同項の市町村の教育委員会が置かれている当該市町村の長の当該土地の買取りをする者が当該支援団体に該当する旨及び当該土地の買取りが施行令第二十二條の七第五項各号に掲げる要件を満たすものである旨を証する書類

ロ 同 上

五・六 同 上

七 法第三十四条第二項第七号の場合 市町村長の当該土地等が同号に規定する区域内にある同号に規定する農用地である旨を証する書類、当該土地等の買取りをする者の当該土地等を同号の申出に基づき買い取った旨を証する書類及び都道府県知事の当該土地等の買取りをする者が同号に規定する農地中間管理機構に該当する旨を証する書類

2 省 略

（特定の居住用財産の買換えの場合の長期譲渡所得の課税の特例）

第十八条の四 省 略

25 省 略

6 法第三十六条の二第七項において準用する法第三十三条第七項に規定する財務省令で定める書類は、取得をした買換資産に係る登記事項証明書、売買契約書の写しその他の書類で当該買換資産の取得をしたこと、当該買換資産に係る家屋の床面積（施行令第二十四条の二第三項第一号に規定する個人が居住の用に供する部分の同号イ(1)又は(2)の床面積をいう。）が五十平方メートル以上であること及び当該買換資産に係る土地の面積（施行令第二十四条の二第三項第二号に規定する土地の面積をいう。）が五百平方メートル以下であることを明らかにする書類並びに当該買換資産に係る家屋が施行令第二十四条の二第三項第一号イに掲げる建築後使用されたことのない家屋（令和六年一月一日以後に当該個人の居住の用に供したものである）又は供する見込みであるものに限る。）である場合における第十八条の二第十一第八項第一号チに規定する法第四十一条第二十七項に規定する特定居住用家屋に該当するものの以外のものであることを明らかにする書類、当該買換資産に係る家屋が施行令第二十四条の二第三項第一号ロ又はハに掲げる建築後使用されたことのある家屋である場合におけるその取得の日以前二十五年以内に建築されたものであることを明らかにする書類若しくはその写し又は第二項に規定する書類並びに当該取得をした者が当該買換資産を同条第十項に規定する日までに居住の用に供していない場合におけるその旨及びその居住の用に供する予定年月日その他の事項を記載した書類とする。

7 省 略

（金融商品取引業者等の営業所における帳簿書類等の整理保存）

第十八条の十の三

金融商品取引業者等の営業所の長は、次の各号に掲げる帳簿及び書類を各人別に整理し、当該各号に定める日の属する年の翌年から五年間保存しなければならない。

一 省 略

二 当該金融商品取引業者等の営業所の長が受理した特定管理口座開設届

2 同 上

（特定の居住用財産の買換えの場合の長期譲渡所得の課税の特例）

第十八条の四 同 上

25 同 上

6 法第三十六条の二第七項において準用する法第三十三条第七項に規定する財務省令で定める書類は、取得をした買換資産に係る登記事項証明書、売買契約書の写しその他の書類で当該買換資産の取得をしたこと、当該買換資産に係る家屋の床面積（施行令第二十四条の二第三項第一号に規定する個人が居住の用に供する部分の同号イ(1)又は(2)の床面積をいう。）が五十平方メートル以上であること及び当該買換資産に係る土地の面積（施行令第二十四条の二第三項第二号に規定する土地の面積をいう。）が五百平方メートル以下であることを明らかにする書類並びに当該買換資産に係る家屋が施行令第二十四条の二第三項第一号イに掲げる建築後使用されたことのない家屋（令和六年一月一日以後に当該個人の居住の用に供したものである）又は供する見込みであるものに限る。）である場合における第十八条の二第十一第八項第一号チに規定する法第四十一条第二十五項に規定する特定居住用家屋に該当するものの以外のものであることを明らかにする書類、当該買換資産に係る家屋が施行令第二十四条の二第三項第一号ロ又はハに掲げる建築後使用されたことのある家屋である場合におけるその取得の日以前二十五年以内に建築されたものであることを明らかにする書類若しくはその写し又は第二項に規定する書類並びに当該取得をした者が当該買換資産を同条第十項に規定する日までに居住の用に供していない場合におけるその旨及びその居住の用に供する予定年月日その他の事項を記載した書類とする。

7 同 上

（金融商品取引業者等の営業所における帳簿書類等の整理保存）

第十八条の十の三 同 上

一 同 上

二 当該金融商品取引業者等の営業所の長が受理した特定管理口座開設届

出書（電磁的方法（施行令第二十五条の九の二第八項に規定する電磁的方法をいう。第十八条の十三の四第二項、第十八条の十三の六第五項及び第十八条の十三の七第六項において同じ。）により提供された当該特定管理口座開設届出書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。） 当該特定管理口座開設届出書の提出があつた日

三 省 略
2 省 略

（特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例）

第十八条の十一 施行令第二十五条の十の二第二項に規定する財務省令で定める基準は、同条第一項のそれぞれの特定口座に係る法第三十七条の十一の三第一項に規定する特定口座内保管上場株式等（以下第十八条の十三の五までにおいて「特定口座内保管上場株式等」という。）の譲渡（法第三十七条の十一の二第二項に規定する譲渡をいう。以下この条、第十八条の十三の五及び第十八条の十四の二において同じ。）による事業所得又は雑所得及び当該特定口座内保管上場株式等以外の株式等（法第三十七条の十二項に規定する株式等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡による事業所得又は雑所得を生ずべき業務に係る収入金額その他の基準のうち当該業務の内容及び費用の性質に照らして合理的と認められるものとする。

2 33 省 略

（特定口座異動届出書の記載事項）

第十八条の十二の二 省 略

2・3 省 略

4 施行令第二十五条の十の四第三項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 四 省 略

五 第二号の特定口座（当該特定口座につき法第三十七条の十一の四第一項の規定の選択をしている場合に限る。）につき、源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書の提出（施行令第二十五条の十の十三第二項に規定する源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書の提出をいう。第十八条の十三の七において同じ。）又は源泉徴収選択口座内配当等受入終了

出書（電磁的方法（施行令第二十五条の九の二第八項に規定する電磁的方法をいう。第十八条の十三の四第二項、第十八条の十三の六第四項及び第十八条の十三の七第五項において同じ。）により提供された当該特定管理口座開設届出書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。） 当該特定管理口座開設届出書の提出があつた日

三 同 上
2 同 上

（特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例）

第十八条の十一 施行令第二十五条の十の二第二項に規定する財務省令で定める基準は、同条第一項のそれぞれの特定口座に係る法第三十七条の十一の三第一項に規定する特定口座内保管上場株式等（以下第十八条の十三の五までにおいて「特定口座内保管上場株式等」という。）の譲渡（法第三十七条の十一の二第二項に規定する譲渡をいう。以下この条、第十八条の十三の五及び第十八条の十四の二から第十八条の十五の二までにおいて同じ。）による事業所得又は雑所得及び当該特定口座内保管上場株式等以外の株式等（法第三十七条の十二項に規定する株式等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡による事業所得又は雑所得を生ずべき業務に係る収入金額その他の基準のうち当該業務の内容及び費用の性質に照らして合理的と認められるものとする。

2 33 同 上

（特定口座異動届出書の記載事項）

第十八条の十二の二 同 上

2・3 同 上

4 同 上

一 四 同 上

五 第二号の特定口座（当該特定口座につき法第三十七条の十一の四第一項の規定の選択をしている場合に限る。）につき、源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書の提出（施行令第二十五条の十の十三第二項に規定する源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書の提出をいう。第十八条の十三の七において同じ。）又は源泉徴収選択口座内配当等受入終了

届出書（施行令第二十五条の十の十三第四項に規定する源泉徴収選択口座内配当等受入終了届出書をいう。以下この号並びに第十八条の十三の七第二項及び第六項において同じ。）の提出（施行令第二十五条の十の十三第四項に規定する提出をいう。第十八条の十三の七第二項において同じ。）をしている場合には、その旨及び当該源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書の提出年月日又は源泉徴収選択口座内配当等受入終了届出書の提出年月日

六 省 略

（特定口座年間取引報告書の記載事項等）

第十八条の十三の五 省 略

2 省 略

3 第一項（第十二項において準用する場合を含む。）の場合において、第一項の金融商品取引業者等が、居住者又は恒久的施設を有する非居住者が同項の特定口座において行つた特定口座内保管上場株式等の譲渡又は信用取引等に係る上場株式等の譲渡につき契約締結時交付書面（金融商品取引業等に関する内閣府令第百条第一項に規定する契約締結時交付書面をいう。）及び取引残高報告書（同令第九十八条第一項第三号イに規定する取引残高報告書をいう。）の交付を当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者に対して行つているときは、当該金融商品取引業者等は、第一項の規定にかかわらず、当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者に交付する特定口座年間取引報告書には、これらの書類の交付を行つた当該特定口座内保管上場株式等の譲渡又は信用取引等に係る上場株式等の譲渡に係る前項第五号に掲げる事項の記載は、要しない。

4 省 略

5 国税庁長官は、別表第七（一）の書式について必要があるときは、所要の事項を付記すること又は一部の事項を削ることができる。この場合において、国税庁長官は、併せてその用紙の大きさを同表に定める大きさ以外の大

きさ（産業標準化法第二十条第一項に規定する日本産業規格に適合するものに限る。）とすることができる。

6 確定申告書（法第三十七条の十二の二第九項（法第三十七条の十三の三十項において準用する場合を含む。）において準用する所得税法第百二十三条第一項（第二号を除く。）（同法第百六十六条において準用する場

届出書（施行令第二十五条の十の十三第四項に規定する源泉徴収選択口座内配当等受入終了届出書をいう。以下この号並びに第十八条の十三の七第二項及び第五項において同じ。）の提出（施行令第二十五条の十の十三第四項に規定する提出をいう。第十八条の十三の七第二項において同じ。）をしている場合には、その旨及び当該源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書の提出年月日又は源泉徴収選択口座内配当等受入終了届出書の提出年月日

六 同 上

（特定口座年間取引報告書の記載事項等）

第十八条の十三の五 同 上

2 同 上

3 第一項（第十一項において準用する場合を含む。）の場合において、第一項の金融商品取引業者等が、居住者又は恒久的施設を有する非居住者が同項の特定口座において行つた特定口座内保管上場株式等の譲渡又は信用取引等に係る上場株式等の譲渡につき契約締結時交付書面（金融商品取引業等に関する内閣府令第百条第一項に規定する契約締結時交付書面をいう。）及び取引残高報告書（同令第九十八条第一項第三号イに規定する取引残高報告書をいう。）の交付を当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者に対して行つているときは、当該金融商品取引業者等は、第一項の規定にかかわらず、当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者に交付する特定口座年間取引報告書には、これらの書類の交付を行つた当該特定口座内保管上場株式等の譲渡又は信用取引等に係る上場株式等の譲渡に係る前項第五号に掲げる事項の記載は、要しない。

4 同 上

5 国税庁長官は、別表第七（一）の書式について必要があるときは、所要の事項を付記すること又は一部の事項を削ることができる。

6 確定申告書（法第三十七条の十二の二第九項（法第三十七条の十三の三十項において準用する場合を含む。）において準用する所得税法第百二十三条第一項（第二号を除く。）（同法第百六十六条において準用する場

合を含む。）の規定による申告書を含む。）に施行令第二十五条の九第十三項において準用する施行令第二十五条の八第十四項に規定する明細書を添付すべき居住者又は恒久的施設を有する非居住者は、当該確定申告書に当該明細書と併せて特定口座年間取引報告書又は法第三十七条の十一の三第九項本文の規定による提供を受けた当該特定口座年間取引報告書に記載すべき事項を書面に出力したもの（次項及び第十三項第二号並びに第十八条の十四の二第二項第二号において「印刷報告書」という。）（二以上の特定口座を有する場合には、当該二以上の特定口座に係るこれらの書類及びその合計表（施行令第二十五条の十の十第七項に規定する合計表をいう。））の添付をする場合には、当該明細書には、第十八条の十第二項において準用する第十八条の九第二項の規定にかかわらず、当該添付をするこれらの書類に記載がされた上場株式等に係る同項の記載は、要しない。

7
5
10 省 略

11| 金融商品取引業者等が、施行令第二十五条の十の十第三項の居住者又は恒久的施設を有する非居住者から前項の規定による承諾を得ようとする場合において、当該金融商品取引業者等が定める期限までに当該承諾をしない旨の回答がないときは当該承諾があつたものとみなす旨の通知をし、当該期限までに当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者から当該回答がなかつたときは、当該承諾を得たものとみなす。

12
・
13 省 略

（特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得等に対する源泉徴収等の特例）

第十八条の十三の六 省 略

2 施行令第二十五条の十の十一第七項に規定する財務省令で定める計算書は、次に掲げる事項を記載した書類とする。

一 省 略

二 その年（施行令第二十五条の十の十一第二項各号に規定する事由が生じた源泉徴収選択口座（法第三十七条の十一の四第一項に規定する源泉徴収選択口座をいう。第五項及び次条において同じ。）にあつては、当該事由が生じた日までの期間に限る。以下この項及び第六項において同じ。）において法第三十七条の十一の四第一項の規定により所得税を徴収して納付すべき者の数

合を含む。）の規定による申告書を含む。）に施行令第二十五条の九第十三項において準用する施行令第二十五条の八第十四項に規定する明細書を添付すべき居住者又は恒久的施設を有する非居住者は、当該確定申告書に当該明細書と併せて特定口座年間取引報告書又は法第三十七条の十一の三第九項本文の規定による提供を受けた当該特定口座年間取引報告書に記載すべき事項を書面に出力したもの（次項及び第十二項第二号並びに第十八条の十四の二第二項第二号において「印刷報告書」という。）（二以上の特定口座を有する場合には、当該二以上の特定口座に係るこれらの書類及びその合計表（施行令第二十五条の十の十第七項に規定する合計表をいう。））の添付をする場合には、当該明細書には、第十八条の十第二項において準用する第十八条の九第二項の規定にかかわらず、当該添付をするこれらの書類に記載がされた上場株式等に係る同項の記載は、要しない。

7
5
10 同 上

11
・
12 同 上

（特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得等に対する源泉徴収等の特例）

第十八条の十三の六 同 上

2 同 上

一 同 上

二 その年（施行令第二十五条の十の十一第二項各号に規定する事由が生じた源泉徴収選択口座（法第三十七条の十一の四第一項に規定する源泉徴収選択口座をいう。第四項及び次条において同じ。）にあつては、当該事由が生じた日までの期間に限る。以下この項及び第五項において同じ。）において法第三十七条の十一の四第一項の規定により所得税を徴収して納付すべき者の数

三 省 略

四 その年において生じた法第三十七条の十一の四第一項に規定する源泉徴収選択口座内調整所得金額の総額（施行令第二十五条の十の十一第九項の規定の適用がある場合には、当該源泉徴収選択口座内調整所得金額の総額からその年の同項に規定する還付すべき金額に相当する金額の計算の基礎となつた金額（その年において生じた法第三十七条の十一の四第三項に規定する満たない部分の金額及び特定費用の金額をいう。第五項第四号及び第六項第三号において同じ。）の総額を控除した金額）

3 省 略

4 国税庁長官は、前項の別表第七(二)の書式について必要があるときは、所要の事項を付記すること又は一部の事項を削ることができる。この場合において、国税庁長官は、併せてその用紙の大きさを同表に定める大きさ以外の大きさ（産業標準化法第二十条第一項に規定する日本産業規格に適合するものに限る。）とすることができる。

5・6 省 略

（源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及び源泉徴収等の特例）
第十八条の十三の七 省 略

2 省 略

3 施行令第二十五条の十の十三第十三項に規定する財務省令で定める計算書は、次に掲げる事項を記載した書類とする。

一 法第三条の三第三項（同条第一項に規定する国外一般公社債等の利子等に係る部分を除く。以下この項及び第六項において同じ。）
第八條の三第三項（同条第二項第二号に係る部分に限る。以下この項及び第六項において同じ。）
第九條の二第二項又は第九條の三の二第一項の規定により源泉徴収選択口座内配当等（法第三十七条の十一の六第一項に規定する源泉徴収選択口座内配当等をいう。以下この条において同じ。）につき徴収した所得税を納付する金融商品取引業者等の営業所の名称及び所在地

二 その年（施行令第二十五条の十の十三第七項において準用する施行令第二十五条の十の十一第二項各号に規定する事由が生じた源泉徴収選択口座にあつては、当該事由が生じた日までの期間に限る。以下この項及

三 同 上

四 その年において生じた法第三十七条の十一の四第一項に規定する源泉徴収選択口座内調整所得金額の総額（施行令第二十五条の十の十一第九項の規定の適用がある場合には、当該源泉徴収選択口座内調整所得金額の総額からその年の同項に規定する還付すべき金額に相当する金額の計算の基礎となつた金額（その年において生じた法第三十七条の十一の四第三項に規定する満たない部分の金額及び特定費用の金額をいう。第四項第四号及び第五項第三号において同じ。）の総額を控除した金額）

3 同 上

4・5 同 上

（源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及び源泉徴収等の特例）
第十八条の十三の七 同 上

2 同 上

3 同 上

一 法第三条の三第三項（同条第一項に規定する国外一般公社債等の利子等に係る部分を除く。以下この項及び第五項において同じ。）
第八條の三第三項（同条第二項第二号に係る部分に限る。以下この項及び第五項において同じ。）
第九條の二第二項又は第九條の三の二第一項の規定により源泉徴収選択口座内配当等（法第三十七条の十一の六第一項に規定する源泉徴収選択口座内配当等をいう。以下この条において同じ。）につき徴収した所得税を納付する金融商品取引業者等の営業所の名称及び所在地

二 その年（施行令第二十五条の十の十三第七項において準用する施行令第二十五条の十の十一第二項各号に規定する事由が生じた源泉徴収選択口座にあつては、当該事由が生じた日までの期間に限る。以下この項及

び第七項において同じ。）において源泉徴収選択口座内配当等につき法
第三条の三第三項、第八条の三第三項、第九条の二第二項又は第九条の
三の二第一項の規定により所得税を徴収して納付すべき者の数
三〇五 省 略

4 省 略

5 国税庁長官は、前項の別表第七(二)の書式について必要があるときは、所
要の事項を付記すること又は一部の事項を削ることができる。この場合に
おいて、国税庁長官は、併せてその用紙の大きさを同表に定める大きさ以
外の大きさ（産業標準化法第二十条第一項に規定する日本産業規格に適合
するものに限る。）とすることができる。

6・7 省 略

（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除）

第十八条の十四の二 省 略

2・5 省 略

6 施行令第二十五条の十一の二第十二項第六号に規定する財務省令で定め
る事項は、次に掲げる事項とする。

一 三 省 略

四 所得税法施行規則第四十七条第三項第四号から第十六号まで及び第十
八号から第二十三号までに掲げる事項

五 省 略

7・9 省 略

（特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等）

第十八条の十五 省 略

2・4 省 略

5 法第三十七条の十三第一項第二号に規定する財務省令で定める要件は、
次に掲げる要件とする。

一 中小企業基本法（昭和三十八年法律第百五十四号）第二条第一項各号
に掲げる中小企業者（合併又は分割により設立されたものを除く。）に
該当する会社であり、かつ、次のイ又はロに掲げる会社以外の会社であ
ること。

イ・ロ 省 略

び第六項において同じ。）において源泉徴収選択口座内配当等につき法
第三条の三第三項、第八条の三第三項、第九条の二第二項又は第九条の
三の二第一項の規定により所得税を徴収して納付すべき者の数
三〇五 同 上

4 同 上

5・6 同 上

（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除）

第十八条の十四の二 同 上

2・5 同 上

6 同 上

一 三 同 上

四 所得税法施行規則第四十七条第三項第四号から第十六号まで及び第十
八号から第二十二号までに掲げる事項

五 同 上

7・9 同 上

（特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等）

第十八条の十五 同 上

2・4 同 上

5 同 上

一 中小企業基本法（昭和三十八年法律第百五十四号）第二条第一項各号
に掲げる中小企業者に該当する会社であり、かつ、次のイ又はロに掲げ
る会社以外の会社であること。

イ・ロ 同 上

二〇四 省略

6・7 省略

8 法第三十七条の十三第二項に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類（第三号に掲げる書類にあつては、同条第一項に規定する控除対象特定株式を取得した日の属する年中の同号イからハまでに掲げる事項の記載があるものに限る。）とする。

一 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める書類

イ 法第三十七条の十三第一項第一号に掲げる株式会社^イに該当する特定中小会社（中小企業等経営強化法施行規則第八条第五号イ又はロに該当する会社に限る。）が発行した特定株式である場合 当該特定中小会社から交付を受けた都道府県知事の当該特定株式に係る基準日（第一項各号に掲げる特定株式の区分に応じ当該各号に定める日をいう。ハ、ニ、次号及び第十項において同じ。）において(1)から(3)までに掲げる事実の確認をした旨を証する書類（(4)に掲げる事項の記載があるものに限る。）

(1) (3) 省略

(4) 当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者の氏名及び住所（国内に住所を有しない者にあつては、所得税法施行規則第八十一条第一号又は第二号に定める場所。以下この号において同じ。）、払込みにより取得がされた当該特定株式の数及び当該特定株式と引換えに払い込むべき額並びにその払い込んだ金額（当該特定株式が施行令第二十五条の十二第四項第一号に掲げる新株予約権の行使により取得をしたものである場合には、当該新株予約権と引換えに払い込むべき額及びその払い込んだ金額を含む。）

ロ 法第三十七条の十三第一項第一号に掲げる株式会社^ロに該当する特定中小会社（中小企業等経営強化法施行規則第八条第五号ハに該当する会社に限る。）が発行した特定株式である場合 当該特定中小会社から交付を受けた都道府県知事の当該特定株式に係る特定基準日（当該特定中小会社のその設立の日の属する年十二月三十一日をいう。）において(1)及び(2)に掲げる事実の確認をした旨を証する書類（(3)に掲げる事項の記載があるものに限る。）

(1) (2) 省略

(3) 当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者の氏名及び住所、払

二〇四 同上

6・7 同上

8 同上

一同上

イ 同上

(1) (3) 同上

(4) 当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者の氏名及び住所（国内に住所を有しない者にあつては、所得税法施行規則第八十一条第一号又は第二号に定める場所。以下この号において同じ。）、払込みにより取得がされた当該特定株式の数及び当該特定株式と引換えに払い込むべき額並びにその払い込んだ金額

ロ 同上

(1) (2) 同上

(3) 当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者の氏名及び住所、払

込により取得がされた当該特定株式の数及び当該特定株式と引換えに払い込むべき額並びにその払い込んだ金額（当該特定株式が施行令第二十五条の十二第四項第一号に掲げる新株予約権の行使により取得をしたものである場合には、当該新株予約権と引換えに払い込むべき額及びその払い込んだ金額を含む。）

ハ 法第三十七条の十三第一項第二号に掲げる株式会社^{（一）}に該当する特定中小会社が発行した同号イに掲げる特定株式である場合 当該特定株式に係る認定投資事業有限責任組合の当該特定株式に係る基準日において(1)から(3)までに掲げる事実の確認をした旨を証する書類（(4)に掲げる事項の記載があるものに限り。）及び当該認定投資事業有限責任組合が第六項の認定を受けたものであることを証する書類の写し

(1) 〓 省 略

(4) 当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者の氏名及び住所、払込により取得がされた当該特定株式の数及び当該特定株式と引換えに払い込むべき額並びにその払い込んだ金額（当該特定株式が施行令第二十五条の十二第四項第二号に掲げる新株予約権の行使により取得をしたものである場合には、当該新株予約権と引換えに払い込むべき額及びその払い込んだ金額を含む。）

ニ・ホ 省 略

二〓五 省 略

六 施行令第二十五条の十二第二項第一号に規定する控除対象特定株式の取得に要した金額（同号に規定する取得に要した金額をいう。以下この号、次項及び第十一項において同じ。）の計算に関する明細書（同条第二項第一号に規定する控除対象特定株式の取得に要した金額の合計額及びその年中に払込により取得をした特定株式の銘柄ごとの同条第四項の控除対象特定株式の取得に要した金額の計算に関する明細の記載があるものに限り。）とし、同条第七項の規定の適用がある場合には同項に規定する適用控除対象特定株式に係る同項第二号イ又はロに掲げる場合の区分に応じ当該イ又はロに定める金額の計算に関する明細の記載があるものに限り、同条第八項の規定の適用がある場合には同項に規定する特例適用控除対象特定株式に係る同項第二号イ又はロに掲げる場合の区分に応じ当該イ又はロに定める金額の計算に関する明細の記載があるものに限り。）

込により取得がされた当該特定株式の数及び当該特定株式と引換えに払い込むべき額並びにその払い込んだ金額

ハ 同 上

(1) 〓 同 上

(4) 当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者の氏名及び住所、払込により取得がされた当該特定株式の数及び当該特定株式と引換えに払い込むべき額並びにその払い込んだ金額

ニ・ホ 同 上

二〓五 同 上

六 施行令第二十五条の十二第二項第一号に規定する控除対象特定株式の取得に要した金額の計算に関する明細書（同号に規定する控除対象特定株式の取得に要した金額の合計額及びその年中に払込により取得をした特定株式の銘柄ごとの同条第三項の控除対象特定株式の取得に要した金額の計算に関する明細の記載があるものに限り。）とし、同条第八項の規定の適用がある場合には同項に規定する特例適用控除対象特定株式に係る同項第二号イ又はロに掲げる場合の区分に応じ当該イ又はロに定める金額の計算に関する明細の記載があるものに限り。）

七 施行令第二十五条の十二第三項に規定する控除対象特定株式数の計算に関する明細書（当該控除対象特定株式数並びに当該控除対象特定株式数に係る同項第一号及び第二号に掲げる数の計算に関する明細並びに当該計算の基礎となつた同項第一号に規定する払込みにより取得をした特定株式の当該取得及び同項第二号に規定する譲渡又は贈与のそれぞれの年月日その他参考となるべき事項の記載があるものに限る。）

9 施行令第二十五条の十二第七項第二号イに規定する財務省令で定める金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一 省略

二 その年中に取得をした控除対象特定株式及び特例控除対象特定株式の取得に要した金額の合計額につき法第三十七条の十三第一項の規定の適用を受けた場合 その年に同項の規定の適用を受けた金額に、同項の規定の適用を受けた当該控除対象特定株式の取得に要した金額と同項の規定の適用を受けた当該特例控除対象特定株式の取得に要した金額との合計額のうちに占める当該控除対象特定株式の取得に要した金額の割合を乗じて計算した金額

10 省略

11 施行令第二十五条の十二第八項に規定する財務省令で定める金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一 省略

二 その年中に取得をした控除対象特定株式及び特例控除対象特定株式の取得に要した金額の合計額につき法第三十七条の十三第一項の規定の適用を受けた場合 その年に同項の規定の適用を受けた金額に、同項の規定の適用を受けた当該控除対象特定株式の取得に要した金額と同項の規定の適用を受けた当該特例控除対象特定株式の取得に要した金額との合計額のうちに占める当該特例控除対象特定株式の取得に要した金額の割合を乗じて計算した金額

12・13 省略

七 施行令第二十五条の十二第四項に規定する控除対象特定株式数の計算に関する明細書（当該控除対象特定株式数並びに当該控除対象特定株式数に係る同項第一号及び第二号に掲げる数の計算に関する明細並びに当該計算の基礎となつた同項第一号に規定する払込みにより取得をした特定株式の当該取得及び同項第二号に規定する譲渡又は贈与のそれぞれの年月日その他参考となるべき事項の記載があるものに限る。）

9 施行令第二十五条の十二第七項に規定する財務省令で定める金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一 同上

二 その年中に取得をした控除対象特定株式及び特例控除対象特定株式の取得に要した金額の合計額につき法第三十七条の十三第一項の規定の適用を受けた場合 その年に同項の規定の適用を受けた金額に、同項の規定の適用を受けた当該控除対象特定株式の取得に要した金額（施行令第二十五条の十二第三項の規定により計算される同項に規定する取得に要した金額をいう。以下この号において同じ。）と法第三十七条の十三第一項の規定の適用を受けた当該特例控除対象特定株式の取得に要した金額との合計額のうちに占める当該控除対象特定株式の取得に要した金額の割合を乗じて計算した金額

10 同上

一 同上

二 その年中に取得をした控除対象特定株式及び特例控除対象特定株式の取得に要した金額の合計額につき法第三十七条の十三第一項の規定の適用を受けた場合 その年に同項の規定の適用を受けた金額に、同項の規定の適用を受けた当該控除対象特定株式の取得に要した金額（施行令第二十五条の十二第三項の規定により計算される同項に規定する取得に要した金額をいう。以下この号において同じ。）と法第三十七条の十三第一項の規定の適用を受けた当該特例控除対象特定株式の取得に要した金額との合計額のうちに占める当該特例控除対象特定株式の取得に要した金額の割合を乗じて計算した金額

12・13 同上

（特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等）

第十八条の十五の二の二 法第三十七条の十三の三第二項に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一・二 省 略

三 価値喪失株式に係る施行令第二十五条の十二の三第十五項に規定する特定残株数（以下この号及び次項において「特定残株数」という。）の計算に関する明細書（当該特定残株数並びに当該特定残株数に係る同条第十五項各号に掲げる数の計算に関する明細並びに当該計算の基礎となつた同項第一号に規定する払込みにより取得をした特定株式の当該取得及び同項第二号の譲渡又は贈与のそれぞれの年月日その他参考となるべき事項の記載があるものに限る。）

四・五 省 略

2・3 省 略

4 施行令第二十五条の十二の三第九項第一号に規定する財務省令で定めるところにより計算した金額は、特定株式の譲渡（同号に規定する譲渡をいう。）による事業所得又は雑所得と当該特定株式以外の一般株式等の譲渡による事業所得又は雑所得とを区分して当該特定株式の譲渡に係る事業所得の金額又は雑所得の金額を計算した場合にこれらの金額の計算上生ずる損失の金額に相当する金額とする。この場合において、当該特定株式の譲渡をした日の属する年分の一般株式等の譲渡に係る事業所得の金額又は雑所得の金額の計算上必要経費に算入されるべき金額のうちに当該特定株式の譲渡と当該特定株式以外の一般株式等の譲渡の双方に関連して生じた金額（以下この項において「共通必要経費の額」という。）があるときは、当該共通必要経費の額は、これらの所得を生ずべき業務に係る収入金額その他の基準のうち当該業務の内容及び費用の性質に照らして合理的と認められるものにより当該特定株式の譲渡に係る必要経費の額と当該特定株式以外の一般株式等の譲渡に係る必要経費の額とに配分するものとする。

5・7 省 略

8 第十八条の十四の二第六項の規定は、施行令第二十五条の十二の三第十七項において準用する施行令第二十五条の十一の二第十二項第六号に規定する財務省令で定める事項について準用する。この場合において、第十八条の十四の二第六項第一号中「第三十七条の十二の二第九項」とあるのは「第三十七条の十三の三第十項において準用する法第三十七条の十二の二

（特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等）

第十八条の十五の二の二 同 上

一・二 同 上

三 価値喪失株式に係る施行令第二十五条の十二の三第十五項に規定する特定残株数（以下この号及び次項において「特定残株数」という。）の計算に関する明細書（当該特定残株数並びに当該特定残株数に係る同条第十五項第一号及び第二号に掲げる数の計算に関する明細並びに当該計算の基礎となつた同項第一号に規定する払込みにより取得をした特定株式の当該取得及び同項第二号に規定する譲渡又は贈与のそれぞれの年月日その他参考となるべき事項の記載があるものに限る。）

四・五 同 上

2・3 同 上

4 施行令第二十五条の十二の三第九項第一号に規定する財務省令で定めるところにより計算した金額は、特定株式の譲渡による事業所得又は雑所得と当該特定株式以外の一般株式等の譲渡による事業所得又は雑所得とを区分して当該特定株式の譲渡に係る事業所得の金額又は雑所得の金額を計算した場合にこれらの金額の計算上生ずる損失の金額に相当する金額とする。この場合において、当該特定株式の譲渡をした日の属する年分の一般株式等の譲渡に係る事業所得の金額又は雑所得の金額の計算上必要経費に算入されるべき金額のうちに当該特定株式の譲渡と当該特定株式以外の一般株式等の譲渡の双方に関連して生じた金額（以下この項において「共通必要経費の額」という。）があるときは、当該共通必要経費の額は、これらの所得を生ずべき業務に係る収入金額その他の基準のうち当該業務の内容及び費用の性質に照らして合理的と認められるものにより当該特定株式の譲渡に係る必要経費の額と当該特定株式以外の一般株式等の譲渡に係る必要経費の額とに配分するものとする。

5・7 同 上

8 第十八条の十四の二第六項の規定は、施行令第二十五条の十二の三第十七項において準用する施行令第二十五条の十一の二第十二項第六号に規定する財務省令で定める事項について準用する。この場合において、第十八条の十四の二第六項第一号中「第三十七条の十二の二第九項」とあるのは「第三十七条の十三の三第十項において準用する法第三十七条の十二の二

第九項」と、「第二十五条の十一の二十九項第六号」とあるのは「第二十五条の十二の三第二十三項第六号」と、同項第二号中「第二十五条の十一の三第二十二項第三号」とあるのは「第二十五条の十二の三第十七項において準用する施行令第二十五条の十一の三第二十二項第三号」と、同項第三号中「第三十七条の十二の二第五項」とあるのは「第三十七条の十二の二第五項又は第三十七条の十三の三第七項」と、「上場株式等に係る譲渡損失の金額及びその金額」とあるのは「上場株式等に係る譲渡損失の金額又は法第三十七条の十三の三第八項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額及びこれらの金額」と読み替えるものとする。

9・10 省 略

（非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税）

第十八条の十五の三 省 略

2 法第三十七条の十四第五項第一号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 非課税口座開設届出書（法第三十七条の十四第五項第一号に規定する非課税口座開設届出書をいう。以下この条及び第十八条の十五の八において同じ。）の提出（同号に規定する提出をいう。以下この項、第十三項、第十八項第一号及び第十九項第一号において同じ。）をする者の氏名、生年月日、住所（国内に住所を有しない者にあつては、第二十一項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める場所。以下第十八条の十五の五まで、第十八条の十五の七及び第十八条の十五の九において同じ。）及び個人番号（施行令第二十五条の十三第三十三項の規定に該当する者にあつては、氏名、生年月日及び住所）

二 省 略

三 非課税上場株式等管理契約（法第三十七条の十四第五項第二号に規定する非課税上場株式等管理契約をいう。第三十項第六号及び第三十二項第四号において同じ。）、非課税累積投資契約（同条第五項第四号に規定する非課税累積投資契約をいう。第三十項第六号及び第三十二項第四号において同じ。）又は特定非課税累積投資契約（同条第五項第六号に規定する特定非課税累積投資契約をいう。第三十項第六号及び第三十二項第四号において同じ。）に基づき当該口座に係る振替口座簿（同条第一項に規定する振替口座簿をいう。）に記載若しくは記録がされ、又は

第九項」と、「第二十五条の十一の二十九項第六号」とあるのは「第二十五条の十二の三第二十三項第六号」と、同項第二号中「第二十五条の十一の三第二十二項第三号」とあるのは「第二十五条の十二の三第十七項において準用する施行令第二十五条の十一の三第二十二項第三号」と、同項第三号中「第三十七条の十二の二第五項」とあるのは「第三十七条の十二の二第五項又は第三十七条の十三の三第七項」と、「上場株式等に係る譲渡損失の金額及びその金額」とあるのは「上場株式等に係る譲渡損失の金額又は法第三十七条の十三の三第八項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額及びこれらの金額」と読み替えるものとする。

9・10 同 上

（非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税）

第十八条の十五の三 同 上

2 同 上

一 非課税口座開設届出書（法第三十七条の十四第五項第一号に規定する非課税口座開設届出書をいう。以下この条及び第十八条の十五の八において同じ。）の提出（同号に規定する提出をいう。以下この項、第十二項、第十七項第一号及び第十八項第一号において同じ。）をする者の氏名、生年月日、住所（国内に住所を有しない者にあつては、第二十項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める場所。以下第十八条の十五の五まで、第十八条の十五の七及び第十八条の十五の九において同じ。）及び個人番号（施行令第二十五条の十三第三十二項の規定に該当する者にあつては、氏名、生年月日及び住所）

二 同 上

三 非課税上場株式等管理契約（法第三十七条の十四第五項第二号に規定する非課税上場株式等管理契約をいう。第二十八項第六号及び第三十項第四号において同じ。）、非課税累積投資契約（同条第五項第四号に規定する非課税累積投資契約をいう。第二十八項第六号及び第三十項第四号において同じ。）又は特定非課税累積投資契約（同条第五項第六号に規定する特定非課税累積投資契約をいう。第二十八項第六号及び第三十項第四号において同じ。）に基づき当該口座に係る振替口座簿（同条第一項に規定する振替口座簿をいう。）に記載若しくは記録がされ、又は

当該口座に保管の委託がされている上場株式等（施行令第二十五条の十三第一項に規定する上場株式等をいう。以下この条及び第十八条の十五の七において同じ。）の法第九条の八各号に掲げる配当等に係る配当所得及び当該上場株式等の譲渡（法第三十七条の十四第一項に規定する譲渡をいう。第十八条の十五の九において同じ。）による事業所得、譲渡所得又は雑所得について法第九条の八及び第三十七条の十四第一項から第四項までの規定の適用を受ける旨

四 七 省 略

3 9 省 略

10| 法第三十七条の十四第五項第七号ロに規定する勘定廃止通知書又は非課税口座廃止通知書その他財務省令で定める書類、同号ロに規定する勘定廃止通知書若しくは非課税口座廃止通知書その他財務省令で定める書類、同条第十項、第十一項若しくは第十四項第二号に規定する財務省令で定める書類、同条第十九項に規定する勘定廃止通知書若しくは非課税口座廃止通知書その他財務省令で定める書類又は同条第二十項に規定する財務省令で定める書類は、勘定廃止通知書記載事項（同条第五項第九号に規定する勘定廃止通知書記載事項をいう。次項第二号及び第二十八項第五号イにおいて同じ。）又は非課税口座廃止通知書記載事項（同条第五項第十号に規定する非課税口座廃止通知書記載事項をいう。次項第二号及び第二十六項から第二十八項までにおいて同じ。）の記載がある書類で勘定廃止通知書（同条第五項第九号に規定する勘定廃止通知書をいう。以下この条及び第十八条の十五の八において同じ。）及び非課税口座廃止通知書（法第三十七条の十四第五項第十号に規定する非課税口座廃止通知書をいう。以下この条及び第十八条の十五の八において同じ。）に該当しないものとする。

11| 法第三十七条の十四第五項第九号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 当該勘定廃止通知書に係る金融商品取引業者等変更届出書（法第三十七条の十四第十三項に規定する金融商品取引業者等変更届出書をいう。以下この項、第二十三項及び第二十四項並びに第十八条の十五の八において同じ。）の提出（法第三十七条の十四第十三項に規定する提出をいう。第三号及び第二十三項において同じ。）をした者（次号において「提出者」という。）の氏名及び生年月日

当該口座に保管の委託がされている上場株式等（施行令第二十五条の十三第一項に規定する上場株式等をいう。以下この条及び第十八条の十五の七において同じ。）の法第九条の八各号に掲げる配当等に係る配当所得及び当該上場株式等の譲渡（法第三十七条の十四第一項に規定する譲渡をいう。第十八条の十五の九において同じ。）による事業所得、譲渡所得又は雑所得について法第九条の八及び第三十七条の十四第一項から第四項までの規定の適用を受ける旨

四 七 同 上

3 9 同 上

10| 同 上

一 当該勘定廃止通知書（法第三十七条の十四第五項第九号に規定する勘定廃止通知書をいう。以下この条及び第十八条の十五の八において同じ。）に係る金融商品取引業者等変更届出書（法第三十七条の十四第十三項に規定する金融商品取引業者等変更届出書をいう。以下この項、第二十二項及び第二十三項並びに第十八条の十五の八において同じ。）の提出（法第三十七条の十四第十三項に規定する提出をいう。第三号及び第二十二項において同じ。）をした者（次号において「提出者」という。）

二 当該提出者からその金融商品取引業者等変更届出書の法第三十七条の十四第十三項に規定する提出の日以前の直近に提出若しくは提供を受けた非課税適用確認書等（所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）第十五条の規定による改正前の租税特別措置法第三十七条の十四第五項第六号に規定する非課税適用確認書、勘定廃止通知書、非課税口座廃止通知書若しくは前項に規定する財務省令で定める書類（非課税口座開設届出書に添付して提出されたこれらの書類を含む。）又は勘定廃止通知書記載事項若しくは非課税口座廃止通知書記載事項の記載がされて非課税口座開設届出書の提出がされた場合における当該勘定廃止通知書記載事項若しくは当該非課税口座廃止通知書記載事項若しくは電磁的方法により提供された勘定廃止通知書記載事項若しくは非課税口座廃止通知書記載事項をいう。以下この条において同じ。）に記載若しくは記録がされた整理番号又は法第三十七条の十四第七項の規定により提供を受けた整理番号（当該提出者が同条第三十一項又は第三十二項の規定の適用を受けたものである場合には、これらの規定の適用に係る法第三十七条の十四の二第五項第一号に規定する未成年者口座を開設する際に同号に規定する未成年者口座開設届出書に添付して提出された同項第七号に規定する未成年者非課税適用確認書又は同項第八号に規定する未成年者口座廃止通知書に記載された整理番号）

三 省 略

四 省 略

12| 法第三十七条の十四第五項第十号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 当該非課税口座廃止通知書に係る非課税口座廃止届出書（法第三十七条の十四第十六項に規定する非課税口座廃止届出書をいう。以下この条、第十八条の十五の八及び第十八条の十五の九において同じ。）の提出（同項に規定する提出をいう。第二十五項及び第十八条の十五の九において同じ。）をした者（次号において「提出者」という。）の氏名及び生年月日

）の氏名及び生年月日

二 当該提出者からその金融商品取引業者等変更届出書の法第三十七条の十四第十三項に規定する提出の日以前の直近に提出を受けた非課税適用確認書等（所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）第十五条の規定による改正前の租税特別措置法第三十七条の十四第五項第六号に規定する非課税適用確認書、勘定廃止通知書又は法第三十七条の十四第五項第十号に規定する非課税口座廃止通知書（非課税口座開設届出書に添付して提出されたこれらの書類を含む。）をいう。以下この条において同じ。）に記載された整理番号又は法第三十七条の十四第七項の規定により提供を受けた整理番号（当該提出者が同条第三十一項又は第三十二項の規定の適用を受けたものである場合には、これらの規定の適用に係る法第三十七条の十四の二第五項第一号に規定する未成年者口座を開設する際に同号に規定する未成年者口座開設届出書に添付して提出された同項第七号に規定する未成年者非課税適用確認書又は同項第八号に規定する未成年者口座廃止通知書に記載された整理番号）

三 同 上

四 当該勘定廃止通知書を作成した金融商品取引業者等の営業所の名称及び所在地並びにその作成した年月日

五 同 上

11| 同 上

一 当該非課税口座廃止通知書（法第三十七条の十四第五項第十号に規定する非課税口座廃止通知書をいう。以下この条及び第十八条の十五の八において同じ。）に係る非課税口座廃止届出書（法第三十七条の十四第十六項に規定する非課税口座廃止届出書をいう。以下この条、第十八条の十五の八及び第十八条の十五の九において同じ。）の提出（同項に規定する提出をいう。第二十四項及び第十八条の十五の九において同じ。）をした者（次号において「提出者」という。）の氏名及び生年月日

二 当該提出者からその非課税口座廃止届出書の法第三十七条の第十四第六項に規定する提出の日以前の直前に提出若しくは提供を受けた非課税適用確認書等に記載若しくは記録がされた整理番号又は前項第二号に規定する提供を受けた整理番号

三・四 省 略

五| 省 略

13| 法第三十七条の第十四第六項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 当該非課税口座開設届出書の提出をした者の氏名、生年月日、住所及び個人番号（施行令第二十五条の十三第三十三項の規定に該当する者にあつては、氏名、生年月日及び住所）

二・五 省 略

14| 施行令第二十五条の十三第三十三項の金融商品取引業者等の営業所の長が同項の規定により帳簿を作成する場合には、その者は、当該帳簿に次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 施行令第二十五条の十三第三十五項に規定する書類の提示又は署名用電子証明書等（法第三十七条の第十四第八項に規定する署名用電子証明書等という。次号及び第二十二項第二号並びに第十八条の十五の十第十九項において同じ。）の送信をした居住者又は恒久的施設を有する非居住者の氏名、住所及び個人番号

二・三 省 略

15| 省 略

16| 施行令第二十五条の十三第三十三項に規定する非課税口座開設届出書又は帰国届出書に記載されるべき事項のうち財務省令で定める事項及び同項に規定する帳簿に記載されている事項のうち財務省令で定める事項は、同項の居住者又は恒久的施設を有する非居住者の氏名、住所又は個人番号とする。

17| 省 略

20| 第十八条の十二第三項及び第四項の規定は、施行令第二十五条の十三第三十五項に規定する財務省令で定める書類について準用する。この場合において、第十八条の十二第三項第三号中「番号既告知者」とあるのは、「

二 当該提出者からその非課税口座廃止届出書の法第三十七条の第十四第六項に規定する提出の日以前の直前に提出を受けた非課税適用確認書等に記載された整理番号又は前項第二号に規定する提供を受けた整理番号

三・四 同 上

五| 当該非課税口座廃止通知書を作成した金融商品取引業者等の営業所の名称及び所在地並びにその作成した年月日

六| 同 上

12| 同 上

一 当該非課税口座開設届出書の提出をした者の氏名、生年月日、住所及び個人番号（施行令第二十五条の十三第三十二項の規定に該当する者にあつては、氏名、生年月日及び住所）

二・五 同 上

13| 施行令第二十五条の十三第三十二項の金融商品取引業者等の営業所の長が同項の規定により帳簿を作成する場合には、その者は、当該帳簿に次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 施行令第二十五条の十三第三十四項に規定する書類の提示又は署名用電子証明書等（法第三十七条の第十四第八項に規定する署名用電子証明書等という。次号及び第二十一項第二号並びに第十八条の十五の十第十九項において同じ。）の送信をした居住者又は恒久的施設を有する非居住者の氏名、住所及び個人番号

二・三 同 上

14| 同 上

15| 施行令第二十五条の十三第三十二項に規定する非課税口座開設届出書又は帰国届出書に記載されるべき事項のうち財務省令で定める事項及び同項に規定する帳簿に記載されている事項のうち財務省令で定める事項は、同項の居住者又は恒久的施設を有する非居住者の氏名、住所又は個人番号とする。

16| 同 上

19| 第十八条の十二第三項及び第四項の規定は、施行令第二十五条の十三第三十四項に規定する財務省令で定める書類について準用する。この場合において、第十八条の十二第三項第三号中「番号既告知者」とあるのは、「

施行令第二十五条の十三第三十三項の規定に該当する者」と読み替えるものとする。

22| 21|
省 略

金融商品取引業者等の営業所の長は、施行令第二十五条の十三第十七項本文（同条第二十四項において準用する場合を含む。第一号において同じ。）、第二十一項第二号イ、第二十五項第三号イ又は第三十六項の規定による確認をした場合には、同条第三十七項の確認に関する帳簿に、その確認をした年月日及び次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める旨を記載することにより、当該確認をした旨を明らかにしておかなければならない。

一 省 略

二 施行令第二十五条の十三第三十六項の確認をした場合 当該確認の際に、同条第三十四項の規定により提示を受けた書類の名称又は署名用電子証明書等の送信を受けた旨

24| 23|
省 略

法第三十七条の十四第十五項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 省 略

二 当該提出者からその金融商品取引業者等変更届出書の提出の日以前の直近に提出若しくは提供を受けた非課税適用確認書等に記載若しくは記録がされた整理番号又は第十一項第二号に規定する提供を受けた整理番号

三 七 省 略

25| 法第三十七条の十四第十六項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 非課税口座廃止届出書の提出をする者の氏名、生年月日及び住所（その者が継続適用届出書提出者（法第三十七条の十四第五項第二号に規定する継続適用届出書提出者をいう。第三十項において同じ。）であり、かつ、当該非課税口座廃止届出書の提出の際、帰国（同条第二十二項第一号に規定する帰国をいう。第三十項第六号及び第三十二項第二号並びに第十八条の十五の七第二項第二号、第十八条の十五の九及び第十八条の十五の十において同じ。）をしていないものである場合には、その者の出国（法第三十七条の十四第二十二項に規定する出国をいう。第三十

施行令第二十五条の十三第三十二項の規定に該当する者」と読み替えるものとする。

21| 20|
同 上

金融商品取引業者等の営業所の長は、施行令第二十五条の十三第十七項本文（同条第二十四項において準用する場合を含む。第一号において同じ。）、第二十一項第二号イ、第二十五項第三号イ又は第三十五項の規定による確認をした場合には、同条第三十六項の確認に関する帳簿に、その確認をした年月日及び次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める旨を記載することにより、当該確認をした旨を明らかにしておかなければならない。

一 同 上

二 施行令第二十五条の十三第三十五項の確認をした場合 当該確認の際に、同条第三十三項の規定により提示を受けた書類の名称又は署名用電子証明書等の送信を受けた旨

23| 22|
同 上

一 同 上

二 当該提出者からその金融商品取引業者等変更届出書の提出の日以前の直近に提出を受けた非課税適用確認書等に記載された整理番号又は第十項第二号に規定する提供を受けた整理番号

24| 三 七 同 上
同 上

一 非課税口座廃止届出書の提出をする者の氏名、生年月日及び住所（その者が継続適用届出書提出者（法第三十七条の十四第五項第二号に規定する継続適用届出書提出者をいう。第二十八項において同じ。）であり、かつ、当該非課税口座廃止届出書の提出の際、帰国（同条第二十二項第一号に規定する帰国をいう。第二十八項第六号及び第三十項第二号並びに第十八条の十五の七第二項第二号、第十八条の十五の九及び第十八条の十五の十において同じ。）をしていないものである場合には、その者の出国（法第三十七条の十四第二十二項に規定する出国をいう。第二

項及び第三十一項並びに第十八条の十五の五第一号、第十八条の十五の七第二項第二号、第十八条の十五の九及び第十八条の十五の十において同じ。）の日の前日の住所）

二五 省 略

26| 法第三十七条の十四第十八項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 省 略

二 当該提出者からその非課税口座廃止届出書の提出の日以前の直近に提出若しくは提供を受けた非課税適用確認書等に記載若しくは記録がされた整理番号又は第十一項第二号に規定する提供を受けた整理番号

三・四 省 略

五 当該提出者に対する非課税口座廃止通知書の交付又は電磁的方法による非課税口座廃止通知書記載事項の提供の有無

六 当該提出者に非課税口座廃止通知書を交付し、又は電磁的方法による非課税口座廃止通知書記載事項の提供をする場合には、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定への上場株式等の受入れの有無

七 省 略

27| 法第三十七条の十四第十九項後段に規定する財務省令で定める書類は、非課税口座廃止通知書記載事項の記載がある書類で非課税口座廃止通知書に該当しないものとする。

28| 法第三十七条の十四第二十項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 廃止通知（法第三十七条の十四第二十項に規定する廃止通知をいう。

以下この項及び次項第三号において同じ。）の提出又は提供をした者の氏名、生年月日及び個人番号

二 当該廃止通知に記載又は記録がされた整理番号

三 当該廃止通知に記載又は記録がされた氏名が変更されている場合には、その旨及び当該廃止通知に記載又は記録がされた氏名

四 当該廃止通知の提出又は提供を受けた金融商品取引業者等の営業所の名称及びその提出又は提供の年月日並びに当該金融商品取引業者等の法人番号

五 当該廃止通知の提出又は提供を受けた旨並びに当該廃止通知の次に掲

十八項及び第二十九項並びに第十八条の十五の五第一号、第十八条の十五の七第二項第二号、第十八条の十五の九及び第十八条の十五の十において同じ。）の日の前日の住所）

二五 同 上

25| 同 上

一 同 上

二 当該提出者からその非課税口座廃止届出書の提出の日以前の直近に提出を受けた非課税適用確認書等に記載された整理番号又は第十項第二号に規定する提供を受けた整理番号

三・四 同 上

五 当該提出者に対する非課税口座廃止通知書の交付の有無

六 当該提出者に非課税口座廃止通知書を交付する場合には、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定への上場株式等の受入れの有無

七 同 上

26| 同 上

一 廃止通知書（法第三十七条の十四第二十項に規定する廃止通知書をいう。以下この項及び次項第三号において同じ。）を提出した者の氏名、

生年月日及び個人番号

二 当該廃止通知書に記載された整理番号

三 当該廃止通知書に記載された氏名が変更されている場合には、その旨及び当該廃止通知書に記載された氏名

四 当該廃止通知書の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の名称及びその提出年月日並びに当該金融商品取引業者等の法人番号

五 当該廃止通知書の提出を受けた旨並びに当該廃止通知書の次に掲げる

ける場合の区分のうちいずれに該当するか^{の別及び当該場合の区分に応じそれぞれ次に定める事項}

イ 第十一項第三号イに定める事項の記載又は記録がある勘定廃止通知書（第十項に規定する財務省令で定める書類のうち勘定廃止通知書記載事項の記載があるもの、勘定廃止通知書記載事項の記載がされて非課税口座開設届出書の提出がされた場合における当該勘定廃止通知書記載事項及び電磁的方法により提供された勘定廃止通知書記載事項を含む。以下この号において「勘定廃止通知」という。）の提出又は提供があつた場合 当該勘定廃止通知に記載又は記録がされた第十一項第三号イに規定する廃止をした年月日

ロ 第十一項第三号ロに定める事項の記載又は記録がある勘定廃止通知の提出又は提供があつた場合 当該勘定廃止通知に記載又は記録がされた同号ロに規定する提出年の翌年の一月一日の日付

ハ 非課税口座廃止通知書（第十項に規定する財務省令で定める書類のうち非課税口座廃止通知書記載事項の記載があるもの、非課税口座廃止通知書記載事項の記載がされて非課税口座開設届出書の提出がされた場合における当該非課税口座廃止通知書記載事項及び電磁的方法により提供された非課税口座廃止通知書記載事項を含む。ハにおいて「非課税口座廃止通知」という。）の提出又は提供があつた場合 当該非課税口座廃止通知に記載又は記録がされた第十二項第三号に規定する廃止された年月日

六 当該廃止通知の提出又は提供により最初に設けようとする非課税管理勘定、累積投資勘定又は特定累積投資勘定の年分

七 当該廃止通知が法第三十七条の第十四第十九項の規定により提出又は提供されたものである場合には、前号の非課税管理勘定、累積投資勘定又は特定累積投資勘定が設けられる非課税口座の記号又は番号

八 省 略

29| 法第三十七条の第十四第二十一項第一号及び第二号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 省 略

二 法第三十七条の第十四第二十項の金融商品取引業者等の営業所の長から提供を受けた同項に規定する提出事項（次号において「提出事項」という。）のうち、当該提出者に係る第十一項第二号の整理番号及び前項第

場合の区分のうちいずれに該当するか^{の別及び当該場合の区分に応じそれぞれ次に定める事項}

イ 第十項第三号イに定める事項の記載がある勘定廃止通知書の提出があつた場合 当該勘定廃止通知書に記載された同号イに規定する廃止をした年月日

ロ 第十項第三号ロに定める事項の記載がある勘定廃止通知書の提出があつた場合 当該勘定廃止通知書に記載された同号ロに規定する提出年の翌年の一月一日の日付

ハ 非課税口座廃止通知書の提出があつた場合 当該非課税口座廃止通知書に記載された第十一項第三号に規定する廃止された年月日

六 当該廃止通知書の提出により最初に設けようとする非課税管理勘定、累積投資勘定又は特定累積投資勘定の年分

七 当該廃止通知書が法第三十七条の第十四第十九項の規定により提出されたものである場合には、前号の非課税管理勘定、累積投資勘定又は特定累積投資勘定が設けられる非課税口座の記号又は番号

八 同 上

27| 同 上

一 同 上

二 法第三十七条の第十四第二十項の金融商品取引業者等の営業所の長から提供を受けた同項に規定する提出事項（次号において「提出事項」という。）のうち、当該提出者に係る第十項第二号の整理番号及び前項第六

六号に規定する非課税管理勘定、累積投資勘定又は特定累積投資勘定の年分

三 当該金融商品取引業者等の営業所の長が、法第三十七条の第十四第二十項の所轄税務署長に対して当該提出事項の提供をする際に、当該提出事項が記載又は記録がされた廃止通知を識別するための記号又は番号を提供している場合には、当該記号又は番号

四 省 略

30| 32| 省 略

33| 法第三十七条の第十四第二十七項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 省 略

二 法第三十七条の第十四第二十七項の規定による提供の日以前の直近に提出若しくは提供を受けた非課税適用確認書等に記載若しくは記録がされた整理番号又は第十一項第二号に規定する提供を受けた整理番号

三 六 省 略

34| 省 略

35| 法第三十七条の第十四第二十七項に規定する財務省令で定める方法は、認定電子計算機（同項の金融商品取引業者等の営業所の長の使用に係る電子計算機であつて国税庁長官の定める基準に適合するものであることにつき国税庁長官の認定を受けたものをいう。）に備えられたファイル（以下第三十七項までにおいて「特定ファイル」という。）に基準額提供事項を記録し、かつ、同条第二十七項に規定する所轄税務署長に対して、当該特定ファイルに記録された当該基準額提供事項を閲覧し、及び国税庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する権限を付与する方法とする。

36| 省 略

37| 第三十五項に規定する方法により基準額提供事項の提供を行う者は、特定ファイルに記録した基準額提供事項を国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五条の二第三項の定めるところにより保存しなければならない。

38| 第三十五項に規定する認定電子計算機に係る認定、当該認定に係る申請その他の手続については、国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五条の二第四項から第十一項までの規定の例に

号に規定する非課税管理勘定、累積投資勘定又は特定累積投資勘定の年分

三 当該金融商品取引業者等の営業所の長が、法第三十七条の第十四第二十項の所轄税務署長に対して当該提出事項の提供をする際に、当該提出事項が記載された廃止通知書を識別するための記号又は番号を提供している場合には、当該記号又は番号

四 同 上

28| 30| 同 上

31| 同 上

一 同 上

二 法第三十七条の第十四第二十七項の規定による提供の日以前の直近に提出を受けた非課税適用確認書等に記載された整理番号又は第十項第二号に規定する提供を受けた整理番号

三 六 同 上

32| 同 上

33| 法第三十七条の第十四第二十七項に規定する財務省令で定める方法は、認定電子計算機（同項の金融商品取引業者等の営業所の長の使用に係る電子計算機であつて国税庁長官の定める基準に適合するものであることにつき国税庁長官の認定を受けたものをいう。）に備えられたファイル（以下第三十五項までにおいて「特定ファイル」という。）に基準額提供事項を記録し、かつ、同条第二十七項に規定する所轄税務署長に対して、当該特定ファイルに記録された当該基準額提供事項を閲覧し、及び国税庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する権限を付与する方法とする。

34| 同 上

35| 第三十三項に規定する方法により基準額提供事項の提供を行う者は、特定ファイルに記録した基準額提供事項を国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五条の二第三項の定めるところにより保存しなければならない。

36| 第三十三項に規定する認定電子計算機に係る認定、当該認定に係る申請その他の手続については、国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五条の二第四項から第十一項までの規定の例に

よる。

39) 法第三十七条の十四第二十九項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 省 略

二 法第三十七条の十四第二十七項の金融商品取引業者等の営業所の長から提供を受けた基準額提供事項のうち当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者に係る第十一項第二号の整理番号

三・四 省 略

40) 施行令第二十五条の十三第四十項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 施行令第二十五条の十三第四十項の申請書を提出する者の名称、所在地及び法人番号

二・四 省 略

41) 法第三十七条の十四第三十項に規定する財務省令で定める税務署長は、施行令第二十五条の十三第四十項の所轄税務署長への申請に基づく同条第四十一項又は第四十三項の規定による承認に係る前項第三号の税務署長とする。

(非課税口座異動届出書等の記載事項)

第十八条の十五の四 省 略

2・4 省 略

5 施行令第二十五条の十三の二第六項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 省 略

二 非課税口座異動届出書又は非課税口座移管依頼書に係る非課税口座に現に設けられている非課税管理勘定、累積投資勘定又は特定累積投資勘定を設定する際に提出若しくは提供を受けた前条第十一項第二号に規定する非課税適用確認書等に記載若しくは記録がされた整理番号又は同号に規定する提供を受けた整理番号

(金融商品取引業者等において事業譲渡等があつた場合に提供すべき事項)

第十八条の十五の五 施行令第二十五条の十三の三第二項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

よる。

37) 同 上

一 同 上

二 法第三十七条の十四第二十七項の金融商品取引業者等の営業所の長から提供を受けた基準額提供事項のうち当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者に係る第十項第二号の整理番号

三・四 同 上

38) 施行令第二十五条の十三第三十九項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 施行令第二十五条の十三第三十九項の申請書を提出する者の名称、所在地及び法人番号

二・四 同 上

39) 法第三十七条の十四第三十項に規定する財務省令で定める税務署長は、施行令第二十五条の十三第三十九項の所轄税務署長への申請に基づく同条第四十項又は第四十二項の規定による承認に係る前項第三号の税務署長とする。

(非課税口座異動届出書等の記載事項)

第十八条の十五の四 同 上

2・4 同 上

5 同 上

一 同 上

二 非課税口座異動届出書又は非課税口座移管依頼書に係る非課税口座に現に設けられている非課税管理勘定、累積投資勘定又は特定累積投資勘定を設定する際に提出を受けた前条第十項第二号に規定する非課税適用確認書等に記載された整理番号又は同号に規定する提供を受けた整理番号

(金融商品取引業者等において事業譲渡等があつた場合に提供すべき事項)

第十八条の十五の五 同 上

一 省 略

二 その移管がされた非課税口座に現に設けられている非課税管理勘定、累積投資勘定又は特定累積投資勘定を設定する際に提出若しくは提供がされた第十八条の十五の三第十一項第二号に規定する非課税適用確認書等に記載若しくは記録がされた整理番号又は同号に規定する提供を受けた整理番号

三 七 省 略

(金融商品取引業者等の営業所における非課税口座に関する帳簿書類の整理保存等)

第十八条の十五の八 金融商品取引業者等の営業所の長は、次の各号に掲げる帳簿及び書類を各人別に整理し、当該各号に定める日の属する年の翌年から五年間保存しなければならない。

一 省 略

二 当該金融商品取引業者等の営業所の長が受理し、又は提出若しくは送付を受けた非課税口座開設届出書、特定口座以外の他の保管口座への非課税口座内上場株式等移管依頼書、非課税口座内上場株式等移管依頼書、未成年者口座非課税口座間移管依頼書、施行令第二十五条の十三第十七項第二号(同条第二十四項において準用する場合を含む。第三項において同じ。)の規定により提出する書類、勘定廃止通知書、非課税口座廃止通知書、第十八条の十五の三第十項に規定する財務省令で定める書類、金融商品取引業者等変更届出書、非課税口座廃止届出書、継続適用届出書、出国届出書、帰国届出書、施行令第二十五条の十三の二第一項後段又は第二項前段に規定する非課税口座異動届出書及び非課税口座移管依頼書 これらの届出書、依頼書、書類又は通知書に係る非課税口座が廃止された日

三 省 略

2 省 略

3 非課税口座開設届出書、特定口座以外の他の保管口座への非課税口座内上場株式等移管依頼書、非課税口座内上場株式等移管依頼書、未成年者口座非課税口座間移管依頼書、施行令第二十五条の十三第十七項第二号の規定により提出する書類、勘定廃止通知書、非課税口座廃止通知書、第十八条の十五の三第十項に規定する財務省令で定める書類、金融商品取引業者

一 同 上

二 その移管がされた非課税口座に現に設けられている非課税管理勘定、累積投資勘定又は特定累積投資勘定を設定する際に提出がされた第十八条の十五の三第十項第二号に規定する非課税適用確認書等に記載された整理番号又は同号に規定する提供を受けた整理番号

三 七 同 上

(金融商品取引業者等の営業所における非課税口座に関する帳簿書類の整理保存等)

第十八条の十五の八 同 上

一 同 上

二 当該金融商品取引業者等の営業所の長が受理し、又は提出若しくは送付を受けた非課税口座開設届出書、特定口座以外の他の保管口座への非課税口座内上場株式等移管依頼書、非課税口座内上場株式等移管依頼書、未成年者口座非課税口座間移管依頼書、施行令第二十五条の十三第十七項第二号(同条第二十四項において準用する場合を含む。第三項において同じ。)の規定により提出する書類、勘定廃止通知書、非課税口座廃止通知書、金融商品取引業者等変更届出書、非課税口座廃止届出書、継続適用届出書、出国届出書、帰国届出書、施行令第二十五条の十三の二第一項後段又は第二項前段に規定する非課税口座異動届出書及び非課税口座移管依頼書 これらの届出書、依頼書、書類若しくは通知書に係る非課税口座が廃止された日

三 同 上

2 同 上

3 非課税口座開設届出書、特定口座以外の他の保管口座への非課税口座内上場株式等移管依頼書、非課税口座内上場株式等移管依頼書、未成年者口座非課税口座間移管依頼書、施行令第二十五条の十三第十七項第二号の規定により提出する書類、勘定廃止通知書、非課税口座廃止通知書、金融商品取引業者等変更届出書、非課税口座廃止届出書、継続適用届出書、出国

等変更届出書、非課税口座廃止届出書、継続適用届出書、出国届出書、帰国届出書、施行令第二十五条の十三の二第一項後段又は第二項前段に規定する非課税口座異動届出書、非課税口座移管依頼書及び非課税口座開設者死亡届出書に記載すべき氏名には、片仮名でふりがなを付さなければならぬ。

4 第一項第二号又は前項に規定する非課税口座開設届出書、特定口座以外の他の保管口座への非課税口座内上場株式等移管依頼書、非課税口座内上場株式等移管依頼書、未成年者口座非課税口座間移管依頼書、勘定廃止通知書、非課税口座廃止通知書、金融商品取引業者等変更届出書、非課税口座廃止届出書、継続適用届出書、出国届出書、帰国届出書、非課税口座異動届出書、非課税口座移管依頼書及び非課税口座開設者死亡届出書には、第十八条の十の三第一項第二号に規定する電磁的方法により提供されたこれらの届出書、依頼書又は通知書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含むものとする。

(非課税口座年間取引報告書の記載事項等)

第十八条の十五の九 省 略

2 法第三十七条の十四第三十四項に規定する財務省令で定める事項は、同項の非課税口座に係る次に掲げる事項とする。

一 省 略

二 当該非課税管理勘定、累積投資勘定又は特定累積投資勘定の設定の際に提出若しくは提供を受けた第十八条の十五の三第十一項第二号に規定する非課税適用確認書等に記載若しくは記録がされた整理番号又は同号に規定する提供を受けた整理番号

三 省 略

四 当該非課税口座に非課税管理勘定、累積投資勘定又は特定累積投資勘定が設けられた日の属する年中に当該非課税口座に受け入れた法第三十七条の十四第五項第二号イ(1)若しくは(2)、第四号イ又は第六号イ若しくはハに掲げる上場株式等につき、当該受け入れた非課税口座に係る非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定ごとのその年における取得対価の額(同項第二号イに規定する取得対価の額をいう。)の合計額

届出書、帰国届出書、施行令第二十五条の十三の二第一項後段又は第二項前段に規定する非課税口座異動届出書、非課税口座移管依頼書及び非課税口座開設者死亡届出書に記載すべき氏名には、片仮名でふりがなを付さなければならぬ。

4 第一項第二号又は前項に規定する非課税口座開設届出書、特定口座以外の他の保管口座への非課税口座内上場株式等移管依頼書、非課税口座内上場株式等移管依頼書、未成年者口座非課税口座間移管依頼書、金融商品取引業者等変更届出書、非課税口座廃止届出書、継続適用届出書、出国届出書、帰国届出書、非課税口座異動届出書、非課税口座移管依頼書及び非課税口座開設者死亡届出書には、第十八条の十の三第一項第二号に規定する電磁的方法により提供されたこれらの届出書又は依頼書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含むものとする。

(非課税口座年間取引報告書の記載事項等)

第十八条の十五の九 同 上

2 同 上

一 同 上

二 当該非課税管理勘定、累積投資勘定又は特定累積投資勘定の設定の際に提出を受けた第十八条の十五の三十第十項第二号に規定する非課税適用確認書等に記載された整理番号又は同号に規定する提供を受けた整理番号

三 同 上

四 当該非課税口座に非課税管理勘定、累積投資勘定又は特定累積投資勘定が設けられた日の属する年中に当該非課税口座に受け入れた法第三十七条の十四第五項第二号イ(1)若しくは(2)、第四号イ又は第六号イ若しくはハに掲げる上場株式等(以下この号において「当初取得等上場株式等」という。)及び同年以後に当該非課税口座に受け入れた施行令第二十五条の十三第十二項各号(同条第二十二項、第二十九項又は第三十一項において準用する場合を含む。)に掲げる上場株式等(以下この号及び次項において「分割等上場株式等」という。)につき、当該受け入れた

五・六 省略
七 その年の施行令第二十五条の十三第三十九項に規定する基準日における同項各号に定める金額
八 十一 省略

3| 省略

4| 国税庁長官は、前項の別表第七(三)の書式について必要があるときは、所要の事項を付記すること又は一部の事項を削ることができる。この場合において、国税庁長官は、併せてその用紙の大きさを同表に定める大きさ以外の大きさ(産業標準化法第二十条第一項に規定する日本産業規格に適合するものに限る。)とすることができる。

第十八条の十五の十 省略
(未成年者口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税)

2 法第三十七条の十四の二第五項第一号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 未成年者口座開設届出書の提出(法第三十七条の十四の二第五項第一号に規定する提出をいう。以下この項において同じ。)をする者の氏名、生年月日、住所(国内に住所を有しない者にあつては、第十八条の十五の三第二十一項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める場所。以下この条及び次条において同じ。)及び個人番号(施行令第二十五条の十三の八第二十項において準用する施行令第二十五条の十三第三十三

非課税口座に係る非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定ごとのその年における取得対価の額(法第三十七条の十四第五項第二号イに規定する取得対価の額をいい、分割等上場株式等にあつては当該分割等上場株式等の取得の基因となつた当初取得等上場株式等又は満期移管上場株式等(同号ロに掲げる上場株式等をいう。以下この条及び次条において同じ。))に係る同号イに規定する取得対価の額とする。)の合計額
五・六 同上
七 その年の施行令第二十五条の十三第三十八項に規定する基準日における同項各号に定める金額
八 十一 同上

3| 同上

3| 非課税口座を開設した居住者又は恒久的施設を有する非居住者が分割等上場株式等の取得に伴い当該取得の基因となつた非課税口座内上場株式等を有しないこととなつたときは、その有しないこととなつた日の属する年以後の当該非課税口座に係る非課税口座年間取引報告書には、その有しないこととなつた非課税口座内上場株式等に係る前項第四号に掲げる事項の記載は、要しない。

4| 国税庁長官は、別表第七(三)の書式について必要があるときは、所要の事項を付記すること又は一部の事項を削ることができる。

第十八条の十五の十 同上
(未成年者口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税)

2 同上

一 未成年者口座開設届出書の提出(法第三十七条の十四の二第五項第一号に規定する提出をいう。以下この項において同じ。)をする者の氏名、生年月日、住所(国内に住所を有しない者にあつては、第十八条の十五の三第二十項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める場所。以下この条及び次条において同じ。)及び個人番号(施行令第二十五条の十三の八第二十項において準用する施行令第二十五条の十三第三十二項

項の規定に該当する者にあつては、氏名、生年月日及び住所)

二六 省 略

3 16 省 略

17 法第三十七条の十四の二第十二項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第三十七条の十四の二第十二項の申請書の提出をする者の氏名、生年月日、住所及び個人番号（施行令第二十五条の十三の八第二十項において準用する施行令第二十五条の十三第三十三項の規定に該当する者にあつては、氏名、生年月日及び住所）

二四 省 略

18 24 省 略

25 第十八条の十五の三第一項、第十四項から第十六項まで、第二十項、第二十一項、第二十二項（第二号に限る。）、第二十九項、第四十項及び第四十一項、第十八条の十五の四（第三項を除く。）、第十八条の十五の五（第四号を除く。）、第十八条の十五の七並びに第十八条の十五の八の規定（以下この項及び次項において「非課税口座に関する規定」という。）は、法第三十七条の十四の二第十二項、第十六項第二号、第二十四項各号及び第二十五項並びに施行令第二十五条の十三の八第二十項において準用する施行令第二十五条の十三第三項、第三十三項から第三十五項まで、第三十八項及び第四十項から第四十三項まで並びに第二十五条の十三の二（第二項、第三項及び第七項を除く。）、第二十五条の十三の三、第二十五条の十三の五及び第二十五条の十三の六の規定を適用する場合について準用する。この場合において、非課税口座に関する規定中「施行令」とあるのは「施行令第二十五条の十三の八第二十項において準用する施行令」と、「非課税口座異動届出書」とあるのは「未成年者口座異動届出書」と、「非課税口座移管依頼書」とあるのは「未成年者口座移管依頼書」と、「非課税口座廃止通知書」とあるのは「未成年者口座廃止通知書」と、「非課税口座開設者死亡届出書」とあるのは「未成年者口座開設者死亡届出書」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる非課税口座に関する規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十八条の十五 省 略

省 略

の規定に該当する者にあつては、氏名、生年月日及び住所)

二六 同 上

3 16 同 上

17 同 上

一 法第三十七条の十四の二第十二項の申請書の提出をする者の氏名、生年月日、住所及び個人番号（施行令第二十五条の十三の八第二十項において準用する施行令第二十五条の十三第三十二項の規定に該当する者にあつては、氏名、生年月日及び住所）

二四 同 上

18 24 同 上

25 第十八条の十五の三第一項、第十三項から第十五項まで、第十九項、第二十項、第二十一項（第二号に限る。）、第二十七項、第三十八項及び第三十九項、第十八条の十五の四（第三項を除く。）、第十八条の十五の五（第四号を除く。）、第十八条の十五の七並びに第十八条の十五の八の規定（以下この項及び次項において「非課税口座に関する規定」という。）は、法第三十七条の十四の二第十二項、第十六項第二号、第二十四項各号及び第二十五項並びに施行令第二十五条の十三の八第二十項において準用する施行令第二十五条の十三第三項、第三十二項から第三十四項まで、第三十七項及び第三十九項から第四十二項まで並びに第二十五条の十三の二（第二項、第三項及び第七項を除く。）、第二十五条の十三の三、第二十五条の十三の五及び第二十五条の十三の六の規定を適用する場合について準用する。この場合において、非課税口座に関する規定中「施行令」とあるのは「施行令第二十五条の十三の八第二十項において準用する施行令」と、「非課税口座異動届出書」とあるのは「未成年者口座異動届出書」と、「非課税口座移管依頼書」とあるのは「未成年者口座移管依頼書」と、「非課税口座廃止通知書」とあるのは「未成年者口座廃止通知書」と、「非課税口座開設者死亡届出書」とあるのは「未成年者口座開設者死亡届出書」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる非課税口座に関する規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

同 上

同 上

同 上

	第十八条の十五 の三第十四項							の三第一項	
	及び第二十二項第二号並びに第十八条の十五の十第十九項	非課税口座開設届出書							
	第十八条の十五 の三第二十一項							第三十七條の十四第八項	
	第三十七條の十四第二十一項第一号	第三十七條の十四第二十一項に							
	第十八条の十五 の三第二十九項							第三十七條の十四第二十項	
	第三十七條の十四第二十項	第十一項第二号							
	前項第六号							非課税管理勘定、累積投資勘定又は特定累積投資勘定	
	記載又は記録がされた廃止通知	同項第六号							
	第十八条の十五の十第二十四項第二号							同項第六号	
	記載された未成年者口座廃止通知書	非課税管理勘定							

	第十八条の十五 の三第十三項							及び第二十一項第二号並びに第十八条の十五の十第十九項	
	同上	同上							
	第十八条の十五 の三第十五項							同上	
	同上	同上							
	第十八条の十五 の三第二十項							同上	
	同上	同上							
	第十八条の十五 の三第二十七項							同上	
	同上	同上							
	第十項第二号							同上	
	廃止通知書	同上							
	同上							同上	
	未成年者口座廃止通知書	同上							

第十八条の十五 の三 第四十項及 び第四十一項	第十八条の十五 の四 第一項			第十八条の十五 の四 第五項			第十八条の十五		
	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略
第三十七條の十四第 三十項	第三十七條の十四の二第二十 五項			若しくは提供を受け た前条第十一項第二 号に規定する非課税 適用確認書等に記載 若しくは記録がされ た整理番号又は同号 に規定する提供を受 けた			若しくは提供がされ た第十八条の十五の 三第十一項第二号に 規定する非課税適用		
	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略
第三十七條の十四の二第二十 五項	を受けた未成年者非課税適用 確認書又は未成年者口座廃止 通知書に記載された			がされた未成年者非課税適用 確認書又は未成年者口座廃止 通知書に記載された			規定する非課税適用		
	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略

第十八条の十五 の三 第三十八項 及び第三十九項	同 上			同 上			同 上		
	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上
同 上	前条第十項第二号に 規定する非課税適用 確認書等に記載され た整理番号又は同号 に規定する提供を受 けた			第十八条の十五の三 第十項第二号に規定 する非課税適用確認 書等に記載された整			未成年者非課税適用確認書又 は未成年者口座廃止通知書に 記載された		
	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上

			第十八条の十五 の七第二項	第十八条の十五 の八の見出し	第十八条の十五 の八第一項			
						省略	省略	確認書等に記載若しくは記録がされた整理番号又は同号に規定する提供を受けた
書類又は通知書	省略	書類又は通知書、申請書、通知書、書面又は書類	省略	省略	省略	省略	省略	確認書等に記載若しくは記録がされた整理番号又は同号に規定する提供を受けた
書類又は通知書	省略	書類又は通知書、申請書、通知書、書面又は書類	省略	省略	省略	省略	省略	確認書等に記載若しくは記録がされた整理番号又は同号に規定する提供を受けた

			同上	同上	同上	同上	同上	
書類若しくは通知書	同上	書類若しくは通知書、申請書、通知書、書面又は書類	同上	同上	同上	同上	同上	理番号又は同号に規定する提供を受けた
書類若しくは通知書	同上	書類若しくは通知書、申請書、通知書、書面又は書類	同上	同上	同上	同上	同上	理番号又は同号に規定する提供を受けた

第十八条の十五 の八第二項	省略	第十八条の十五 の八第三項	省略	第十八条の十五 の八第四項
金融商品取引業者等 変更届出書、非課税 止通知書	金融商品取引業者等 変更届出書、非課税	金融商品取引業者等 変更届出書、非課税 税口座廃止届出書、 継続適用届出書、出 国届出書、帰国届出 書	省略	非課税口座開設届出 書、特定口座以外の 他の保管口座への非 課税口座内上場株式 等移管依頼書、非課 税口座内上場株式等 移管依頼書、未成年 者口座非課税口座間 移管依頼書、勘定廃 止通知書
施行令第二十五条の十三の八 第十二項第三号の書類、法第	施行令第二十五条の十三の八 第十二項第三号の書類、法第	未成年者口座開設届出書、施 行令第二十五条の十三の八第 八項に規定する書面、同条第 十二項第三号の書類、同項第 四号に規定する出国移管依頼 書、同項第六号に規定する未 成年者帰国届出書、同条第三 十項に規定する未成年者出国 届出書、法第三十七条の十四 の二第十二項の申請書	省略	未成年者口座開設届出書、第 十八条の十五の十第三項第一 号に規定する未成年者口座内 上場株式等移管依頼書、同条 第四項（同条第五項において 準用する場合を含む。）に規 定する特定口座以外の他の保 管口座への未成年者口座内上 場株式等移管依頼書

第十八条の十五 の八第四項	同上	同上	同上	同上
金融商品取引業者等 変更届出書、非課税 口座廃止届出書、継 続適用届出書、出国 届出書、帰国届出書	金融商品取引業者等 変更届出書、非課税 口座廃止届出書、継 続適用届出書、出国 届出書、帰国届出書	同上	同上	同上
未成年者口座開設届出書、第 十八条の十五の十第三項第一 号に規定する未成年者口座内 上場株式等移管依頼書、同条 第四項（同条第五項において 準用する場合を含む。）に規 定する特定口座以外の他の保 管口座への未成年者口座内上 場株式等移管依頼書、施行令 第二十五条の十三の八第十二 項第三号の書類、法第三十七 条の十四の二第十二項の申請 書	同上	同上	同上	同上

口座廃止届出書、継続適用届出書、出国届出書、帰国届出書	
又は通知書	三十七条の十四の二第十二項の申請書
書類又は申請書	

26・27 省 略

（未成年者口座年間取引報告書の記載事項等）

第十八条の十五の十一 省 略

2 法第三十七条の十四の二第二十七項に規定する財務省令で定める事項は、同項の未成年者口座に係る次に掲げる事項とする。

一 七 省 略

八 及び九 削除

十 十三 省 略

3 省 略

4 未成年者口座を開設した居住者又は恒久的施設を有する非居住者が分割等上場株式等の取得に伴い当該取得の基因となつた未成年者口座内上場株式等を有しないこととなつたときは、その有しないこととなつた日の属する年以後の当該未成年者口座に係る未成年者口座年間取引報告書には、その有しないこととなつた未成年者口座内上場株式等に係る第二項第四号に掲げる事項の記載は、要しない。

5 省 略

6 国税庁長官は、前項の別表第七(三)の書式について必要があるときは、所要の事項を付記すること又は一部の事項を削ることができる。この場合において、国税庁長官は、併せてその用紙の大きさを同表に定める大きさに以て、国税庁長官は、併せてその用紙の大きさを同表に定める大きさに以て、外(産業標準化法第二十条第一項に規定する日本産業規格に適合するものに限る。)とすることができる。

7 省 略

帰国届出書	
又は依頼書	依頼書、書類又は申請書

26・27 同 上

（未成年者口座年間取引報告書の記載事項等）

第十八条の十五の十一 同 上

2 同 上

一 七 同 上

八 当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座に、その年十二月三十一日（その者が死亡した日の属する年にあつては、その死亡の時）において預入れ又は預託がされている金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額

九 削除

十 十三 同 上

3 同 上

4 第十八条の十五の九第四項の規定は、未成年者口座を開設した居住者又は恒久的施設を有する非居住者が分割等上場株式等の取得に伴い当該取得の基因となつた未成年者口座内上場株式等を有しないこととなつた場合における第二項第四号に掲げる事項の記載について準用する。

5 同 上

6 同 上

（公益法人等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税）

第十八条の十九 施行令第二十五条の十七第一項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 省 略

三 当該贈与又は遺贈の次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める事項

イ ロに掲げる場合以外の場合 当該贈与又は遺贈により財産を取得する公益法人等の名称及び主たる事務所の所在地並びに事業の目的並びに設立年月日又は設立予定年月日

ロ 法第四十条第一項第二号に規定する公益信託（以下この条において「公益信託」という。）の信託財産とするためのものである場合 当該贈与又は遺贈により財産を取得する公益法人等の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地（当該公益信託の受託者が二以上ある場合には、その法第四十条第四項第三号に規定する主宰受託者（以下この条において「主宰受託者」という。）の氏名又は名称を含む。）並びに当該公益信託の名称、公益信託に関する法律（令和六年法律第 号）第二条第一項第二号に規定する公益事務の内容及び同法第六条の認可を受けた年月日

四 省 略

五 当該公益法人等の事業運営に関する明細（当該贈与又は遺贈が公益信託の信託財産とするためのものである場合には、当該公益信託に係る信託事務に関する明細）

六 当該贈与又は遺贈の次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める事項

イ ロに掲げる場合以外の場合 当該公益法人等の施行令第二十五条の十七第六項第一号イに規定する役員等（以下この号において「役員等」という。）の氏名及び住所並びに当該役員等に係る同項第一号イに規定する親族等（ロにおいて「親族等」という。）に関する事項

ロ 公益信託の信託財産とするためのものである場合 当該公益信託の第五項第一号に規定する運営委員等の氏名及び住所並びに当該運営委員等に係る親族等に関する事項（当該公益信託の受託者（当該公益信託の受託者が二以上ある場合には、その全ての受託者）が第四項に規

（公益法人等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税）

第十八条の十九 同 上

一・二 同 上

三 当該贈与又は遺贈により財産を取得する公益法人等の名称及び主たる事務所の所在地並びに事業の目的並びに設立年月日又は設立予定年月日

四 同 上

五 当該公益法人等の事業運営に関する明細

六 当該公益法人等の施行令第二十五条の十七第六項第一号に規定する役員等の氏名及び住所並びに当該役員等に係る同号に規定する親族等に関する事項

定する者である場合には、当該公益信託の受託者のその役員等の氏名及び住所並びに当該役員等に係る親族等に関する事項）

七・八 省 略

- 2 施行令第二十五条の十七第三項第六号に規定する財務省令で定める資産は、同号の贈与又は遺贈に係る財産の譲渡による収入金額の全部に相当する金額をもつて取得する資産で、当該資産につき次の各号に掲げる公益法人等の区分に応じ当該各号に定める決定（その決定をした旨及びその決定をした事項が当該決定に係る議事録その他これに相当する書類に記載されているものに限る。）がされたものとする。

一・二 省 略

- 三 施行令第二十五条の十七第七項第二号ハに掲げる公益法人等 当該資産を第八項第一号に定める方法により同号に規定する基本金に組み入れることについての当該公益法人等の理事会の決定

- 四 施行令第二十五条の十七第七項第二号ニに掲げる公益法人等 当該資産を第八項第二号に定める方法により同号に規定する基本金に組み入れることについての当該公益法人等の理事会の決定

五 省 略

- 3 施行令第二十五条の十七第三項第七号に規定する財務省令で定める場合は、同項第一号から第六号までに規定する理由に準ずるやむを得ない理由として国税庁長官が認める理由により当該贈与又は遺贈に係る財産の譲渡をする場合とし、同項第七号に規定する財務省令で定める資産は、当該財産の譲渡による収入金額の全部に相当する金額をもつて取得した減価償却資産、土地、土地の上に存する権利及び株式（出資を含む。以下この項及び第十一項において同じ。）で国税庁長官が認めたもの（株式にあつては、同条第三項第四号に規定する理由に準ずるやむを得ない理由として国税庁長官が認める理由による譲渡により取得したものに限る。）とする。

- 4 施行令第二十五条の十七第六項第二号に規定する財務省令で定める者は、法第四十条第一項第一号に掲げる者（施行令第二十五条の十七第六項第一号イに掲げる要件を満たすものに限る。）とする。

- 5 施行令第二十五条の十七第六項第二号ロに規定する財務省令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

- 一 施行令第二十五条の十七第六項第二号ロの公益信託の信託行為において、同号ロに規定する運営委員会その他これに準ずるもの（第三号にお

七・八 同 上

2 同 上

一・二 同 上

- 三 施行令第二十五条の十七第七項第二号ハに掲げる公益法人等 当該資産を第六項第一号に定める方法により同号に規定する基本金に組み入れることについての当該公益法人等の理事会の決定

- 四 施行令第二十五条の十七第七項第二号ニに掲げる公益法人等 当該資産を第六項第二号に定める方法により同号に規定する基本金に組み入れることについての当該公益法人等の理事会の決定

五 同 上

- 3 施行令第二十五条の十七第三項第七号に規定する財務省令で定める場合は、同項第一号から第六号までに規定する理由に準ずるやむを得ない理由として国税庁長官が認める理由により当該贈与又は遺贈に係る財産の譲渡をする場合とし、同項第七号に規定する財務省令で定める資産は、当該財産の譲渡による収入金額の全部に相当する金額をもつて取得した減価償却資産、土地、土地の上に存する権利及び株式（出資を含む。以下この項及び第九項において同じ。）で国税庁長官が認めたもの（株式にあつては、同条第三項第四号に規定する理由に準ずるやむを得ない理由として国税庁長官が認める理由による譲渡により取得したものに限る。）とする。

いて「運営委員会等」という。）は、当該公益信託の目的に関し学識経験を有する者、当該公益信託の適正な運営に必要な実務経験を有する者その他の者（次号及び第四号において「運営委員会等」という。）から構成される旨の定めがあること。

二 当該信託行為において、運営委員会等のうち施行令第二十五条の十七第六項第一号イに規定する親族等の数が当該運営委員会等の数のうちに占める割合は、三分の一以下とする旨の定めがあること。

三 当該信託行為において、当該公益信託の受託者は、信託財産の処分その他の公益信託事務（公益信託に関する法律第七条第三項第四号に規定する公益信託事務をいう。）の処理に関する重要な事項について、運営委員会等の同意を得なければならない旨の定めがあること。

四 運営委員会等に対して当該公益信託の信託財産から支払われる報酬の額は、その任務の遂行のために通常必要な費用の額を超えないものであることが当該信託行為において明らかであること。

6| 施行令第二十五条の十七第七項に規定する財務省令で定める書類は、同項に規定する公益法人等から交付を受けた次に掲げる書類（当該公益法人等が同項に規定する特定国立大学法人等である場合には、第二号に掲げる書類）とする。

一 省 略

二 施行令第二十五条の十七第七項に規定する公益法人等の第九項各号に掲げる区分に応じ当該各号に規定する決定（次項各号の決定があつた場合には、当該各号に規定する財産を譲渡することについての当該決定を含む。）をした旨及びその決定をした事項の記載のある議事録その他これに相当する書類の写し並びに当該決定に係る財産の種類、所在地、数量、価額その他の事項を記載した書類（当該決定が第九項第一号、第二号ロ又は第五号に規定する決定である場合には、これらの規定に規定する財産がこれらの規定に規定する方法により管理されることにつきそれぞれ当該公益法人等の施行令第二十五条の十七第七項第二号イ、ロ(2)又はホの所轄庁に確認されたことを証する書類の写しを含む。）

7| 省 略

12| 法第四十条第五項第一号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第四十条第五項第一号に規定する書類を提出する公益法人等の名称

4| 同 上

一 同 上

二 施行令第二十五条の十七第七項に規定する公益法人等の第七項各号に掲げる区分に応じ当該各号に規定する決定（次項各号の決定があつた場合には、当該各号に規定する財産を譲渡することについての当該決定を含む。）をした旨及びその決定をした事項の記載のある議事録その他これに相当する書類の写し並びに当該決定に係る財産の種類、所在地、数量、価額その他の事項を記載した書類（当該決定が第七項第一号、第二号ロ又は第五号に規定する決定である場合には、これらの規定に規定する財産がこれらの規定に規定する方法により管理されることにつきそれぞれ当該公益法人等の施行令第二十五条の十七第七項第二号イ、ロ(2)又はホの所轄庁に確認されたことを証する書類の写しを含む。）

5| 同 上

10| 同 上

一 法第四十条第五項第一号に規定する書類を提出する公益法人等の名称

、主たる事務所の所在地及び法人番号（当該公益法人等が公益信託の受託者である場合には、当該公益信託の受託者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号又は法人番号（当該公益信託の受託者が二以上ある場合には、その主宰受託者の氏名又は名称を含む。）並びに当該公益信託の名称）

二〇五 省 略

13| 法第四十条第五項第二号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 省 略

二 当該公益法人等が法第四十条第三項の贈与又は遺贈を受けた同条第五項第二号に規定する財産（以下この項及び次項において「譲渡財産」という。）を管理している施行令第二十五条の十七第二十項に規定する方法及び次に掲げる公益法人等の区分に応じそれぞれ次に定める事項

イ 第九項第一号、第二号又は第五号に掲げる公益法人等 当該公益法人等の第十項第一号、第二号ロ又は第五号の所轄庁の名称、当該譲渡財産が当該方法により管理されることにつき当該所轄庁に確認されたことを証する書類の発行年月日及び当該譲渡財産を当該方法により管理することが当該公益法人等の合議制の機関において決定された年月日

ロ 第九項第三号又は第四号に掲げる公益法人等 当該譲渡財産を当該方法により管理することが当該公益法人等の理事会において決定された年月日

三〇六 省 略

14| 法第四十条第六項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 省 略

三 当該公益合併法人の名称、主たる事務所の所在地及び法人番号（法人番号を有しない法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）並びに当該公益合併法人が当該移転を受ける資産の使用開始予定年月日（法第四十条第十五項において準用する同条第五項後段に規定する政令で定める事情がある場合には、その事情の詳細を含む。）及び使用目的

四・五 省 略

、主たる事務所の所在地及び法人番号

二〇五 同 上

11| 同 上

一 同 上

二 同 上

イ 第七項第一号、第二号又は第五号に掲げる公益法人等 当該公益法人等の第八項第一号、第二号ロ又は第五号の所轄庁の名称、当該譲渡財産が当該方法により管理されることにつき当該所轄庁に確認されたことを証する書類の発行年月日及び当該譲渡財産を当該方法により管理することが当該公益法人等の合議制の機関において決定された年月日

ロ 第七項第三号又は第四号に掲げる公益法人等 当該譲渡財産を当該方法により管理することが当該公益法人等の理事会において決定された年月日

三〇六 同 上

12| 同 上

13| 同 上

一・二 同 上

三 当該公益合併法人の名称、主たる事務所の所在地及び法人番号（法人番号を有しない法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）並びに当該公益合併法人が当該移転を受ける資産の使用開始予定年月日（法第四十条第十三項において準用する同条第五項後段に規定する政令で定める事情がある場合には、その事情の詳細を含む。）及び使用目的

四・五 同 上

16] 法第四十条第七項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 特定贈与等を受けた公益法人等の名称、主たる事務所の所在地及び法人番号並びに解散予定年月日

二 当該公益法人等が法第四十条第七項に規定する他の公益法人等に移転をし、又は同項に規定する公益信託の信託財産としようとする同項に規定する財産等の種類、所在地及び数量

三 法第四十条第七項に規定する解散引継法人等の名称、主たる事務所の所在地及び法人番号（当該解散引継法人等が当該公益信託の受託者である場合には、当該公益信託の受託者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号又は法人番号（当該公益信託の受託者が二以上ある場合には、その主宰受託者の氏名又は名称を含む。）並びに当該公益信託の名称）並びに当該解散引継法人等が当該移転を受け、又は当該公益信託の信託財産として受け入れる資産の使用開始予定年月日（同条第十五項において準用する同条第五項後段に規定する政令で定める事情がある場合には、その事情の詳細を含む。）及び使用目的

四 第二号に規定する財産等（当該財産等が、当該公益法人等が当該特定贈与等を受けた財産以外のものである場合には、当該財産）を当該公益法人等に当該特定贈与等をした者の氏名及び住所又は居所並びに当該特定贈与等に係る贈与又は遺贈をした年月日及び承認年月日並びに当該財産の種類、所在地及び数量

五] その他参考となるべき事項
17] 法第四十条第八項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第四十条第八項に規定する当初法人（以下第十九項までにおいて「当初法人」という。）の名称、主たる事務所の所在地及び法人番号、同条第八項に規定する特定処分（第三十一項において「特定処分」という。）を受けた年月日並びに当該特定処分後において同条第八項に規定する特定一般法人に該当することとなった事情の詳細

二 当該当初法人が法第四十条第八項に規定する他の公益法人等に贈与を

14] 前項の規定は、法第四十条第七項に規定する財務省令で定める事項について準用する。この場合において、前項第一号中「合併予定年月日」とあるのは「解散予定年月日」と、同項第二号及び第三号中「公益合併法人」とあるのは「解散引継法人」と読み替えるものとする。

15] 同上

一 法第四十条第八項に規定する当初法人（以下第十七項までにおいて「当初法人」という。）の名称、主たる事務所の所在地及び法人番号、同条第八項に規定する特定処分（第二十七項において「特定処分」という。）を受けた年月日並びに当該特定処分後において同条第八項に規定する特定一般法人に該当することとなった事情の詳細

二 当該当初法人が法第四十条第八項に規定する引継法人に贈与をしよう

し、又は同項に規定する公益信託の信託財産としようとする同項に規定する公益引継資産の種類、所在地、数量及び当該特定処分を受けた日の前日における価額並びに当該贈与予定年月日

三 法第四十条第八項に規定する引継法人等が当該贈与を受け、又は当該公益信託の信託財産として受け入れる当該公益引継資産をもつて資産を取得しようとする場合には、その取得しようとする資産（次号において「代替公益引継資産」という。）の種類、所在地、数量、取得予定価額及び取得予定年月日

四 当該引継法人等の名称、主たる事務所の所在地及び法人番号（当該引継法人等が当該公益信託の受託者である場合には、当該公益信託の受託者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号又は法人番号（当該公益信託の受託者が二以上ある場合には、その主宰受託者の氏名又は名称を含む。）並びに当該公益信託の名称）並びに当該引継法人等が当該贈与を受け、又は当該公益信託の信託財産として受け入れる当該公益引継資産（代替公益引継資産を含む。）の使用開始予定年月日（法第四十条第十五項において準用する同条第五項後段に規定する政令で定める事情がある場合には、その事情の詳細を含む。）及び使用目的

五 省 略

六 当該公益引継資産が施行令第二十五条の十七第二十四項第二号に掲げる引継財産である場合には、次項又は第十九項の規定により計算した金額及び当該金額の計算に関する明細

七 省 略

18| 施行令第二十五条の十七第二十四項第二号に規定する財務省令で定めるところにより計算した金額は、当初法人の法第四十条第八項に規定する公益目的取得財産残額に、第一号に掲げる金額のうちに第二号に掲げる金額の占める割合を乗じて計算した金額とする。

一・二 省 略

19| 公益認定法施行規則第五十条第一項の規定の適用がある場合における施行令第二十五条の十七第二十四項第二号に規定する財務省令で定めるところにより計算した金額は、前項の規定にかかわらず、当初法人の法第四十条第八項に規定する公益目的取得財産残額に、第一号に掲げる金額のうちに第二号に掲げる金額の占める割合を乗じて計算した金額とする。

とする同項に規定する公益引継資産の種類、所在地、数量及び当該特定処分を受けた日の前日における価額並びに当該贈与予定年月日

三 当該引継法人が当該贈与を受ける当該公益引継資産をもつて資産を取得しようとする場合には、その取得しようとする資産（次号において「代替公益引継資産」という。）の種類、所在地、数量、取得予定価額及び取得予定年月日

四 当該引継法人の名称、主たる事務所の所在地及び法人番号並びに当該引継法人が当該贈与を受ける当該公益引継資産（代替公益引継資産を含む。）の使用開始予定年月日（法第四十条第十三項において準用する同条第五項後段に規定する政令で定める事情がある場合には、その事情の詳細を含む。）及び使用目的

五 同 上

六 当該公益引継資産が施行令第二十五条の十七第二十三項第二号に掲げる引継財産である場合には、次項又は第十七項の規定により計算した金額及び当該金額の計算に関する明細

七 同 上

16| 施行令第二十五条の十七第二十三項第二号に規定する財務省令で定めるところにより計算した金額は、当初法人の法第四十条第八項に規定する公益目的取得財産残額に、第一号に掲げる金額のうちに第二号に掲げる金額の占める割合を乗じて計算した金額とする。

一・二 同 上

17| 公益認定法施行規則第五十条第一項の規定の適用がある場合における施行令第二十五条の十七第二十三項第二号に規定する財務省令で定めるところにより計算した金額は、前項の規定にかかわらず、当初法人の法第四十条第八項に規定する公益目的取得財産残額に、第一号に掲げる金額のうちに第二号に掲げる金額の占める割合を乗じて計算した金額とする。

一・二 省略

20| 法第四十条第九項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 三 省略

四 当該受贈公益法人等の名称、主たる事務所の所在地及び法人番号並びに当該受贈公益法人等が当該贈与を受ける資産の使用開始予定年月日（法第四十条第十五項において準用する同条第五項後段に規定する政令で定める事情がある場合には、その事情の詳細を含む。）及び使用目的

五・六 省略

21| 法第四十条第十項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第四十条第十項に規定する譲渡法人（以下この条において「譲渡法人」という。）の名称、主たる事務所の所在地及び法人番号並びに当該譲渡法人の次に掲げる者の区分に応じそれぞれ次に定める日

イ 法第四十条第十項に規定する幼稚園（以下この条において「幼稚園」という。）を設置する者 当該幼稚園の廃止若しくは設置者の変更（施行令第二十五条の十七第二十六項第一号に規定する設置者の変更をいう。第二十三項において同じ。）の認可（同号に規定する認可をいう。イ、次項第二号イ及び第二十三項において同じ。）を受けた日又は当該認可の申請をした日

ロ 施行令第二十五条の十七第二十六項第二号イに規定する保育所（以下この条において「保育所」という。）を設置する者 当該保育所の廃止の承認（同号イに規定する承認をいう。ロ及び次項第二号ロにおいて同じ。）を受けた日又は当該承認の申請をした日

ハ 施行令第二十五条の十七第二十六項第二号ロに規定する保育機能施設（以下この条において「保育機能施設」という。）を設置する者 当該保育機能施設の設置者変更の届出（同号ロに規定する設置者変更の届出をいう。）を行つた日

二 省略

三 当該譲受法人の名称、主たる事務所の所在地及び法人番号、当該譲受法人が当該贈与を受ける資産の使用開始予定年月日（法第四十条第十五項において準用する同条第五項後段に規定する政令で定める事情がある場合には、その事情の詳細を含む。）及び使用目的（施行令第二十五条

一・二 同上

18| 同上

一 三 同上

四 当該受贈公益法人等の名称、主たる事務所の所在地及び法人番号並びに当該受贈公益法人等が当該贈与を受ける資産の使用開始予定年月日（法第四十条第十三項において準用する同条第五項後段に規定する政令で定める事情がある場合には、その事情の詳細を含む。）及び使用目的

五・六 同上

19| 同上

一 同上

イ 法第四十条第十項に規定する幼稚園（以下この条において「幼稚園」という。）を設置する者 当該幼稚園の廃止若しくは設置者の変更（施行令第二十五条の十七第二十四項第一号に規定する設置者の変更をいう。第二十一項において同じ。）の認可（同号に規定する認可をいう。イ、次項第二号イ及び第二十一項において同じ。）を受けた日又は当該認可の申請をした日

ロ 施行令第二十五条の十七第二十四項第二号イに規定する保育所（以下この条において「保育所」という。）を設置する者 当該保育所の廃止の承認（同号イに規定する承認をいう。ロ及び次項第二号ロにおいて同じ。）を受けた日又は当該承認の申請をした日

ハ 施行令第二十五条の十七第二十四項第二号ロに規定する保育機能施設（以下この条において「保育機能施設」という。）を設置する者 当該保育機能施設の設置者変更の届出（同号ロに規定する設置者変更の届出をいう。）を行つた日

二 同上

三 当該譲受法人の名称、主たる事務所の所在地及び法人番号、当該譲受法人が当該贈与を受ける資産の使用開始予定年月日（法第四十条第十三項において準用する同条第五項後段に規定する政令で定める事情がある場合には、その事情の詳細を含む。）及び使用目的（施行令第二十五条

の十七第三十四項に規定する事業に係るものに限る。）並びに当該譲受人の次に掲げる者の区分に応じそれぞれ次に定める日

イ 法第四十条第十項に規定する幼保連携型認定こども園（以下この条において「幼保連携型認定こども園」という。）を設置しようとする者 幼保連携型認定こども園（次項に規定する幼保連携型認定こども園に限る。）の設置の認可（施行令第二十五条の十七第二十七項第一号に規定する認可をいう。イにおいて同じ。）を受けた日又は当該設置の認可の同号に規定する申請をした日

ロ 幼稚園を設置しようとする者 幼稚園（第二十三項に規定する幼稚園に限る。）の設置若しくは設置者の変更（施行令第二十五条の十七第二十七項第二号に規定する設置者の変更をいう。）の認可（同号に規定する認可をいう。ロにおいて同じ。）を受けた日又は当該認可の申請をした日

ハ 保育所を設置しようとする者 保育所（第二十五項に規定する保育所に限る。）の設置の認可（施行令第二十五条の十七第二十七項第三号イに規定する認可をいう。ハにおいて同じ。）を受けた日又は当該認可の申請をした日

ニ 保育機能施設を設置しようとする者 譲渡法人が設置していた保育機能施設につき、その設置者の変更（施行令第二十五条の十七第二十七項第三号ロに規定する変更をいう。）を事由とする届出（同号ロに規定する届出をいう。）が行われた日

四・五 省 略

22| 施行令第二十五条の十七第二十七項第一号に規定する財務省令で定める幼保連携型認定こども園は、第一号に掲げる施設及び第二号に掲げる施設の職員組織等を基にする幼保連携型認定こども園とする。

一 施行令第二十五条の十七第二十七項第一号に掲げる幼保連携型認定こども園を設置しようとする者が設置する次に掲げるいずれかの施設
イハ 省 略

二 省 略

23| 施行令第二十五条の十七第二十七項第二号に規定する財務省令で定める幼稚園は、譲渡法人が設置する前項第二号イに掲げる幼稚園の職員組織等を基にする幼稚園又は譲渡法人が設置する幼稚園で設置者の変更の認可を受け、若しくは当該認可の申請をしているものとする。

の十七第二十八項に規定する事業に係るものに限る。）並びに当該譲受人の次に掲げる者の区分に応じそれぞれ次に定める日

イ 法第四十条第十項に規定する幼保連携型認定こども園（以下この条において「幼保連携型認定こども園」という。）を設置しようとする者 幼保連携型認定こども園（次項に規定する幼保連携型認定こども園に限る。）の設置の認可（施行令第二十五条の十七第二十五項第一号に規定する認可をいう。イにおいて同じ。）を受けた日又は当該設置の認可の同号に規定する申請をした日

ロ 幼稚園を設置しようとする者 幼稚園（第二十一項に規定する幼稚園に限る。）の設置若しくは設置者の変更（施行令第二十五条の十七第二十五項第二号に規定する設置者の変更をいう。）の認可（同号に規定する認可をいう。ロにおいて同じ。）を受けた日又は当該認可の申請をした日

ハ 保育所を設置しようとする者 保育所（第二十三項に規定する保育所に限る。）の設置の認可（施行令第二十五条の十七第二十五項第三号イに規定する認可をいう。ハにおいて同じ。）を受けた日又は当該認可の申請をした日

ニ 保育機能施設を設置しようとする者 譲渡法人が設置していた保育機能施設につき、その設置者の変更（施行令第二十五条の十七第二十五項第三号ロに規定する変更をいう。）を事由とする届出（同号ロに規定する届出をいう。）が行われた日

四・五 同 上

20| 施行令第二十五条の十七第二十五項第一号に規定する財務省令で定める幼保連携型認定こども園は、第一号に掲げる施設及び第二号に掲げる施設の職員組織等を基にする幼保連携型認定こども園とする。

一 施行令第二十五条の十七第二十五項第一号に掲げる幼保連携型認定こども園を設置しようとする者が設置する次に掲げるいずれかの施設
イハ 同 上

二 同 上

21| 施行令第二十五条の十七第二十五項第二号に規定する財務省令で定める幼稚園は、譲渡法人が設置する前項第二号イに掲げる幼稚園の職員組織等を基にする幼稚園又は譲渡法人が設置する幼稚園で設置者の変更の認可を受け、若しくは当該認可の申請をしているものとする。

24| 施行令第二十五条の十七第二十七項第二号に規定する財務省令で定める
幼保連携型認定こども園は、同号に掲げる幼稚園を設置しようとする者の
その設置しようとする幼稚園及びその者が設置する保育所又は保育機能施
設を廃止し、これらの職員組織等を基に設置される幼保連携型認定こども
園とする。

25| 施行令第二十五条の十七第二十七項第三号イに規定する財務省令で定め
る保育所は、譲渡法人が設置する第二十二項第二号ロに掲げる保育所の職
員組織等を基にする保育所とする。

26| 施行令第二十五条の十七第二十七項第三号イに規定する財務省令で定め
る幼保連携型認定こども園は、同号イに掲げる保育所を設置しようとする
者のその設置しようとする保育所及びその者が設置する幼稚園を廃止し、
これらの職員組織等を基に設置される幼保連携型認定こども園とする。

27| 施行令第二十五条の十七第二十七項第三号ロに規定する財務省令で定め
る幼保連携型認定こども園は、同号ロに掲げる保育機能施設を設置しよう
とする者のその設置しようとする保育機能施設（その者が当該保育機能施
設を廃止し、その職員組織等を基に保育所を設置することとなる場合には
、当該保育所）及びその者が設置する幼稚園を廃止し、これらの職員組織
等を基に設置される幼保連携型認定こども園とする。

28| 法第四十条第十一項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事
項とする。

一 法第四十条第十一項に規定する当初受託者の氏名又は名称、住所若し
くは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号又は法人
番号（当該当初受託者に係る公益信託の受託者が二以上ある場合には、
当該当初受託者以外の受託者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は本
店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号又は法人番号を含む。）
、当該公益信託の名称、同項に規定する任務終了事由等が生じた年月日
並びに当該任務終了事由等の詳細

二 当該当初受託者が法第四十条第十一項に規定する引継受託者に移転を
しようとする同項に規定する財産等の種類、所在地及び数量

三 当該引継受託者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は本店若しくは
主たる事務所の所在地及び個人番号又は法人番号、当該引継受託者が当
該移転を受ける資産の使用開始予定年月日（法第四十条第十五項におい
て準用する同条第五項後段に規定する政令で定める事情がある場合には

22| 施行令第二十五条の十七第二十五項第二号に規定する財務省令で定める
幼保連携型認定こども園は、同号に掲げる幼稚園を設置しようとする者の
その設置しようとする幼稚園及びその者が設置する保育所又は保育機能施
設を廃止し、これらの職員組織等を基に設置される幼保連携型認定こども
園とする。

23| 施行令第二十五条の十七第二十五項第三号イに規定する財務省令で定め
る保育所は、譲渡法人が設置する第二十項第二号ロに掲げる保育所の職員
組織等を基にする保育所とする。

24| 施行令第二十五条の十七第二十五項第三号イに規定する財務省令で定め
る幼保連携型認定こども園は、同号イに掲げる保育所を設置しようとする
者のその設置しようとする保育所及びその者が設置する幼稚園を廃止し、
これらの職員組織等を基に設置される幼保連携型認定こども園とする。

25| 施行令第二十五条の十七第二十五項第三号ロに規定する財務省令で定め
る幼保連携型認定こども園は、同号ロに掲げる保育機能施設を設置しよう
とする者のその設置しようとする保育機能施設（その者が当該保育機能施
設を廃止し、その職員組織等を基に保育所を設置することとなる場合には
、当該保育所）及びその者が設置する幼稚園を廃止し、これらの職員組織
等を基に設置される幼保連携型認定こども園とする。

、その事情の詳細を含む。）及び使用目的並びに公益信託に関する法律第十二条第一項に規定する新受託者の選任若しくは同法第七条第二項各号に掲げる事項の変更に係る同法第十二条第一項の認可の申請をした日又は同項ただし書に規定する新受託者の選任に係る同法第十四条第一項の規定による届出の予定年月日

四 第二号に規定する財産等（当該財産等が、当該当初受託者が特定贈与等を受けた財産以外のものである場合には、当該財産）を当該当初受託者に当該特定贈与等をした者の氏名及び住所又は居所並びに当該特定贈与等に係る贈与又は遺贈をした年月日及び承認年月日並びに当該財産の種類、所在地及び数量

五 その他参考となるべき事項

29 法第四十条第十二項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第四十条第十二項に規定する当初公益信託の受託者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号又は法人番号（当該当初公益信託の受託者が二以上ある場合には、その主宰受託者の氏名又は名称を含む。）、当該当初公益信託の名称、同項に規定する公益信託の終了の予定年月日並びに当該公益信託の終了に係る事由の詳細

二 当該当初公益信託の受託者が法第四十条第十二項に規定する他の公益法人等に移転をし、又は同項に規定する他の公益信託の信託財産としようとする同項に規定する財産等の種類、所在地及び数量

三 法第四十条第十二項に規定する帰属権利者の名称、主たる事務所の所在地及び法人番号（当該帰属権利者が当該他の公益信託の受託者である場合には、当該他の公益信託の受託者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号又は法人番号（当該他の公益信託の受託者が二以上ある場合には、その主宰受託者の氏名又は名称を含む。）並びに当該他の公益信託の名称）並びに当該帰属権利者が当該移転を受け、又は当該他の公益信託の信託財産として受け入れる資産の使用開始予定年月日（同条第十五項において準用する同条第五項後段に規定する政令で定める事情がある場合には、その事情の詳細を含む。）及び使用目的

四 第二号に規定する財産等（当該財産等が、当該当初公益信託の受託者

が特定贈与等を受けた財産以外のものである場合には、当該財産を当該当初公益信託の受託者に当該特定贈与等をした者の氏名及び住所又は居所並びに当該特定贈与等に係る贈与又は遺贈をした年月日及び承認年月日並びに当該財産の種類、所在地及び数量

五) その他参考となるべき事項

30) 法第四十条第十三項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 特定贈与等を受けた公益法人等から法第四十条第六項に規定する合併により資産の移転を受けた同条第十三項に規定する公益合併法人の名称、主たる事務所の所在地及び法人番号並びに当該合併をした年月日

二 当該公益合併法人が当該合併により移転を受けた資産が法第四十条第十三項に規定する財産等であることを知った日並びに当該資産の種類、所在地、数量、使用開始年月日（同条第十五項において準用する同条第五項後段に規定する政令で定める事情がある場合には、その事情の詳細を含む。）及び使用目的

三・四 省 略

31) 法第四十条第十四項に規定する引継法人等が同項に規定する当初法人から同項に規定する引継財産の贈与を受けた場合又は同項に規定する引継財産を同項に規定する公益信託の信託財産として受け入れた場合における同項において準用する同条第十三項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 当該引継法人等の名称、主たる事務所の所在地及び法人番号（当該引継法人等が当該公益信託の受託者である場合には、当該公益信託の受託者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号又は法人番号（当該公益信託の受託者が二以上ある場合には、その主宰受託者の氏名又は名称を含む。）並びに当該公益信託の名称）並びに当該贈与を受け、又は当該公益信託の信託財産として受け入れた年月日

二 当該引継法人等が当該当初法人から当該贈与を受け、又は当該公益信託の信託財産として受け入れた資産が法第四十条第十四項に規定する引継財産であることを知った日並びに当該贈与を受け、又は当該公益信託の信託財産として受け入れた同条第八項に規定する公益引継資産の種類、所在地、数量及び特定処分を受けた日の前日における価額

26) 法第四十条第十一項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 特定贈与等を受けた公益法人等から合併により資産の移転を受けた法第四十条第十一項に規定する公益合併法人の名称、主たる事務所の所在地及び法人番号並びに当該合併をした年月日

二 当該公益合併法人が当該合併により移転を受けた資産が法第四十条第十一項に規定する財産等であることを知った日並びに当該資産の種類、所在地、数量、使用開始年月日（同条第十三項において準用する同条第五項後段に規定する政令で定める事情がある場合には、その事情の詳細を含む。）及び使用目的

三・四 同 上

27) 法第四十条第十二項に規定する引継法人が同項に規定する当初法人から同項に規定する引継財産の贈与を受けた場合における同項において準用する同条第十一項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 当該引継法人の名称、主たる事務所の所在地及び法人番号並びに当該贈与を受けた年月日

二 当該引継法人が当該当初法人から当該贈与を受けた資産が法第四十条第十二項に規定する引継財産であることを知った日並びに当該贈与を受けた同条第八項に規定する公益引継資産の種類、所在地、数量及び特定処分を受けた日の前日における価額

三 当該引継法人等が当該贈与を受け、又は当該公益信託の信託財産として受け入れた当該公益引継資産をもつて資産を取得した場合には、その取得をした資産（次号において「代替公益引継資産」という。）の種類、所在地、数量、取得価額及び取得年月日

四 当該引継法人等の当該公益引継資産（代替公益引継資産を含む。）の使用開始年月日（法第四十条第十五項において準用する同条第五項後段に規定する政令で定める事情がある場合には、その事情の詳細を含む。）及び使用目的

五 省 略

六 当該公益引継資産が施行令第二十五条の十七第二十四項第二号に掲げる引継財産である場合には、第十八項又は第十九項の規定により計算した金額及び当該金額の計算に関する明細

七 省 略

32| 法第四十条第十四項に規定する受贈公益法人等が同項に規定する特定一般法人から同項に規定する財産等の贈与を受けた場合における同項において準用する同条第十三項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 省 略

三 当該受贈公益法人等が当該特定一般法人から贈与を受けた資産が法第四十条第九項に規定する財産等であることを知った日並びに当該財産等の種類、所在地、数量、使用開始年月日（同条第十五項において準用する同条第五項後段に規定する政令で定める事情がある場合には、その事情の詳細を含む。）及び使用目的

四・五 省 略

33| 法第四十条第十四項に規定する讓受法人が同項に規定する讓渡法人から同項に規定する財産等の贈与を受けた場合における同項において準用する同条第十三項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 当該讓受法人の名称、主たる事務所の所在地及び法人番号並びに当該贈与を受けた年月日並びに当該讓受法人の第二十一項第三号イからニまでに掲げる者の区分に應じそれぞれ同号イからニまでに定める日

二 当該讓受法人が当該讓渡法人から贈与を受けた資産が法第四十条第十項に規定する財産等であることを知った日並びに当該財産等の種類、所在地、数量、使用開始年月日（同条第十五項において準用する同条第五

三 当該引継法人が当該贈与を受けた当該公益引継資産をもつて資産を取得した場合には、その取得をした資産（次号において「代替公益引継資産」という。）の種類、所在地、数量、取得価額及び取得年月日

四 当該引継法人の当該公益引継資産（代替公益引継資産を含む。）の使用開始年月日（法第四十条第十三項において準用する同条第五項後段に規定する政令で定める事情がある場合には、その事情の詳細を含む。）及び使用目的

五 同 上

六 当該公益引継資産が施行令第二十五条の十七第二十三項第二号に掲げる引継財産である場合には、第十六項又は第十七項の規定により計算した金額及び当該金額の計算に関する明細

七 同 上

28| 法第四十条第十二項に規定する受贈公益法人等が同項に規定する特定一般法人から同項に規定する財産等の贈与を受けた場合における同項において準用する同条第十一項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 同 上

三 当該受贈公益法人等が当該特定一般法人から贈与を受けた資産が法第四十条第九項に規定する財産等であることを知った日並びに当該財産等の種類、所在地、数量、使用開始年月日（同条第十三項において準用する同条第五項後段に規定する政令で定める事情がある場合には、その事情の詳細を含む。）及び使用目的

四・五 同 上

29| 法第四十条第十二項に規定する讓受法人が同項に規定する讓渡法人から同項に規定する財産等の贈与を受けた場合における同項において準用する同条第十一項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 当該讓受法人の名称、主たる事務所の所在地及び法人番号並びに当該贈与を受けた年月日並びに当該讓受法人の第十九項第三号イからニまでに掲げる者の区分に應じそれぞれ同号イからニまでに定める日

二 当該讓受法人が当該讓渡法人から贈与を受けた資産が法第四十条第十項に規定する財産等であることを知った日並びに当該財産等の種類、所在地、数量、使用開始年月日（同条第十三項において準用する同条第五

項後段に規定する政令で定める事情がある場合には、その事情の詳細を含む。）及び使用目的（施行令第二十五条の十七第三十四項に規定する事業に係るものに限る。）

三 当該譲渡法人の名称、主たる事務所の所在地及び法人番号並びに当該譲渡法人の第二十一項第一号イからハまでに掲げる者の区分に応じそれぞれ同号イからハまでに定める日

四 省 略

34

法第四十条第十四項に規定する引継受託者が同項に規定する当初受託者から同項に規定する任務終了事由等により同項に規定する財産等の移転を受けた場合における同項において準用する同条第十三項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 当該引継受託者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号又は法人番号（当該引継受託者に係る公益信託の受託者が二以上ある場合には、当該引継受託者以外の受託者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号又は法人番号を含む。）、当該公益信託の名称並びに当該任務終了事由等に係る法第四十条第十四項に規定する認可又は届出の日

二 当該引継受託者が当該当初受託者から当該移転を受けた資産が法第四十条第十一項に規定する財産等であることを知つた日並びに当該財産等の種類、所在地、数量、使用開始年月日（同条第十五項において準用する同条第五項後段に規定する政令で定める事情がある場合には、その事情の詳細を含む。）及び使用目的

三 当該当初受託者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号又は法人番号、法第四十条第十一項に規定する任務終了事由等が生じた年月日並びに当該任務終了事由等の詳細

四 その他参考となるべき事項

35 法第四十条第十六項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第四十条第十六項に規定する特定一般法人の同項に規定する認定前の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該認定後の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該特定一般法人の法人番号並びに当該認定を受け

項後段に規定する政令で定める事情がある場合には、その事情の詳細を含む。）及び使用目的（施行令第二十五条の十七第二十八項に規定する事業に係るものに限る。）

三 当該譲渡法人の名称、主たる事務所の所在地及び法人番号並びに当該譲渡法人の第十九項第一号イからハまでに掲げる者の区分に応じそれぞれ同号イからハまでに定める日

四 同 上

30

法第四十条第十四項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第四十条第十四項に規定する特定一般法人の同項に規定する認定前の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該認定後の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該特定一般法人の法人番号並びに当該認定を受け

た年月日

二〇四 省 略

36| 施行令第二十五条の十七第三十六項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 施行令第二十五条の十七第三十六項に規定する公益法人等の同項に規定する処分前の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該処分後の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該公益法人等の法人番号

二〇六 省 略

37| 施行令第二十五条の十七第三十七項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第四十条第十八項に規定する公益法人等の名称、主たる事務所の所在地及び法人番号（当該公益法人等が公益信託の受託者である場合には、当該公益信託の受託者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号又は法人番号（当該公益信託の受託者が二以上ある場合には、その主宰受託者の氏名又は名称を含む。）並びに当該公益信託の名称）

二 法第四十条第十八項に規定する受贈資産の種類、所在地及び数量

三 省 略

四 当該受贈資産につき法第四十条第十八項の規定による確認を求める理由（当該受贈資産が平成二十年十二月一日以後の贈与又は遺贈に係るものである場合には、当該確認を求めるやむを得ない理由を含む。）

五 省 略

（居住者の外国関係会社に係る所得の課税の特例）

第十八条の二十 省 略

二・三 省 略

4 施行令第二十五条の十九の三第四項に規定する財務省令で定める外国関係会社は、被管理支配会社（特定子会社（同項に規定する特定子会社をいう。以下この項において同じ。）の株式又は出資（以下この条において「株式等」という。）の保有を主たる事業とする外国関係会社で、施行令第二十五条の十九の三第四項各号に掲げる要件（その事業年度の収入金額が零である場合にあっては、同項第六号に掲げる要件を除く。）の全てに該当するものをいう。以下この項において同じ。）の株式等の保有を主たる

た年月日

二〇四 同 上

31| 施行令第二十五条の十七第三十項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 施行令第二十五条の十七第三十項に規定する公益法人等の同項に規定する処分前の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該処分後の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該公益法人等の法人番号

二〇六 同 上

32| 施行令第二十五条の十七第三十一項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第四十条第十六項に規定する公益法人等の名称、主たる事務所の所在地及び法人番号

二 法第四十条第十六項に規定する受贈資産の種類、所在地及び数量

三 同 上

四 当該受贈資産につき法第四十条第十六項の規定による確認を求める理由（当該受贈資産が平成二十年十二月一日以後の贈与又は遺贈に係るものである場合には、当該確認を求めるやむを得ない理由を含む。）

五 同 上

（居住者の外国関係会社に係る所得の課税の特例）

第十八条の二十 同 上

二・三 同 上

4 施行令第二十五条の十九の三第四項に規定する財務省令で定める外国関係会社は、被管理支配会社（特定子会社（同項に規定する特定子会社をいう。以下この項において同じ。）の株式又は出資（以下この条において「株式等」という。）の保有を主たる事業とする外国関係会社で、施行令第二十五条の十九の三第四項各号に掲げる要件の全てに該当するものをいう。以下この項において同じ。）の株式等の保有を主たる事業とする外国関係会社で、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。

事業とする外国関係会社で、次に掲げる要件（その事業年度の収入金額が零である場合にあっては、第六号に掲げる要件を除く。）の全てに該当するものとする。

一七 省 略

5 7 省 略

8 施行令第二十五条の十九の三第五項第一号に規定する財務省令で定める外国関係会社は、被管理支配会社（特定不動産（同号に規定する特定不動産をいう。以下この項及び第十一項第一号において同じ。）の保有を主たる事業とする外国関係会社で、同条第五項第一号イからニまでに掲げる要件（その事業年度の収入金額が零である場合にあっては、同号ハに掲げる要件を除く。）の全てに該当するものをいう。以下この項において同じ。）の株式等の保有を主たる事業とする外国関係会社で、次に掲げる要件（その事業年度の収入金額が零である場合にあっては、第三号に掲げる要件を除く。）の全てに該当するものとする。

一四 省 略

9 13 省 略

14 施行令第二十五条の十九の三第五項第三号に規定する財務省令で定める外国関係会社は、その関連者以外の者からの資源開発等プロジェクト（同号イ(1)(ii)に規定する資源開発等プロジェクトをいう。以下この項、第十六項及び第十七項第三号において同じ。）の遂行のための資金の調達及び被管理支配会社（同条第五項第三号イ(1)から(3)までに掲げる事業のいずれかを主たる事業とする外国関係会社で、同号ロからチまでに掲げる要件（その事業年度の収入金額が零である場合にあっては、同号トに掲げる要件を除く。）の全てに該当するものをいう。以下この項において同じ。）に係る特定子会社（同号イ(1)に規定する特定子会社をいう。以下この項において同じ。）に対して行う当該資金の提供を主たる事業とする外国関係会社で、次に掲げる要件（その事業年度の収入金額が零である場合にあっては、第六号に掲げる要件を除く。）の全てに該当するものとする。

一七 省 略

15 35 省 略

36 法第四十条の四第十一項に規定する財務省令で定める書類は、同項各号に掲げる外国関係会社（第七号において「添付対象外国関係会社」という。）に係る次に掲げる書類その他参考となるべき事項を記載した書類（こ

一七 同 上

5 7 同 上

8 施行令第二十五条の十九の三第五項第一号に規定する財務省令で定める外国関係会社は、被管理支配会社（特定不動産（同号に規定する特定不動産をいう。以下この項及び第十一項第一号において同じ。）の保有を主たる事業とする外国関係会社で、同条第五項第一号イからニまでに掲げる要件の全てに該当するものをいう。以下この項において同じ。）の株式等の保有を主たる事業とする外国関係会社で、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。

一四 同 上

9 13 同 上

14 施行令第二十五条の十九の三第五項第三号に規定する財務省令で定める外国関係会社は、その関連者以外の者からの資源開発等プロジェクト（同号イ(1)(ii)に規定する資源開発等プロジェクトをいう。以下この項、第十六項及び第十七項第三号において同じ。）の遂行のための資金の調達及び被管理支配会社（同条第五項第三号イ(1)から(3)までに掲げる事業のいずれかを主たる事業とする外国関係会社で、同号ロからチまでに掲げる要件の全てに該当するものをいう。以下この項において同じ。）に係る特定子会社（同号イ(1)に規定する特定子会社をいう。以下この項において同じ。）に対して行う当該資金の提供を主たる事業とする外国関係会社で、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。

一七 同 上

15 35 同 上

36 同 上

これらの書類が電磁的記録で作成され、又はこれらの書類の作成に代えてこれらの書類に記載すべき情報を記録した電磁的記録の作成がされている場合には、これらの電磁的記録に記録された情報の内容を記載した書類とする。

一〇三 省 略

四 本店所在地国の法人所得税（施行令第二十五条の十九第一項第一号に規定する法人所得税をいう。以下この号及び次号において同じ。）（外国における各対象会計年度（法人税法第十五条の二に規定する対象会計年度をいう。）の国際最低課税額に対する法人税に相当する税、法人税法施行令第一百五十五条の三十四第二項第三号に掲げる税及び同法第八十二条第三十一号に規定する自国内最低課税額に係る税を除く。以下この号において同じ。）に関する法令（当該法人所得税に関する法令が二以上ある場合には、そのうち主たる法人所得税に関する法令）により課される税に関する申告書で各事業年度に係るものの写し

五〇七 省 略

37
39 省 略

（特殊関係株主等である居住者に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例）

第十八条の二十の二 前条第一項の規定は施行令第二十五条の二十六第五項において準用する施行令第二十五条の十九の三第一項に規定する財務省令で定める剰余金の配当等の額について、前条第二項の規定は施行令第二十五条の二十六第五項において準用する施行令第二十五条の十九の三第二項第一号に規定する財務省令で定める収入金額について、前条第三項の規定は施行令第二十五条の二十六第五項において準用する施行令第二十五条の十九の三第二項第二号に規定する財務省令で定める資産の帳簿価額について、前条第四項及び第五項の規定は施行令第二十五条の二十六第五項において準用する施行令第二十五条の十九の三第四項に規定する財務省令で定める外国関係会社について、前条第六項の規定は施行令第二十五条の二十六第五項において準用する施行令第二十五条の十九の三第四項第六号に規定する財務省令で定める収入金額について、前条第七項の規定は施行令第二十五条の二十六第五項において準用する施行令第二十五条の十九の三第四項第七号に規定する財務省令で定める資産の帳簿価額について、前条

一〇三 同 上

四 本店所在地国の法人所得税（施行令第二十五条の十九第一項第一号に規定する法人所得税をいう。以下この号及び次号において同じ。）に関する法令（当該法人所得税に関する法令が二以上ある場合には、そのうち主たる法人所得税に関する法令）により課される税に関する申告書で各事業年度に係るものの写し

五〇七 同 上

37
39 同 上

（特殊関係株主等である居住者に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例）

第十八条の二十の二 前条第一項の規定は施行令第二十五条の二十六第五項において準用する施行令第二十五条の十九の三第一項に規定する財務省令で定める剰余金の配当等の額について、前条第二項の規定は施行令第二十五条の二十六第五項において準用する施行令第二十五条の十九の三第二項第一号に規定する財務省令で定める収入金額について、前条第三項の規定は施行令第二十五条の二十六第五項において準用する施行令第二十五条の十九の三第二項第二号に規定する財務省令で定める資産の帳簿価額について、前条第四項及び第五項の規定は施行令第二十五条の二十六第五項において準用する施行令第二十五条の十九の三第四項に規定する財務省令で定める外国関係会社について、前条第六項の規定は施行令第二十五条の二十六第五項において準用する施行令第二十五条の十九の三第四項第六号に規定する財務省令で定める収入金額について、前条第七項の規定は施行令第二十五条の二十六第五項において準用する施行令第二十五条の十九の三第四項第七号に規定する財務省令で定める資産の帳簿価額について、前条

第八項及び第九項の規定は施行令第二十五条の二十六第五項において準用する施行令第二十五条の十九の三第五項第一号に規定する財務省令で定める外国関係会社について、前条第十項の規定は施行令第二十五条の二十六第五項において準用する同号ハ(3)に規定する財務省令で定める収入金額について、前条第十一項の規定は施行令第二十五条の二十六第五項において準用する同号ニに規定する財務省令で定める資産の帳簿価額について、前条第十二項の規定は施行令第二十五条の二十六第五項において準用する施行令第二十五条の十九の三第五項第二号ロ(3)に規定する財務省令で定める収入金額について、前条第十三項の規定は施行令第二十五条の二十六第五項において準用する同号ハに規定する財務省令で定める資産の帳簿価額について、前条第十四項及び第十五項の規定は施行令第二十五条の二十六第五項において準用する施行令第二十五条の十九の三第五項第三号に規定する財務省令で定める外国関係会社について、前条第十六項の規定は施行令第二十五条の二十六第五項において準用する同号ト(6)に規定する財務省令で定める収入金額について、前条第十七項の規定は施行令第二十五条の二十六第五項において準用する同号チに規定する財務省令で定める資産の帳簿価額について、それぞれ準用する。この場合において、前条第三項第一号イ中「外国子会社」とあるのは「外国子法人」と、「施行令第二十五条の十九の三第二項」とあるのは「法第四十条の七第二項第三号イ(3)」と、「法第四十条の四第一項」とあるのは「同条第一項」と、同項第二号中「外国子会社」とあるのは「外国子法人」と、同条第四項中「被管理支配会社（特定子会社（同項に規定する特定子会社」とあるのは「被管理支配法人（特定子法人（法第四十条の七第二項第三号イ(4)に規定する特定子法人」と、「施行令」とあるのは「施行令第二十五条の二十六第五項において準用する施行令」と、同項第一号中「管理支配会社」とあるのは「管理支配法人」と、「第四十条の四第二項第二号イ(4)」とあるのは「第四十条の七第二項第三号イ(4)」と、同項第二号から第四号までの規定中「管理支配会社」とあるのは「管理支配法人」と、同項第五号中「施行令」とあるのは「施行令第二十五条の二十六第五項において準用する施行令」と、同項第六号イ中「被管理支配会社」とあるのは「被管理支配法人」と、「特定子会社」とあるのは「特定子法人」と、同号ロ中「被管理支配会社」とあるのは「被管理支配法人」と、「第四十条の四第二項第二号ハ(1)」とあるのは「第四十条の七第二項第三号ハ(1)」と、「特定子会社」とあるのは「

は「特定子法人」と、同項第七号イ中「被管理支配会社」とあるのは「被管理支配会社」と、特定子会社」とあるのは「特定子法人」と、同条第五項中「他の被管理支配会社」とあるのは「他の被管理支配法人」と、「第四十条の四第一項各号に掲げる」とあるのは「第四十条の七第一項に規定する特殊関係株主等である」と、同条第七項各号中「施行令」とあるのは「施行令第二十五条の二十六第五項において準用する施行令」と、同条第八項中「被管理支配会社」とあるのは「被管理支配法人」と、「（同号）」とあるのは「（施行令第二十五条の二十六第五項において準用する同号）」と、「同条第五項第一号イ」とあるのは「施行令第二十五条の二十九の三第五項第一号イ」と、同項第一号中「管理支配会社」とあるのは「管理支配法人」と、同項第三号及び第四号イ中「被管理支配会社」とあるのは「被管理支配法人」と、同条第九項中「他の被管理支配会社」とあるのは「他の被管理支配法人」と、「第四十条の四第一項各号に掲げる」とあるのは「第四十条の七第一項に規定する特殊関係株主等である」と、同条第十三項第一号中「施行令」とあるのは「施行令第二十五条の二十六第五項において準用する施行令」と、同条第十四項中「同号イ(i)(ii)」とあるのは「施行令第二十五条の二十六第五項において準用する同号イ(i)(ii)」と、「被管理支配会社（同条第五項第三号イ(1)」とあるのは「被管理支配法人（施行令第二十五条の二十六第五項において準用する施行令第二十五条の十九の三第五項第三号イ(1)」と、「特定子会社（同号イ(1)に規定する特定子会社」とあるのは「特定子法人（施行令第二十五条の二十六第五項において準用する同号イ(1)に規定する特定子法人」と、同項第一号中「管理支配会社等」とあるのは「管理支配法人等」と、同項第二号から第四号までの規定中「管理支配会社等」とあるのは「管理支配法人等」と、同項第六号イからハまでの規定中「被管理支配会社」とあるのは「被管理支配法人」と、「特定子会社」とあるのは「特定子法人」と、同号二中「施行令」とあるのは「施行令第二十五条の二十六第五項において準用する施行令」と、同項第七号イ及びロ中「被管理支配会社」とあるのは「被管理支配法人」と、「特定子会社」とあるのは「特定子法人」と、同条第十五項中「他の被管理支配会社」とあるのは「他の被管理支配法人」と、「第四十条の四第一項各号に掲げる」とあるのは「第四十条の七第一項に規定する特殊関係

株主等である」と、同条第十七項第一号中「施行令」とあるのは「施行令第二十五条の二十六第五項において準用する施行令」と読み替えるものとする。

2
5
12 省 略

13 法第四十条の七第十一項に規定する財務省令で定める書類は、同項各号に掲げる外国関係法人（以下この項において「添付対象外国関係法人」という。）に係る次に掲げる書類その他参考となるべき事項を記載した書類（これらの書類が電磁的記録で作成され、又はこれらの書類の作成に代えてこれらの書類に記載すべき情報を記録した電磁的記録の作成がされている場合には、これらの電磁的記録に記録された情報の内容を記載した書類）とする。

一 三 省 略

四 添付対象外国関係法人の本店所在地国の法人所得税（施行令第二十五条の十九第一項第一号に規定する法人所得税をいう。以下この号及び次号において同じ。）（外国における各対象会計年度（法人税法第十五条の二に規定する対象会計年度をいう。）の国際最低課税額に対する法人税に相当する税、法人税法施行令第一百五十五条の三十四第二項第三号に掲げる税及び同法第八十二条第三十一号に規定する自国内最低課税額に係る税を除く。以下この号において同じ。）に関する法令（当該法人所得税に関する法令が二以上ある場合には、そのうち主たる法人所得税に関する法令）により課される税に関する申告書で各事業年度に係るものの写し

五 七 省 略

14
5
16 省 略

（住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の適用を受ける場合の添付書類等）

第十八条の二十一 施行令第二十六条第三項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされた家屋は第一号に掲げる家屋とし、同項に規定する財務省令で定めるところにより確認を受けた家屋は第二号に掲げる家屋とする。

一 当該家屋が施行令第二十六条第一項各号のいずれかに該当するものであること及び同条第三項各号に掲げる要件のいずれかに該当するもので

等である」と、同条第十七項第一号中「施行令」とあるのは「施行令第二十五条の二十六第五項において準用する施行令」と読み替えるものとする。

13 2
5
12 同 上

一 三 同 上

四 添付対象外国関係法人の本店所在地国の法人所得税（施行令第二十五条の十九第一項第一号に規定する法人所得税をいう。以下この号及び次号において同じ。）に関する法令（当該法人所得税に関する法令が二以上ある場合には、そのうち主たる法人所得税に関する法令）により課される税に関する申告書で各事業年度に係るものの写し

五 七 同 上

14
5
16 同 上

（住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の適用を受ける場合の添付書類等）

第十八条の二十一 同 上

一 同 上

あることにつき、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める書類により証明がされたもの

イ 省 略

ロ 当該家屋が施行令第二十六条第一項各号のいずれかに該当するもの及び同条第三項第二号に掲げる要件に該当するものである場合 イに規定する登記事項証明書及び当該家屋が国土交通大臣が財務大臣と協議して定める耐震基準（法第四十一条第一項に規定する耐震基準をいう。第八項第四号ロ②及び第二十八項において同じ。）に適合する家屋である旨を証する書類（次号ロにおいて「耐震基準に適合する旨を証する書類」という。）

二 省 略

2 4 省 略

5 施行令第二十六条第九項第四号から第六号までに規定する財務省令で定めるものは、国家公務員共済組合連合会、日本私立学校振興・共済事業団、地方公務員共済組合及び第二項に規定する指定基金とする。

6 施行令第二十六条第十項第五号に規定する財務省令で定める要件は、当該譲渡の直前における当該譲渡がされた債権に係る借入金又は債務の償還期間についての条件と当該譲渡の直後における当該債権に係る借入金又は債務の償還期間についての条件とが同一であることとし、同号に規定する財務省令で定める契約は、同号の当初借入先から同号の譲渡を受けた同号に規定する債権の全部につき、当該当初借入先にその管理及び回収に係る業務を委託することが定められている契約とする。

7 法第四十一条第一項の規定による控除を受けようとする者は、確定申告書に同項の規定による控除を受ける金額の計算に関する明細書を添付しなければならぬ。この場合において、当該金額の計算の基礎となつた同項に規定する住宅借入金等（以下第十八条の二十三の二までにおいて「住宅借入金等」という。）につき法第四十一条第十三項の規定の適用を初めて受けようとする者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項（当該各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合には、当該各号に定める事項の全て）を当該明細書に記載しなければならない。

一 法第四十一条第十四項の規定による判定をする時の現況において、その者が年齢四十歳未満であつて配偶者を有する同条第十三項に規定する特例対象個人（以下この号及び次号において「特例対象個人」という。）

イ 同 上

ロ 当該家屋が施行令第二十六条第一項各号のいずれかに該当するもの及び同条第三項第二号に掲げる要件に該当するものである場合 イに規定する登記事項証明書及び当該家屋が国土交通大臣が財務大臣と協議して定める耐震基準（法第四十一条第一項に規定する耐震基準をいう。第八項第四号ロ②及び第二十八項において同じ。）に適合する家屋である旨を証する書類（次号ロにおいて「耐震基準に適合する旨を証する書類」という。）

二 同 上

2 4 同 上

5 施行令第二十六条第九項第四号から第六号までに規定する財務省令で定めるものは、国家公務員共済組合連合会、日本私立学校振興・共済事業団、地方公務員共済組合及び第三項に規定する指定基金とする。

6 施行令第二十六条第十項第五号に規定する財務省令で定める要件は、当該譲渡の直前における当該譲渡がされた債権に係る借入金又は債務の償還期間についての条件と当該譲渡の直後における当該債権に係る借入金又は債務の償還期間についての条件とが同一であることとする。

7 施行令第二十六条第十項第五号に規定する財務省令で定める契約は、同号の当初借入先から同号の譲渡を受けた同号に規定する債権の全部につき、当該当初借入先にその管理及び回収に係る業務を委託することが定められている契約とする。

）である場合又はその者が年齢四十歳以上であつて年齢四十歳未満の配偶者を有する特例対象個人である場合、これらの配偶者（以下この号及び次項第一号又において「対象配偶者」という。）の氏名、生年月日及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び生年月日）並びに当該対象配偶者が同条第十四項の規定による判定をする時の現況において非居住者である場合には、その旨

二 法第四十一条第十四項の規定による判定をする時の現況において、その者が年齢十九歳未満の所得税法第二条第一項第三十四号に規定する扶養親族（以下この号及び次項第一号又において「対象扶養親族」という。）を有する特例対象個人である場合、当該対象扶養親族の氏名、生年月日、当該特例対象個人との続柄及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名、生年月日及び当該特例対象個人との続柄）並びに当該対象扶養親族が法第四十一条第十四項の規定による判定をする時の現況において非居住者である場合には、その旨

8

法第四十一条第一項の規定による控除を受けようとする者は、確定申告書に前項に規定する明細書（当該金額の計算の基礎となつた住宅借入金等の金額に係る施行令第二十六条の二第二項又は第三項ただし書の規定により同条第一項に規定する書類の交付を受けた場合には、当該明細書及び同項に規定する書類又は当該書類に記載すべき事項を記録した電子証明書等に係る電磁的記録印刷書面（電子証明書等に記録された情報の内容を、国税庁長官の定める方法によつて出力することにより作成した書面をいう。以下この条、第十八条の二十三第二項及び第三項並びに第十八条の二十三の二第二十一項において同じ。）のほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一 その者のその居住の用に供する家屋が、新築をした法第四十一条第一項に規定する居住用家屋（同条第二十項の規定により当該居住用家屋とみなされた同項に規定する特例居住用家屋を含む。）又は同条第十項に規定する認定住宅等（同条第二十一項の規定により当該認定住宅等とみなされた同項に規定する特例認定住宅等を含む。）である場合、次に掲げる書類

イ 当該居住用家屋又は当該認定住宅等の登記事項証明書、新築の工事

8

法第四十一条第一項の規定による控除を受けようとする者は、確定申告書に同項の規定による控除を受ける金額の計算に関する明細書（当該金額の計算の基礎となつた同項に規定する住宅借入金等（以下第十八条の二十三の二までにおいて「住宅借入金等」という。）の金額に係る施行令第二十六条の二第二項又は第三項ただし書の規定により同条第一項に規定する書類の交付を受けた場合には、当該明細書及び同項に規定する書類又は当該書類に記載すべき事項を記録した電子証明書等に係る電磁的記録印刷書面（電子証明書等に記録された情報の内容を、国税庁長官の定める方法によつて出力することにより作成した書面をいう。以下この条、第十八条の二十三第二項及び第三項並びに第十八条の二十三の二第二十一項において同じ。）のほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一 その者のその居住の用に供する家屋が、新築をした法第四十一条第一項に規定する居住用家屋（同条第十八項の規定により当該居住用家屋とみなされた同項に規定する特例居住用家屋を含む。）又は同条第十項に規定する認定住宅等（同条第十九項の規定により当該認定住宅等とみなされた同項に規定する特例認定住宅等を含む。）である場合、次に掲げる書類

イ 同上

の請負契約書の写し、施行令第二十六条第六項又は第二十五項に規定する補助金等の額（以下この項において「補助金等の額」という。）を証する書類、同条第六項又は第二十五項に規定する住宅取得等資金の額（以下この項において「住宅取得等資金の額」という。）を証する書類の写しその他の書類で次に掲げる事項（これらの家屋が令和五年一月一日以後に法第四十一条第一項の定めるところによりその者の居住の用に供したものである場合には、(5)に掲げる事項を除く。）を明らかにする書類

(1) (3) 省 略

(4) 当該居住用家屋又は当該認定住宅等の床面積（施行令第二十六条第一項各号に規定する床面積をいう。以下この項において同じ。）が五十平方メートル以上（これらの家屋が法第四十一条第二十項の規定により当該居住用家屋とみなされた同項に規定する特例居住用家屋又は同条第二十一項の規定により当該認定住宅等とみなされた同項に規定する特例認定住宅等に該当する家屋である場合には、四十平方メートル以上五十平方メートル未満）であること。

(5) 当該居住用家屋又は当該認定住宅等に係る法第四十一条第一項に規定する住宅の取得等（以下この項において「住宅の取得等」という。）が同条第五項に規定する特定取得（以下この項において「特定取得」という。）又は同条第十六項に規定する特別特定取得（以下この項において「特別特定取得」という。）に該当する場合には、その該当する事実

ロ ト 省 略

チ その家屋が令和六年一月一日以後に法第四十一条第一項の定めるところによりその者の居住の用に供したものである場合には、国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類で当該家屋が同条第二十七項に規定する特定居住用家屋に該当するもの以外のものであることを明らかにする書類（当該家屋が次に掲げる家屋のいずれかに該当する場合には、当該書類及び次に掲げる家屋の区分に応じそれぞれ次に定める書類）

(1) 法第四十一条第二十項の規定により当該居住用家屋とみなされる同項に規定する特例居住用家屋 当該家屋が令和五年十二月三十一日以前に建築基準法第六条第一項の規定による確認(2)において「

(1) (3) 同 上

(4) 当該居住用家屋又は当該認定住宅等の床面積（施行令第二十六条第一項各号に規定する床面積をいう。以下この項において同じ。）が五十平方メートル以上（これらの家屋が法第四十一条第十八項の規定により当該居住用家屋とみなされた同項に規定する特例居住用家屋又は同条第十九項の規定により当該認定住宅等とみなされた同項に規定する特例認定住宅等に該当する家屋である場合には、四十平方メートル以上五十平方メートル未満）であること。

(5) 当該居住用家屋又は当該認定住宅等に係る法第四十一条第一項に規定する住宅の取得等（以下この項において「住宅の取得等」という。）が同条第五項に規定する特定取得（以下この項において「特定取得」という。）又は同条第十四項に規定する特別特定取得（以下この項において「特別特定取得」という。）に該当する場合には、その該当する事実

ロ ト 同 上

チ その家屋が令和六年一月一日以後に法第四十一条第一項の定めるところによりその者の居住の用に供したものである場合には、国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類で当該家屋が同条第二十五項に規定する特定居住用家屋に該当するもの以外のものであることを明らかにする書類（当該家屋が同条第十八項の規定により当該居住用家屋とみなされた同項に規定する特例居住用家屋又は同条第十九項の規定により当該認定住宅等とみなされた同項に規定する特例認定住宅等に該当する家屋である場合には、当該書類及び当該家屋が同日前に建築基準法第六条第一項の規定による確認を受けているものであることを証する書類）

「建築確認」という。）を受けているものであることを証する書類

(2) 法第四十一条第二十一項の規定により当該認定住宅等とみなされる同項に規定する特例認定住宅等 当該家屋が令和六年十二月三十一日以前に建築確認を受けているものであることを証する書類

リ 法第四十一条第三十四項第一号に規定する再建支援法適用者が、同項に規定する従前家屋に係る住宅借入金等について同項の規定により同条第一項の規定の適用を受ける年において、当該従前家屋に係る住宅借入金等以外の住宅借入金等について同項の規定の適用を受ける場合には、市町村長又は特別区の区長の当該従前家屋に係る災害による被害の状況その他の事項を証する書類（その写しを含む。）、当該従前家屋の登記事項証明書その他の書類で当該従前家屋が災害により居住の用に供することができなくなつたことを明らかにする書類

ヌ その者が法第四十一条第十三項の規定の適用を受ける場合において、その者の対象配偶者及び対象扶養親族の全てが同条第十四項の規定による判定をする時の現況において非居住者であるとき（その者の令和六年分の所得税につき、所得税法第九十条第二号の規定により同号に規定する給与所得控除後の給与等の金額から当該対象配偶者に係る同号ハに規定する障害者控除の額に相当する金額若しくは同号ニに規定する配偶者控除の額若しくは配偶者特別控除の額に相当する金額若しくは当該対象扶養親族に係る同号ハに規定する障害者控除の額若しくは扶養控除の額に相当する金額が控除された場合又は当該対象配偶者について同法第九十四条第四項、第九十五条第四項若しくは第二百三条の六第三項の規定により(1)に掲げる書類を提出し、若しくは提示した場合を除く。）は、当該対象配偶者に係る(1)に掲げる書類又は当該対象扶養親族に係る次に掲げる書類（その者の同年分の所得税につき、当該対象扶養親族について同法第九十四条第四項、第九十五条第四項又は第二百三条の六第三項の規定により(1)に掲げる書類を提出し、又は提示した場合には、(2)に掲げる書類）

(1) 当該対象配偶者又は当該対象扶養親族に係る次に掲げるいずれかの書類であつて、当該対象配偶者又は当該対象扶養親族がその者の親族に該当する旨を証するもの（当該書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含む。）

(i) 戸籍の附票の写しその他の国又は地方公共団体が発行した書類

リ 法第四十一条第三十二項第一号に規定する再建支援法適用者が、同項に規定する従前家屋に係る住宅借入金等について同項の規定により同条第一項の規定の適用を受ける年において、当該従前家屋に係る住宅借入金等以外の住宅借入金等について同項の規定の適用を受ける場合には、市町村長又は特別区の区長の当該従前家屋に係る災害による被害の状況その他の事項を証する書類（その写しを含む。）、当該従前家屋の登記事項証明書その他の書類で当該従前家屋が災害により居住の用に供することができなくなつたことを明らかにする書類

及び旅券（出入国管理及び難民認定法第二条第五号に規定する旅券をいう。）の写し

(ii) 外国政府又は外国の地方公共団体が発行した書類（当該対象配偶者又は当該対象扶養親族の氏名、生年月日及び住所又は居所の記載があるものに限る。）

(2) 次に掲げるいずれかの書類であつて、その者が令和六年において当該対象扶養親族の生活費又は教育費に充ててゐるための支払を必要の都度、当該対象扶養親族に行つたことを明らかにするもの（当該書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含む。）

(i) 内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（平成九年法律第百十号）第二条第三号に規定する金融機関の書類又はその写しで、当該金融機関が行う為替取引によつてその者から当該対象扶養親族に支払をしたことを明らかにするもの

(ii) 所得税法施行規則第四十七条の二第六項第二号に規定するクレジットカード等購入あつせん業者の書類又はその写しで、同号に規定するクレジットカード等を当該対象扶養親族が提示し又は通知して、特定の販売業者から商品若しくは権利を購入し、又は同号に規定する特定の役務提供事業者から有償で役務の提供を受けたことにより支払うこととなる当該商品若しくは権利の代金又は当該役務の対価に相当する額の金銭をその者から受領し、又は受領することとなることを明らかにするもの

(iii) 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第十二項に規定する電子決済手段等取引業者（同法第六十二条の八第二項の規定により同法第二条第十二項に規定する電子決済手段等取引業者とみなされる者（iii）において「みなし電子決済手段等取引業者」という。）を含む。（iii）において「電子決済手段等取引業者」という。）の書類又はその写しで、当該電子決済手段等取引業者がその者の依頼に基づいて行う同条第五項に規定する電子決済手段（iii）において「電子決済手段」という。）の移転によつてその者から当該対象扶養親族に支払をしたことを明らかにするもの（みなし電子決済手段等取引業者の書類又はその写しにあつては、当該みなし電子決済手段等取引業者が発行する電子決済

手段に係るものに限る。)

二 その者のその居住の用に供する家屋が、法第四十一条第一項に規定する居住用家屋（同条第二十項の規定により当該居住用家屋とみなされた同項に規定する特例居住用家屋を含む。）又は同条第十項に規定する認定住宅等（同条第二十一項の規定により当該認定住宅等とみなされた同項に規定する特例認定住宅等を含む。）で建築後使用されたことのないものである場合 次に掲げる書類

イ 当該居住用家屋又は当該認定住宅等（これらの家屋とともにこれらの家屋の敷地の用に供されていた土地等の取得をした場合には、これらの家屋及び当該土地等。（1）から（3）までにおいて同じ。）の登記事項証明書、売買契約書の写し、補助金等の額を証する書類、住宅取得等資金の額を証する書類の写しその他の書類で次に掲げる事項（これらの家屋が令和五年一月一日以後に法第四十一条第一項の定めるところによりその者の居住の用に供したものである場合には、（5）に掲げる事項を除く。）を明らかにする書類

(1) (3) 省 略

(4) 当該居住用家屋又は当該認定住宅等の床面積が五十平方メートル以上（これらの家屋が法第四十一条第二十項の規定により当該居住用家屋とみなされた同項に規定する特例居住用家屋又は同条第二十一項の規定により当該認定住宅等とみなされた同項に規定する特例認定住宅等に該当する家屋である場合には、四十平方メートル以上五十平方メートル未満）であること。

(5) 省 略

ロ へ 省 略

ト 前号チからヌまでに掲げる書類

三 その者のその居住の用に供する家屋が法第四十一条第一項に規定する既存住宅（次号に規定する要耐震改修住宅を除く。）である場合 次に掲げる書類

イ 二 省 略

ホ 第一号リ及びヌに掲げる書類

四 その者のその居住の用に供する家屋が法第四十一条第三十五項に規定する要耐震改修住宅（同項の規定により同条第一項に規定する既存住宅とみなされるものに限る。）である場合 次に掲げる書類

二 その者のその居住の用に供する家屋が、法第四十一条第一項に規定する居住用家屋（同条第十八項の規定により当該居住用家屋とみなされた同項に規定する特例居住用家屋を含む。）又は同条第十項に規定する認定住宅等（同条第十九項の規定により当該認定住宅等とみなされた同項に規定する特例認定住宅等を含む。）で建築後使用されたことのないものである場合 次に掲げる書類

イ 同 上

(1) (3) 同 上

(4) 当該居住用家屋又は当該認定住宅等の床面積が五十平方メートル以上（これらの家屋が法第四十一条第十八項の規定により当該居住用家屋とみなされた同項に規定する特例居住用家屋又は同条第十九項の規定により当該認定住宅等とみなされた同項に規定する特例認定住宅等に該当する家屋である場合には、四十平方メートル以上五十平方メートル未満）であること。

(5) 同 上

ロ へ 同 上

ト 前号チ及びリに掲げる書類

三 同 上

イ 二 同 上

ホ 第一号リに掲げる書類

四 その者のその居住の用に供する家屋が法第四十一条第三十三項に規定する要耐震改修住宅（同項の規定により同条第一項に規定する既存住宅とみなされるものに限る。）である場合 次に掲げる書類

イ 省 略

ロ 当該要耐震改修住宅の耐震改修（地震に対する安全性の向上を目的とした増築、改築、修繕又は模様替をいう。ロ、第二十七項及び第二十八項において同じ。）に係る建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成七年建設省令第二十八号）別記第五号様式に規定する認定申請書又は第二十七項に規定する書類の写し、第二十八項に規定する書類、請負契約書の写し、補助金等の額を証する書類、住宅取得等資金の額を証する書類の写しその他の書類で次に掲げる事項を明らかにする書類

(1) 当該要耐震改修住宅の取得の日までに同日以後当該要耐震改修住宅の耐震改修を行うことにつき法第四十一条第三十五項に規定する申請その他財務省令で定める手続をしたこと。

(2) (4) 省 略

ハ・ニ 省 略

五 省 略

9

10

省 略

法第四十一条第一項に規定する居住の用に供した日（以下この項において「居住日」という。）の属する年分又はその翌年以後八年内（居住日の属する年が平成十九年又は平成二十年で法第六項の規定により同条の規定の適用を受ける場合には十三年内とし、居住日の属する年が令和四年若しくは令和五年であり、かつ、その居住に係る同条第一項に規定する住宅の取得等が同項に規定する居住用家屋の新築等、同項に規定する買取再販住宅の取得、同条第十項に規定する認定住宅等の新築等若しくは同項に規定する買取再販認定住宅等の取得に該当するものである場合、居住日の属する年が令和六年若しくは令和七年であり、かつ、その居住に係る同条第一項に規定する住宅の取得等が同条第十項に規定する認定住宅等の新築等若しくは同項に規定する買取再販認定住宅等の取得に該当するものである場合又は同条第十五項若しくは第十八項の規定により同条の規定の適用を受ける場合には十一年内とする。以下この項において同じ。）のいずれかの年分の所得税につき同条第一項の規定の適用を受けた個人が、その適用を受けた年分の翌年分以後の各年分の所得税につき同項の規定による控除を受けようとする場合には、当該控除を受けようとする年分の所得税に係る確定申告書に、第八項各号に定める書類を添付して当該居住日の属する

イ 同 上
ロ 同 上

(1) 当該要耐震改修住宅の取得の日までに同日以後当該要耐震改修住宅の耐震改修を行うことにつき法第四十一条第三十三項に規定する申請その他財務省令で定める手続をしたこと。

(2) (4) 同 上

ハ・ニ 同 上

五 同 上

9

10

同 上

法第四十一条第一項に規定する居住の用に供した日（以下この項において「居住日」という。）の属する年分又はその翌年以後八年内（居住日の属する年が平成十九年又は平成二十年で法第四十一条第六項の規定により同条の規定の適用を受ける場合には十三年内とし、居住日の属する年が令和四年若しくは令和五年であり、かつ、その居住に係る同条第一項に規定する住宅の取得等が同項に規定する居住用家屋の新築等、同項に規定する買取再販住宅の取得、同条第十項に規定する認定住宅等の新築等若しくは同項に規定する買取再販認定住宅等の取得に該当するものである場合、居住日の属する年が令和六年若しくは令和七年であり、かつ、その居住に係る同条第一項に規定する住宅の取得等が同条第十項に規定する認定住宅等の新築等若しくは同項に規定する買取再販認定住宅等の取得に該当するものである場合又は同条第十三項若しくは第十六項の規定により同条の規定の適用を受ける場合には十一年内とする。以下この項において同じ。）のいずれかの年分の所得税につき同条第一項の規定の適用を受けた個人が、その適用を受けた年分の翌年分以後の各年分の所得税につき同項の規定による控除を受けようとする場合には、当該控除を受けようとする年分の所得税に係る確定申告書に、第八項各号に定める書類を添付して当該居住日

年分又はその翌年以後八年内のいずれかの年分の所得税につき同条第一項の規定の適用を受けている旨及びその居住の用に供した年月日（同条第二十八項又は第三十一項の規定の適用を受けている場合には、当該いずれかの年分の所得税につき同条第一項及び第二十八項又は第三十一項の規定の適用を受けている旨並びに第二十二項第六号に掲げる年月日又は第二十五項第一号の居住の用に供した年月日及び第二十四項又は同号の再び居住の用に供することとなつた年月日）を記載することにより第八項各号に定める書類の添付に代えることができる。

11 法第四十一条の二の三第二項に規定する適用申請書の提出をした個人は、その旨を第七項に規定する明細書に記載することにより契約書の写し（同項第一号イ、第四号ロ及び第五号ロに規定する請負契約書の写し並びに同項第二号イ、第三号イ及び第四号イに規定する売買契約書の写しをいう。次項において同じ。）の添付に代えることができる。

12 21 省 略

22 法第四十一条第二十九項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 法第四十一条第二十九項に規定する届出書を提出する者の氏名及び住所（国内に住所がない場合には、居所）
- 二 その者に係る法第四十一条第二十八項に規定する給与等の支払者（以下この項において「給与等の支払者」という。）の名称及び所在地
- 三 その者に係る給与等の支払者からの転任の命令に伴う転居その他これに準ずるやむを得ない事由により法第四十一条第二十八項の家屋をその者の居住の用に供しないこととなつた事情の詳細

四 七 省 略

23 法第四十一条第二十九項に規定する法第四十一条の二の二第七項の証明書に類する財務省令で定める書類は、法第四十一条第二十八項の個人が法第四十一条の二の二第七項に規定する証明書とともに同条第一項に規定する申告書の交付を受けている場合の当該申告書とする。

24 法第四十一条第二十九項に規定する再び居住の用に供したことを証する書類その他の財務省令で定める書類は、同項の家屋を居住の用に供しなくなつた年月日、当該家屋を再び居住の用に供することとなつた年月日その他参考となるべき事項を記載した第七項に規定する明細書（施行令第二十六条の二第一項又は第三項ただし書の規定により同条第一項に規定する書

の属する年分又はその翌年以後八年内のいずれかの年分の所得税につき同条第一項の規定の適用を受けている旨及びその居住の用に供した年月日（同条第二十六項又は第二十九項の規定の適用を受けている場合には、当該いずれかの年分の所得税につき同条第一項及び第二十六項又は第二十九項の規定の適用を受けている旨並びに第二十二項第六号に掲げる年月日又は第二十五項第一号の居住の用に供した年月日及び第二十四項又は同号の再び居住の用に供することとなつた年月日）を記載することにより第八項各号に定める書類の添付に代えることができる。

11 法第四十一条の二の三第二項に規定する適用申請書の提出をした個人は、その旨を第八項に規定する明細書に記載することにより契約書の写し（同項第一号イ、第四号ロ及び第五号ロに規定する請負契約書の写し並びに同項第二号イ、第三号イ及び第四号イに規定する売買契約書の写しをいう。次項において同じ。）の添付に代えることができる。

12 21 同 上

22 法第四十一条第二十七項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 法第四十一条第二十七項に規定する届出書を提出する者の氏名及び住所（国内に住所がない場合には、居所）
- 二 その者に係る法第四十一条第二十六項に規定する給与等の支払者（以下この項において「給与等の支払者」という。）の名称及び所在地
- 三 その者に係る給与等の支払者からの転任の命令に伴う転居その他これに準ずるやむを得ない事由により法第四十一条第二十六項の家屋をその者の居住の用に供しないこととなつた事情の詳細

四 七 同 上

23 法第四十一条第二十七項に規定する法第四十一条の二の二第七項の証明書に類する財務省令で定める書類は、法第四十一条第二十六項の個人が法第四十一条の二の二第七項に規定する証明書とともに同条第一項に規定する申告書の交付を受けている場合の当該申告書とする。

24 法第四十一条第二十七項に規定する再び居住の用に供したことを証する書類その他の財務省令で定める書類は、同項の家屋を居住の用に供しなくなつた年月日、当該家屋を再び居住の用に供することとなつた年月日その他参考となるべき事項を記載した第八項に規定する明細書（施行令第二十六条の二第一項又は第三項ただし書の規定により同条第一項に規定する書

類の交付を受けた場合には、当該明細書及び同項に規定する書類又は当該書類に記載すべき事項を記録した電子証明書等に係る電磁的記録印刷書面」とする。

25 法第四十一条第三十二項に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類又は電磁的記録印刷書面とする。

一 法第四十一条第三十一項の家屋を同項に規定する特定事由（以下この項において「特定事由」という。）が生ずる前において居住の用に供した年月日、その後において居住の用に供しなくなった年月日、当該家屋を再び居住の用に供することとなった年月日その他参考となるべき事項を記載した第七項に規定する明細書

二 特定事由が生ずる前において居住の用に供した法第四十一条第三十一項の家屋の第八項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類

三 省 略

四 その者に係る特定事由により法第四十一条第三十一項の家屋をその者の居住の用に供しないこととなったことを明らかにする書類

26 省 略

27 法第四十一条第三十五項に規定する財務省令で定める手続は、同項に規定する要耐震改修住宅の取得の日までに同日以後当該要耐震改修住宅の耐震改修を行うことにつき国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類に基づいて行う申請とする。

28 法第四十一条第三十五項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされたときは、同項に規定する要耐震改修住宅がその者の居住の用に供する日までに耐震改修（法第四十一条の十九の二第一項又は第四十一条の十九の三第四項若しくは第六項の規定の適用を受けるものを除く。）により耐震基準に適合することとなったことにつき、国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類により証明がされたときとする。

29 省 略

（給与所得者の住宅借入金等有する場合の所得税額の特別控除申告書等）
第十八条の二十三 省 略

2 省 略

3 適用個人（法第四十一条第一項に規定する居住の用に供した日（以下この項及び第六項において「居住日」という。）の属する年（以下この項に

類の交付を受けた場合には、当該明細書及び同項に規定する書類又は当該書類に記載すべき事項を記録した電子証明書等に係る電磁的記録印刷書面」とする。

25 法第四十一条第三十項に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類又は電磁的記録印刷書面とする。

一 法第四十一条第二十九項の家屋を同項に規定する特定事由（以下この項において「特定事由」という。）が生ずる前において居住の用に供した年月日、その後において居住の用に供しなくなった年月日、当該家屋を再び居住の用に供することとなった年月日その他参考となるべき事項を記載した第八項に規定する明細書

二 特定事由が生ずる前において居住の用に供した法第四十一条第二十九項の家屋の第八項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類

三 同 上

四 その者に係る特定事由により法第四十一条第二十九項の家屋をその者の居住の用に供しないこととなったことを明らかにする書類

26 同 上

27 法第四十一条第三十三項に規定する財務省令で定める手続は、同項に規定する要耐震改修住宅の取得の日までに同日以後当該要耐震改修住宅の耐震改修を行うことにつき国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類に基づいて行う申請とする。

28 法第四十一条第三十三項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされたときは、同項に規定する要耐震改修住宅がその者の居住の用に供する日までに耐震改修（法第四十一条の十九の二第一項又は第四十一条の十九の三第四項若しくは第六項の規定の適用を受けるものを除く。）により耐震基準に適合することとなったことにつき、国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類により証明がされたときとする。

29 同 上

（給与所得者の住宅借入金等有する場合の所得税額の特別控除申告書等）
第十八条の二十三 同 上

2 同 上

3 適用個人（法第四十一条第一項に規定する居住の用に供した日（以下この項及び第六項において「居住日」という。）の属する年（以下この項に

ある場合又は同条第十五項若しくは第十八項の規定により同条の規定の適用を受ける場合には、十一年内）のいずれかの年分の所得税につき同条第一項の規定の適用を受けた個人は、法第四十一条の二の二第二項に規定する申告書の提出の際に經由すべき給与等の支払者に対し、施行令第二十六条の二第八項の証明書又は第一項第四号の金額の計算の基礎となつた住宅借入金等の金額に係る同条第一項に規定する書類の添付に代えて、当該証明書又は書類に記載されるべき事項を法第四十一条の二の二第四項に規定する電磁的方法により提供するときは、当該証明書又は書類に記載されるべき事項が記録された電子証明書等を当該申告書に記載すべき事項と併せて提供しなければならない。

（住宅取得資金に係る借入金等の年末残高等調書）
第十八条の二十三の二 省 略

2・3 省 略

4 国税庁長官は、別表第八(二)の書式について必要があるときは、所要の事項を付記すること又は一部の事項を削ることができる。この場合において、国税庁長官は、併せてその用紙の大きさを同表に定める大きさ以外の大さき（産業標準化法第二十条第一項に規定する日本産業規格に適合するものに限る。）とすることができる。

（特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例）

第十八条の二十三の二 省 略

2・9 省 略

10 施行令第二十六条の四第二十三項の規定により読み替えられた法第四十一条第三十六項に規定する財務省令で定める書類は、法第四十一条の三の二第二項の規定の適用を受けようとする者が同項に規定する要介護認定（以下この項、次項第四号及び第十九条の十一の三第十二項第二号において「要介護認定」という。）又は法第四十一条の三の二第二項に規定する要介護認定（以下この項、次項第四号及び第十九条の十一の三第十二項第二号において「要支援認定」という。）を受けている者である場合には、その者の介護保険の被保険者証の写しとし、その者が要介護認定又は要支援認定を受けている親族と同居を常況としている者である場合には、当該親

ある場合又は同条第十三項若しくは第十六項の規定により同条の規定の適用を受ける場合には、十一年内）のいずれかの年分の所得税につき同条第一項の規定の適用を受けた個人は、法第四十一条の二の二第二項に規定する申告書の提出の際に經由すべき給与等の支払者に対し、施行令第二十六条の二第八項の証明書又は第一項第四号の金額の計算の基礎となつた住宅借入金等の金額に係る同条第一項に規定する書類の添付に代えて、当該証明書又は書類に記載されるべき事項を法第四十一条の二の二第四項に規定する電磁的方法により提供するときは、当該証明書又は書類に記載されるべき事項が記録された電子証明書等を当該申告書に記載すべき事項と併せて提供しなければならない。

（住宅取得資金に係る借入金等の年末残高等調書）
第十八条の二十三の二 同 上

2・3 同 上

（特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例）

第十八条の二十三の二 同 上

2・9 同 上

10 施行令第二十六条の四第二十三項の規定により読み替えられた法第四十一条第三十四項に規定する財務省令で定める書類は、法第四十一条の三の二第二項の規定の適用を受けようとする者が同項に規定する要介護認定（以下この項、次項第四号及び第十九条の十一の三第十一項第二号において「要介護認定」という。）又は法第四十一条の三の二第二項に規定する要支援認定（以下この項、次項第四号及び第十九条の十一の三第十一項第二号において「要支援認定」という。）を受けている者である場合には、その者の介護保険の被保険者証の写しとし、その者が要介護認定又は要支援認定を受けている親族と同居を常況としている者である場合には、当該親

省
略

18
省
略

同上

18
同
上

1-90

する認定住宅等の新築等若しくは同項に規定する買取再販認定住宅等の取得に該当するものである場合、居住日の属する年が令和六年若しくは令和七年であり、かつ、その居住に係る同条第一項に規定する住宅の取得等が同条第十項に規定する認定住宅等の新築等若しくは同項に規定する買取再販認定住宅等の取得に該当するものである場合又は同条第十五項若しくは第十八項の規定により同条の規定の適用を受ける場合には十一年内とする。以下この項において同じ。」とあるのは「三年内」と、「八年内の」とあるのは「三年内」と、同条第六項中「八年内（居住日の属する年が令和四年若しくは令和五年であり、かつ、その居住に係る法第四十一条第一項に規定する住宅の取得等が同項に規定する居住用家屋の新築等、同項に規定する買取再販住宅の取得、同条第十項に規定する認定住宅等の新築等若しくは同項に規定する買取再販認定住宅等の取得に該当するものである場合、居住日の属する年が令和六年若しくは令和七年であり、かつ、その居住に係る同条第一項に規定する住宅の取得等が同条第十項に規定する認定住宅等の新築等若しくは同項に規定する買取再販認定住宅等の取得に該当するものである場合又は同条第十五項若しくは第十八項の規定により同条の規定の適用を受ける場合には十一年内」とあるのは「三年内」と、「同条第一項の」とあるのは「法第四十一条第一項の」と、「第一項第四号」とあるのは「第十八条の二十三の二の第十七項第四号」と、「住宅借入金等」とあるのは「同条第十一項に規定する増改築等住宅借入金等の金額、断熱改修住宅借入金等の金額若しくは多世帯同居改修住宅借入金等」と、「係る同条第一項」とあるのは「係る施行令第二十六条の第二項」とする。

（令和六年分における所得税額の特別控除）

第十八条の二十三の三

法第四十一条の三の三第七項に規定する財務省令で

定める規定は、所得税法第二編第三章第二節の規定、法第十条第一項、第四項及び第七項、第十条の三第三項及び第四項、第十条の四第三項、第十条の四の二第三項、第十条の五第一項及び第二項、第十条の五の三第三項及び第四項、第十条の五の四第一項から第四項まで、第十条の五の五第三項、第十条の五の六第七項から第九項まで、第二十五条第一項、第四十一条第一項、第四十一条の十八第二項、第四十一条の十八の二第二項、第四十一条の十八の三第一項、第四十一条の十九の二第一項、第四十一条の十

する認定住宅等の新築等若しくは同項に規定する買取再販認定住宅等の取得に該当するものである場合、居住日の属する年が令和六年若しくは令和七年であり、かつ、その居住に係る同条第一項に規定する住宅の取得等が同条第十項に規定する認定住宅等の新築等若しくは同項に規定する買取再販認定住宅等の取得に該当するものである場合又は同条第十三項若しくは第十六項の規定により同条の規定の適用を受ける場合には十一年内とする。以下この項において同じ。」とあるのは「三年内」と、「八年内の」とあるのは「三年内」と、同条第六項中「八年内（居住日の属する年が令和四年若しくは令和五年であり、かつ、その居住に係る法第四十一条第一項に規定する住宅の取得等が同項に規定する居住用家屋の新築等、同項に規定する買取再販住宅の取得、同条第十項に規定する認定住宅等の新築等若しくは同項に規定する買取再販認定住宅等の取得に該当するものである場合、居住日の属する年が令和六年若しくは令和七年であり、かつ、その居住に係る同条第一項に規定する住宅の取得等が同条第十項に規定する認定住宅等の新築等若しくは同項に規定する買取再販認定住宅等の取得に該当するものである場合又は同条第十三項若しくは第十六項の規定により同条の規定の適用を受ける場合には十一年内」とあるのは「三年内」と、「同条第一項の」とあるのは「法第四十一条第一項の」と、「第一項第四号」とあるのは「第十八条の二十三の二の第十七項第四号」と、「住宅借入金等」とあるのは「同条第十一項に規定する増改築等住宅借入金等の金額、断熱改修住宅借入金等の金額若しくは多世帯同居改修住宅借入金等」と、「係る同条第一項」とあるのは「係る施行令第二十六条の第二項」とする。

九の三第一項から第八項まで並びに第四十一条の十九の四第一項及び第二項の規定、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和二十二年法律第七十五号）第二条の規定並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第十条第三項及び第四項、第十条の二第三項及び第四項、第十条の二の二第三項及び第四項、第十条の三第一項、第十条の三の二第二項並びに第十条の三の三第一項の規定とする。

（令和六年分の所得税の予定納税額の減額の承認の申請の特例）

第十八条の二十三の四 法第四十一条の三の六第四項第一号に規定する財務省令で定める金額は、第二期（所得税法第百四条第一項に規定する第二期をいう。以下この条において同じ。）において法第四十一条の三の六第一項の規定の適用がある場合における減額の承認に係る予定納税特別控除額（同条第六項に規定する減額の承認に係る予定納税特別控除額をいう。以下この条において同じ。）（第一期（法第四十一条の三の四第一号の規定により読み替えて適用される所得税法第百四条第一項に規定する第一期をいう。以下この条において同じ。）及び第二期において法第四十一条の三の六第一項の規定の適用がなく、かつ、第一期において法第四十一条の三の五第一項の規定の適用を受けていない場合には、予定納税特別控除額（同条第三項に規定する予定納税特別控除額をいう。以下この条において同じ。）に相当する金額）から、第一期において法第四十一条の三の六第四項第一号に規定する控除前第一期予定納税額から控除することができた予定納税特別控除額（第一期において、同条第一項の規定の適用がある場合には減額の承認に係る予定納税特別控除額とし、同項及び法第四十一条の三の五第一項の規定の適用を受けていない場合には零とする。）に係る金額を控除した金額（当該金額が零に満たない場合及び法第四十一条の三の六第四項の居住者の令和六年分の所得税に係るその年の合計所得金額（所得税法第二条第一項第三十号の合計所得金額をいう。）が千八百五万円を超えると見込まれる場合には、零）とする。

（令和六年六月以後に支払われる給与等に係る特別控除の額の控除等）

第十八条の二十三の五 法第四十一条の三の七第五項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第四十一条の三の七第五項に規定する給与等の支払者の氏名又は名称

二 法第四十一条の三の七第五項に規定する申告書を提出する居住者（第四号ロにおいて「申告者」という。）の氏名及び住所（国内に住所がない場合には、居所。以下この項、次条第一項及び第十八条の二十三の七第二項において同じ。）

三 法第四十一条の三の七第三項第三号又は第四号に掲げる者に係る同項に規定する給与特別控除額について同条第一項又は第二項の規定の適用を受けようとする旨

四 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める事項

イ 法第四十一条の三の七第三項第三号に掲げる者に係る同項に規定する給与特別控除額について同条第一項又は第二項の規定の適用を受けようとする場合 同号に規定する同一生計配偶者の氏名、生年月日、住所及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名、生年月日及び住所）並びにその所得税法第二条第一項第三十号の合計所得金額（ロ、次条第一項第三号及び第十八条の二十三の七第二項第三号において「合計所得金額」という。）の見積額

ロ 法第四十一条の三の七第三項第四号に掲げる者に係る同項に規定する給与特別控除額について同条第一項又は第二項の規定の適用を受けようとする場合 同号に規定する扶養親族の氏名、生年月日、住所、個人番号及び申告者との続柄（個人番号を有しない者にあつては、氏名、生年月日、住所及び申告者との続柄）並びにその合計所得金額の見積額

五 その他参考となるべき事項

2 法第四十一条の三の七第五項に規定する申告書を受理した同項に規定する給与等の支払者は、当該申告書（同条第七項の規定の適用により当該給与等の支払者が提供を受けた当該申告書に記載すべき事項を含む。）に、当該給与等の支払者（個人を除く。）の法人番号を付記するものとする。

3 所得税法施行規則第七十六条の二第五項から第九項までの規定は、法第四十一条の三の七第九項に規定する給与等の支払者が同項の規定により帳簿を作成する場合について、同令第七十六条の三の規定は、法第四十一条の三の七第五項に規定する給与等の支払者がその給与等の支払を受ける居住者から受理した同項に規定する申告書の保存について、それぞれ準用す

書又は租税特別措置法第四十一条の三の七第五項（令和六年六月以後に支払われる給与等に係る特別控除の額の控除等）に規定する申告書」と、「同項」とあるのは「法第百九十八条第四項」と、第十八条の二十三の八第三項中「申告書」とあるのは「租税特別措置法」とあるのは「申告書」とあるのは「租税特別措置法第四十一条の三の七第五項（令和六年六月以後に支払われる給与等に係る特別控除の額の控除等）」に規定する申告書、同法」とする。

5 | 法第四十一条の三の七第九項に規定する財務省令で定める申告書は、同条第五項に規定する申告書及び法第四十一条の三の十二第一項に規定する申告書とする。

（令和六年における年末調整に係る特別控除の額の控除等）

第十八条の二十三の六 法第四十一条の三の八第四項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第四十一条の三の八第四項に規定する給与等の支払者の氏名又は名称

二 法第四十一条の三の八第四項に規定する申告書を提出する居住者（次号ロにおいて「申告者」という。）の氏名及び住所

三 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める事項

イ 法第四十一条の三の八第二項第三号に掲げる者に係る同項に規定する年末調整特別控除額について同条第一項の規定の適用を受けようとする場合 同号に規定する同一生計配偶者の氏名、生年月日、住所及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名、生年月日及び住所）並びにその合計所得金額の見積額

ロ 法第四十一条の三の八第二項第四号に掲げる者に係る同項に規定する年末調整特別控除額について同条第一項の規定の適用を受けようとする場合 同号に規定する扶養親族の氏名、生年月日、住所、個人番号及び申告者との続柄（個人番号を有しない者にあつては、氏名、生年月日、住所及び申告者との続柄）並びにその合計所得金額の見積額
その他参考となるべき事項

2 | 法第四十一条の三の八第四項に規定する申告書を受理した同項に規定する給与等の支払者は、当該申告書（同条第六項において準用する法第四十一条の三の七第七項の規定の適用により当該給与等の支払者が提供を受け

た当該申告書に記載すべき事項を含む。）に、当該給与等の支払者（個人を除く。）の法人番号を付記するものとする。

3|

所得税法施行規則第七十六条の二第五項から第九項までの規定は、法第四十一条の三の八第四項に規定する給与等の支払者が同条第六項において準用する法第四十一条の三の七第九項の規定により帳簿を作成する場合について、同令第七十六条の三の規定は、法第四十一条の三の八第四項に規定する給与等の支払者がその給与等の支払を受ける居住者から受理した同項に規定する申告書の保存について、それぞれ準用する。この場合において、同令第七十六条の二第五項第一号中「法第九十八条第四項各号に掲げる申告書」とあるのは「租税特別措置法第四十一条の三の七第五項（令和六年六月以後に支払われる給与等に係る特別控除の額の控除等）に規定する申告書、同法第四十一条の三の十二第一項（年末調整に係る所得金額調整控除）に規定する申告書又は法第九十八条第四項各号に掲げる申告書」と、「同項に規定する源泉控除対象配偶者等」とあるのは「租税特別措置法第四十一条の三の八第二項第三号又は第四号（令和六年における年末調整に係る特別控除の額の控除等）に掲げる者」と、同条第六項中「法第九十八条第四項」とあるのは「租税特別措置法第四十一条の三の八第六項において準用する同法第四十一条の三の七第九項」と、「同項に規定する扶養控除等申告書（次項において「扶養控除等申告書」という。）」とあるのは「同法第四十一条の三の八第四項に規定する申告書（次項において「年末調整特別控除額に係る申告書」という。）」と、同条第七項中「法第九十八条第四項」とあるのは「租税特別措置法第四十一条の三の八第六項において準用する同法第四十一条の三の七第九項」と、「扶養控除等申告書」とあるのは「年末調整特別控除額に係る申告書」と、同令第七十六条の三中「法第九十四条から第九十六条まで（給与所得者の源泉徴収に関する申告書）」とあるのは「租税特別措置法第四十一条の三の八第四項（令和六年における年末調整に係る特別控除の額の控除等）」と、「これらの規定による申告書」とあるのは「同項に規定する申告書」と、「（法第九十八条第二項（給与所得者の源泉徴収に関する申告書の提出時期等の特例）」とあるのは「（同条第六項において準用する同法第四十一条の三の七第七項（令和六年六月以後に支払われる給与等に係る特別控除の額の控除等）」と、「これらの規定」とあるのは「、同法第四十一条の三の八第四項」と、同条ただし書中「これらの規定に規定する提出

期限の属する年（法第百九十五条第一項（従たる給与についての扶養控除等申告書）の規定による申告書（法第百九十八条第二項の規定の適用により当該給与等の支払者が提供を受けた当該申告書に記載すべき事項を含む。）にあつては、当該申告書を法第百九十五条第一項に規定する従たる給与等の支払者が受理した日（法第百九十八条第二項の規定の適用がある場合には、当該申告書に記載すべき事項を当該従たる給与等の支払者が提供を受けた日）の属する年）」とあるのは「同項に規定する提出期限の属する年」と読み替えるものとする。

4| 法第四十一条の三の八第四項の規定の適用がある場合における所得税法施行規則第七十六条の二の規定及び第十八条の二十三の八の規定の適用については、同令第七十六条の二第五項第一号中「法第百九十八条第四項各号に掲げる申告書」とあるのは「法第百九十八条第四項各号に掲げる申告書又は租税特別措置法第四十一条の三の八第四項（令和六年における年末調整に係る特別控除の額の控除等）」に規定する申告書」と、「同項」とあるのは「法第百九十八条第四項」と、第十八条の二十三の八第三項中「申告書」とあるのは「租税特別措置法」とあるのは「申告書」とあるのは「租税特別措置法第四十一条の三の八第四項（令和六年における年末調整に係る特別控除の額の控除等）」に規定する申告書、同法」とする。

5| 法第四十一条の三の八第六項において準用する法第四十一条の三の七第九項に規定する財務省令で定める申告書は、同条第五項に規定する申告書及び法第四十一条の三の十二第一項に規定する申告書とする。

6| 法第四十一条の三の八第九項に規定する財務省令で定める者は、同項に規定する居住者で次に掲げる者とする。

一| 法第四十一条の三の八第一項に規定する給与等（以下この項において「給与等」という。）に係る所得税法第百九十五条の二第三項に規定する給与所得者の配偶者控除等申告書をその給与等の支払者に提出（当該給与所得者の配偶者控除等申告書の提出に代えて行う同法第百九十八条第二項に規定する電磁的方法による当該給与所得者の配偶者控除等申告書に記載すべき事項の提供を含む。）をした居住者

二| 給与等に係る所得税法第百九十五条の三第二項に規定する給与所得者の基礎控除申告書をその給与等の支払者に提出（当該給与所得者の基礎控除申告書の提出に代えて行う同法第百九十八条第二項に規定する電磁的方法による当該給与所得者の基礎控除申告書に記載すべき事項の提供

を含む。)をした居住者

三 給与等に係る法第四十一条の二の二第一項に規定する申告書をその給与等の支払者に提出(当該申告書の提出に代えて行う同条第四項に規定する電磁的方法による当該申告書に記載すべき事項の提供を含む。)をした居住者

(令和六年六月以後に支払われる公的年金等に係る特別控除の額の控除等)

第十八条の二十三の七 施行令第二十六条の四の五第一項第九号に規定する財務省令で定める公的年金等は、次に掲げる公的年金等(同項に規定する公的年金等をいう。以下この項において同じ。)とする。

一 厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十二号)附則第三十二条第二項に規定する存続組合又は同法附則第四十八条第一項に規定する指定基金が支給する同法附則第三十三条第一項に規定する特例年金給付である公的年金等

二 総務大臣が外国人(日本国政府又はその機関との契約に基づき勤務した外国人が退職した場合におけるその勤務した期間が十七年以上であり、かつ、その勤務した期間における功績が顕著であると総務大臣が認めた当該外国人に限る。)に支給する終身の年金である公的年金等

2 | 法第四十一条の三の九第六項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第四十一条の三の九第五項に規定する特定公的年金等の支払者の氏名又は名称

二 法第四十一条の三の九第五項に規定する地方税法の規定に基づく公的年金等受給者の扶養親族等申告書を提出する居住者(次号において「申告者」という。)の氏名及び住所

三 法第四十一条の三の九第六項に規定する扶養親族の生年月日、住所、個人番号及び申告者との続柄(個人番号を有しない者にあつては、生年月日、住所及び申告者との続柄)並びにその合計所得金額の見積額

四 その他参考となるべき事項

(年末調整に係る所得金額調整控除)

第十八条の二十三の八 法第四十一条の三の十二第一項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(年末調整に係る所得金額調整控除)

第十八条の二十三の三 法第四十一条の三の四第一項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第四十一条の三の十二第一項に規定する給与等の支払者の氏名又は名称

二 法第四十一条の三の十二第一項に規定する申告書を提出する居住者（第四号において「申告者」という。）の氏名及び住所（国内に住所がない場合には、居所。同号において同じ。）

三 法第四十一条の三の十二第一項の規定の適用を受けようとする旨次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める事項

イ 申告者が特別障害者（法第四十一条の三の十一第四項第二号に規定する特別障害者をいう。ハにおいて同じ。）に該当するものとして法第四十一条の三の十二第一項の規定の適用を受けようとする場合 その旨及びその該当する事実

ロ 申告者が年齢二十三歳未満の扶養親族（法第四十一条の三の十一第四項第三号に規定する扶養親族をいう。ハにおいて同じ。）を有するものとして法第四十一条の三の十二第一項の規定の適用を受けようとする場合 当該扶養親族の氏名、生年月日、住所、個人番号及び当該申告者との続柄（個人番号を有しない者にあつては、氏名、生年月日、住所及び当該申告者との続柄）並びにその所得税法第二条第一項第三十号に規定する合計所得金額（ハにおいて「合計所得金額」という。）又はその見積額

ハ 申告者が特別障害者である同一生計配偶者（法第四十一条の三の十一第四項第四号に規定する同一生計配偶者をいう。）又は扶養親族を有するものとして法第四十一条の三の十二第一項の規定の適用を受けようとする場合 当該同一生計配偶者又は扶養親族の氏名、生年月日、住所、個人番号及び当該申告者との続柄（個人番号を有しない者にあつては、氏名、生年月日、住所及び当該申告者との続柄）並びにその合計所得金額又はその見積額並びに当該同一生計配偶者又は扶養親族が特別障害者に該当する旨及びその該当する事実

五 省 略

2 法第四十一条の三の十二第一項の規定による申告書を受理した同項に規定する給与等の支払者は、当該申告書（同条第四項の規定の適用により当該給与等の支払者が提供を受けた当該申告書に記載すべき事項を含む。）に、当該給与等の支払者（個人を除く。）の法人番号を付記するものとする。

一 法第四十一条の三の四第一項に規定する給与等の支払者の氏名又は名称

二 法第四十一条の三の四第一項に規定する申告書を提出する居住者（第四号において「申告者」という。）の氏名及び住所（国内に住所がない場合には、居所。同号において同じ。）

三 法第四十一条の三の四第一項の規定の適用を受けようとする旨

イ 申告者が特別障害者（法第四十一条の三の三第四項第二号に規定する特別障害者をいう。ハにおいて同じ。）に該当するものとして法第四十一条の三の四第一項の規定の適用を受けようとする場合 その旨及びその該当する事実

ロ 申告者が年齢二十三歳未満の扶養親族（法第四十一条の三の三第四項第三号に規定する扶養親族をいう。ハにおいて同じ。）を有するものとして法第四十一条の三の四第一項の規定の適用を受けようとする場合 当該扶養親族の氏名、生年月日、住所、個人番号及び当該申告者との続柄（個人番号を有しない者にあつては、氏名、生年月日、住所及び当該申告者との続柄）並びにその所得税法第二条第一項第三十号に規定する合計所得金額（ハにおいて「合計所得金額」という。）又はその見積額

ハ 申告者が特別障害者である同一生計配偶者（法第四十一条の三の三第四項第四号に規定する同一生計配偶者をいう。）又は扶養親族を有するものとして法第四十一条の三の四第一項の規定の適用を受けようとする場合 当該同一生計配偶者又は扶養親族の氏名、生年月日、住所、個人番号及び当該申告者との続柄（個人番号を有しない者にあつては、氏名、生年月日、住所及び当該申告者との続柄）並びにその合計所得金額又はその見積額並びに当該同一生計配偶者又は扶養親族が特別障害者に該当する旨及びその該当する事実

五 同 上

2 法第四十一条の三の四第一項の規定による申告書を受理した同項に規定する給与等の支払者は、当該申告書（同条第四項の規定の適用により当該給与等の支払者が提供を受けた当該申告書に記載すべき事項を含む。）に、当該給与等の支払者（個人を除く。）の法人番号を付記するものとする。

3

所得税法施行規則第七十六条の二第五項から第九項までの規定は、法第四十一条の三の十二第六項に規定する給与等の支払者が同項の規定により帳簿を作成する場合について、同令第七十六条の三の規定は、法第四十一条の三の十二第一項に規定する給与等の支払者がその給与等の支払を受ける居住者から受理した同項に規定する申告書の保存について、それぞれ準用する。この場合において、同令第七十六条の二第五項第一号中「法第九十八条第四項各号に掲げる申告書」とあるのは「租税特別措置法第四十一条の三の十二第一項（年末調整に係る所得金額調整控除）に規定する申告書（次項及び第七項において「所得金額調整控除申告書」という。）又は法第九十八条第四項各号に掲げる申告書」と、「同項に規定する源泉控除対象配偶者等」とあるのは「租税特別措置法第四十一条の三の十二第六項に規定する扶養親族等」と、同条第六項中「法第九十八条第四項」とあるのは「租税特別措置法第四十一条の三の十二第六項」と、「同項に規定する扶養控除等申告書（次項において「扶養控除等申告書」という。）」とあるのは「所得金額調整控除申告書」と、同条第七項中「法第九十八条第四項」とあるのは「租税特別措置法第四十一条の三の十二第六項」と、「扶養控除等申告書」とあるのは「所得金額調整控除申告書」と、同令第七十六条の三「法第九十八条から第九十六条まで（給与所得者の源泉徴収に関する申告書）」とあるのは「租税特別措置法第四十一条の三の十二第一項（年末調整に係る所得金額調整控除）」と、「これらの規定による申告書」とあるのは「同項に規定する申告書」と、「（法第九十八条第二項（給与所得者の源泉徴収に関する申告書の提出時期等の特例）」とあるのは「（同条第四項）と、「これらの規定」とあるのは「同法第四十一条の三の十二第一項」と、同条ただし書中「これらの規定に規定する提出期限の属する年（法第九十五条第一項（従たる給与についての扶養控除等申告書）の規定による申告書（法第九十八条第二項の規定の適用により当該給与等の支払者が提供を受けた当該申告書に記載すべき事項を含む。）にあつては、当該申告書を法第九十五条第一項に規定する従たる給与等の支払者が受理した日（法第九十八条第二項の規定の適用がある場合には、当該申告書に記載すべき事項を当該従たる給与等の支払者が提供を受けた日）の属する年）」とあるのは「同条第二項に規定する提出期限の属する年」と読み替えるものとする。

4

法第四十一条の三の十二第一項の規定の適用がある場合における所得税

3

所得税法施行規則第七十六条の二第五項から第九項までの規定は、法第四十一条の三の四第六項に規定する給与等の支払者が同項の規定により帳簿を作成する場合について、同令第七十六条の三の規定は、法第四十一条の三の四第一項に規定する給与等の支払者がその給与等の支払を受ける居住者から受理した同項に規定する申告書の保存について、それぞれ準用する。この場合において、同令第七十六条の二第五項第一号中「法第九十八条第四項各号に掲げる申告書」とあるのは「租税特別措置法第四十一条の三の四第一項（年末調整に係る所得金額調整控除）に規定する申告書（次項及び第七項において「所得金額調整控除申告書」という。）又は法第九十八条第四項各号に掲げる申告書」と、「同項に規定する源泉控除対象配偶者等」とあるのは「租税特別措置法第四十一条の三の四第六項に規定する扶養親族等」と、同条第六項中「法第九十八条第四項」とあるのは「租税特別措置法第四十一条の三の四第六項」と、「同項に規定する扶養控除等申告書（次項において「扶養控除等申告書」という。）」とあるのは「所得金額調整控除申告書」と、同条第七項中「法第九十八条第四項」とあるのは「租税特別措置法第四十一条の三の四第六項」と、「扶養控除等申告書」とあるのは「所得金額調整控除申告書」と、同令第七十六条の三「法第九十八条から第九十六条まで（給与所得者の源泉徴収に関する申告書）」とあるのは「租税特別措置法第四十一条の三の四第一項（年末調整に係る所得金額調整控除）」と、「これらの規定による申告書」とあるのは「同項に規定する申告書」と、「（法第九十八条第二項（給与所得者の源泉徴収に関する申告書の提出時期等の特例）」とあるのは「（同条第四項）と、「これらの規定」とあるのは「同法第四十一条の三の四第一項」と、同条ただし書中「これらの規定に規定する提出期限の属する年（法第九十五条第一項（従たる給与についての扶養控除等申告書）の規定による申告書（法第九十八条第二項の規定の適用により当該給与等の支払者が提供を受けた当該申告書に記載すべき事項を含む。）にあつては、当該申告書を法第九十五条第一項に規定する従たる給与等の支払者が受理した日（法第九十八条第二項の規定の適用がある場合には、当該申告書に記載すべき事項を当該従たる給与等の支払者が提供を受けた日）の属する年）」とあるのは「同条第二項に規定する提出期限の属する年」と読み替えるものとする。

4

法第四十一条の三の四第一項の規定の適用がある場合における所得税法

法施行規則第七十六条の二及び第九十三条の規定の適用については、同令第七十六条の二第五項第一号中「法第九十八条第四項各号に掲げる申告書」とあるのは「法第九十八条第四項各号に掲げる申告書又は租税特別措置法第四十一条の三の十二第一項（年末調整に係る所得金額調整控除）に規定する申告書」と、「同項」とあるのは「法第九十八条第四項」と、同令第九十三条第一項第三号中「給与所得控除後の給与等の金額」とあるのは「給与所得控除後の給与等の金額から租税特別措置法第四十一条の三の十二第一項（年末調整に係る所得金額調整控除）の規定による控除をした残額」とする。

（居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除）
第十八条の二十五 省略

2 法第四十一条の五第五項に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる個人の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

一 取得（法第四十一条の五第七項第一号に規定する取得をいう。次号ロ、第四項及び第十一項において同じ。）をした買換資産（同条第七項第一号に規定する買換資産をいう。以下この条において同じ。）に係る住宅借入金等（同条第四号に規定する住宅借入金等をいう。次号ロ、次項及び第十一項において同じ。）に係る次項に規定する債権者に法第四十一条の三の三第一項の規定により同条第二項に規定する適用申請書の提出をした個人 法第四十一条の五第四項の規定によりその年において控除すべき同項に規定する通算後譲渡損失の金額及びその金額の計算の基礎となるべき事項を記載した明細書

二 前号に掲げる個人以外の個人 次に掲げる書類

イ 前号に定める明細書

ロ 取得をした買換資産に係る住宅借入金等の残高証明書

3 前項第二号ロに規定する住宅借入金等の残高証明書は、買換資産に係る住宅借入金等に係る債権者（当該債権者が第六項第五号に規定する特定債権者である場合には当該特定債権者に係る同号の当初借入先（同号に規定する契約に従い同号の債権の管理及び回収に係る業務を行っているものに限る。）とし、買換資産に係る住宅借入金等が次に掲げる住宅借入金等に該当する場合には独立行政法人勤労者退職金共済機構とする。第十一項第一号において同じ。）の法第四十一条の五第四項の規定の適用を受けよう

法施行規則第七十六条の二及び第九十三条の規定の適用については、同令第七十六条の二第五項第一号中「法第九十八条第四項各号に掲げる申告書」とあるのは「法第九十八条第四項各号に掲げる申告書又は租税特別措置法第四十一条の三の四第一項（年末調整に係る所得金額調整控除）に規定する申告書」と、「同項」とあるのは「法第九十八条第四項」と、同令第九十三条第一項第三号中「給与所得控除後の給与等の金額」とあるのは「給与所得控除後の給与等の金額から租税特別措置法第四十一条の四第一項（年末調整に係る所得金額調整控除）の規定による控除をした残額」とする。

（居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除）
第十八条の二十五 同上

2 法第四十一条の五第五項に規定する財務省令で定める書類は、同条第四項の規定によりその年において控除すべき同項に規定する通算後譲渡損失の金額及びその金額の計算の基礎となるべき事項を記載した明細書並びに取得（同条第七項第一号に規定する取得をいう。第四項及び第十一項において同じ。）をした買換資産（同号に規定する買換資産をいう。第四項、第十一項及び第十二項において同じ。）に係る住宅借入金等（同条第七項第四号に規定する住宅借入金等をいう。次項及び第十一項において同じ。）の残高証明書とする。

3 前項に規定する住宅借入金等の残高証明書は、当該住宅借入金等に係る債権者（当該債権者が第六項第五号に規定する特定債権者である場合には当該特定債権者に係る同号の当初借入先（同号に規定する契約に従い同号の債権の管理及び回収に係る業務を行っているものに限る。）とし、当該住宅借入金等が次に掲げる住宅借入金等に該当する場合には独立行政法人勤労者退職金共済機構とする。）の法第四十一条の五第四項の規定の適用を受けようとする年の十二月三十一日（同項の個人が死亡した日の属する

とする年の十二月三十一日（同項の個人が死亡した日の属する年にあつては、その死亡した日）における当該住宅借入金等（当該住宅借入金等が第六項第五号に掲げる借入金又は債務である場合には、同号の当初借入先から借り入れた借入金又は債務とする。以下この項において同じ。）の金額を証する書類（当該書類の交付を受けようとする者の氏名及び住所（国内に住所がない場合には、居所）、当該住宅借入金等のその借入れをした金額又はその債務の額として負担をした金額、当該住宅借入金等に係る契約を締結した年月日、当該住宅借入金等に係る契約において定められている施行令第二十六条の七第十三項各号に規定する償還期間又は賦払期間その他参考となるべき事項が記載されたものに限る。）とする。

一・二 省略

4・5 省略

6 施行令第二十六条の七第十三項第一号に規定する財務省令で定める債務は、次に掲げる債務とする。

一〇四 省略

五 住宅の取得等に要する資金に充てるために個人が法第四十一条の五第七項第四号に規定する金融機関、独立行政法人住宅金融支援機構若しくは前項に規定する貸金業者（以下この号において「当初借入先」という。）から借り入れた借入金又は当該当初借入先に対して負担する第三号に掲げる債務に係る債権の譲渡があつた場合において、当該個人が、当該当初借入先から当該債権の譲渡（第十八条の二十一第六項に規定する要件を満たすものに限る。）を受けた特定債権者（当該当初借入先との間で当該債権の管理及び回収に係る業務の委託に関する契約（第十八条の二十一第六項に規定する契約に該当するものに限る。）を締結し、かつ、当該契約に従つて当該当初借入先に対して当該債権の管理及び回収に係る業務の委託をしている法人をいう。）に対して有する当該債権に係る借入金又は債務

7・10 省略

11 施行令第二十六条の七第十七項に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる個人の区分に応じ当該各号に定める書類（その個人が取得をした買換資産を同項各号に定める日又は期限までに居住の用に供していない場合には、当該書類並びにその旨及びその居住の用に供する予定年月

年にあつては、その死亡した日）における当該住宅借入金等（当該住宅借入金等が第六項第五号に掲げる借入金又は債務である場合には、同号の当初借入先から借り入れた借入金又は債務とする。以下この項において同じ。）の金額を証する書類（当該書類の交付を受けようとする者の氏名及び住所（国内に住所がない場合には、居所）、当該住宅借入金等が施行令第二十六条の七第十三項各号に掲げる借入金又は債務のいずれに該当するかの別、当該住宅借入金等のその借入れをした金額又はその債務の額として負担をした金額、当該住宅借入金等に係る契約を締結した年月日、当該住宅借入金等に係る契約において定められている同項各号に規定する償還期間又は賦払期間その他参考となるべき事項が記載されたものに限る。）とする。

一・二 同上

4・5 同上

6 同上

一〇四 同上

五 住宅の取得等に要する資金に充てるために個人が法第四十一条の五第七項第四号に規定する金融機関、独立行政法人住宅金融支援機構若しくは前項に規定する貸金業者（以下この号において「当初借入先」という。）から借り入れた借入金又は当該当初借入先に対して負担する第三号に掲げる債務に係る債権の譲渡があつた場合において、当該個人が、当該当初借入先から当該債権の譲渡（第十八条の二十一第六項に規定する要件を満たすものに限る。）を受けた特定債権者（当該当初借入先との間で当該債権の管理及び回収に係る業務の委託に関する契約（第十八条の二十一第七項に規定する契約に該当するものに限る。）を締結し、かつ、当該契約に従つて当該当初借入先に対して当該債権の管理及び回収に係る業務の委託をしている法人をいう。）に対して有する当該債権に係る借入金又は債務

7・10 同上

11 施行令第二十六条の七第十七項に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる書類（その者が取得をした買換資産を同項各号に定める日又は期限までに居住の用に供していない場合には、当該書類並びにその旨及びその居住の用に供する予定年月日その他の事項を記載した書類）とする。

日その他の事項を記載した書類」とする。

一 取得をした買換資産に係る住宅借入金等に係る債権者に法第四十一条の二の三第一項の規定により同条第二項に規定する適用申請書の提出をした個人 取得をした買換資産に係る登記事項証明書、売買契約書の写しその他の書類で、当該買換資産の取得をしたこと、当該買換資産の取得をした年月日及び当該買換資産に係る家屋の床面積（施行令第二十六条の七第六項各号に規定する個人が居住の用に供する部分の床面積をいう。）が五十平方メートル以上であることを明らかにする書類

二 前号に掲げる個人以外の個人 次に掲げる書類

イ 前号に定める書類

ロ 取得をした買換資産に係る住宅借入金等の残高証明書

12 第三項の規定は、施行令第二十六条の七第十七項の規定により提出する前項第二号ロに規定する住宅借入金等の残高証明書について準用する。この場合において、第三項中「第四十一条の五第四項の規定の適用を受けようとする年の十二月三十一日（同項の個人が死亡した日の属する年にあつては）」とあるのは、「第四十一条の五第一項の規定の適用を受けようとする個人が買換資産の取得をした日の属する年の十二月三十一日（当該個人がその年の中途において死亡した場合には）」と読み替えるものとする。

（特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除）

第十八条の二十六 省 略

254 省 略

5 施行令第二十六条の七の二第十項第一号に規定する財務省令で定める債務は、次に掲げる債務とする。

一 五 省 略

六 住宅の取得等に要する資金に充てるために個人が法第四十一条の五の二第七項第四号に規定する金融機関、独立行政法人住宅金融支援機構若しくは前項に規定する貸金業を行う法人（以下この号において「当初借入先」という。）から借り入れた借入金又は当該当初借入先に対して負担する第三号に掲げる債務に係る債権の譲渡があつた場合において、当該個人が、当該当初借入先から当該債権の譲渡（第十八条の二十一第六項に規定する要件を満たすものに限る。）を受けた特定債権者（当該当初借入先との間で当該債権の管理及び回収に係る業務の委託に関する契

一 取得をした買換資産に係る登記事項証明書、売買契約書の写しその他の書類で、当該買換資産の取得をしたこと、当該買換資産の取得をした年月日及び当該買換資産に係る家屋の床面積（施行令第二十六条の七第六項各号に規定する個人が居住の用に供する部分の床面積をいう。）が五十平方メートル以上であることを明らかにする書類

二 取得をした買換資産に係る住宅借入金等の残高証明書

12 第三項の規定は、施行令第二十六条の七第十七項の規定により提出する前項第二号に規定する住宅借入金等の残高証明書について準用する。この場合において、第三項中「第四十一条の五第四項の規定の適用を受けようとする年の十二月三十一日（同項の個人が死亡した日の属する年にあつては）」とあるのは、「第四十一条の五第一項の規定の適用を受けようとする個人が買換資産の取得をした日の属する年の十二月三十一日（当該個人がその年の中途において死亡した場合には）」と読み替えるものとする。

（特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除）

第十八条の二十六 同 上

254 同 上

5 同 上

一 五 同 上

六 住宅の取得等に要する資金に充てるために個人が法第四十一条の五の二第七項第四号に規定する金融機関、独立行政法人住宅金融支援機構若しくは前項に規定する貸金業を行う法人（以下この号において「当初借入先」という。）から借り入れた借入金又は当該当初借入先に対して負担する第三号に掲げる債務に係る債権の譲渡があつた場合において、当該個人が、当該当初借入先から当該債権の譲渡（第十八条の二十一第六項に規定する要件を満たすものに限る。）を受けた特定債権者（当該当初借入先との間で当該債権の管理及び回収に係る業務の委託に関する契

約（第十八条の二十一第六項に規定する契約に該当するものに限る。）を締結し、かつ、当該契約に従つて当該当初借入先に対して当該債権の管理及び回収に係る業務の委託をしている法人をいう。）に対して有する当該債権に係る借入金又は債務

6
10 省 略

（給付金が給付される者の範囲等）

第十九条の二 省 略

2
13 省 略

14 法第四十一条の八第二項に規定する財務省令で定める金銭の貸付けは、平成二十七年の一般会計補正予算（第1号）、平成三十年度の一般会計補正予算（第2号）、令和二年の一般会計補正予算（第3号）、令和三年の一般会計補正予算（第1号）、令和四年の一般会計補正予算（第2号）又は令和五年の一般会計補正予算（第1号）における児童福祉事業対策費等補助金を財源の一部として都道府県又は都道府県が適当と認める者が行う金銭の貸付けで次に掲げるものとする。

一・二 省 略

15
18 省 略

19 法第四十一条の八第三項に規定する財務省令で定める金銭の貸付けは、令和三年から令和六年度までの予算における母子家庭等対策費補助金を財源の一部として都道府県若しくは地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この項において「都道府県等」という。）又は都道府県等が適当と認める者が行う金銭の貸付けで、児童扶養手当受給者等の自立を支援することを目的として、当該児童扶養手当受給者等の居住の用に供する賃貸住宅の家賃を援助するために行うものとする。

20 省 略

（償還差益に対する分離課税等）

第十九条の四 省 略

2 国税庁長官は、別表第九（一）の書式について必要があるときは、所要の事項を付記すること又は一部の事項を削ることができる。この場合において、国税庁長官は、併せてその用紙の大きさを同表に定める大きさ以外の大さき（産業標準化法第二十条第一項に規定する日本産業規格に適合するも

約（第十八条の二十一第七項に規定する契約に該当するものに限る。）を締結し、かつ、当該契約に従つて当該当初借入先に対して当該債権の管理及び回収に係る業務の委託をしている法人をいう。）に対して有する当該債権に係る借入金又は債務

6
10 同 上

（給付金が給付される者の範囲等）

第十九条の二 同 上

2
13 同 上

14 法第四十一条の八第二項に規定する財務省令で定める金銭の貸付けは、平成二十七年の一般会計補正予算（第1号）、平成三十年度の一般会計補正予算（第2号）、令和二年の一般会計補正予算（第3号）、令和三年の一般会計補正予算（第1号）又は令和四年の一般会計補正予算（第2号）における児童福祉事業対策費等補助金を財源の一部として都道府県又は都道府県が適当と認める者が行う金銭の貸付けで次に掲げるものとする。

一・二 同 上

15
18 同 上

19 法第四十一条の八第三項に規定する財務省令で定める金銭の貸付けは、令和三年から令和五年度までの予算における母子家庭等対策費補助金を財源の一部として都道府県若しくは地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この項において「都道府県等」という。）又は都道府県等が適当と認める者が行う金銭の貸付けで、児童扶養手当受給者等の自立を支援することを目的として、当該児童扶養手当受給者等の居住の用に供する賃貸住宅の家賃を援助するために行うものとする。

20 同 上

（償還差益に対する分離課税等）

第十九条の四 同 上

のに限る。)とすることができる。

3
5 省 略

(割引債の差益金額に係る源泉徴収等の特例)

第十九条の五 省 略

2
7 省 略

8 国税庁長官は、別表第九(二)の書式について必要があるときは、所要の事項を付記すること又は一部の事項を削ることができる。この場合において、国税庁長官は、併せてその用紙の大きさを同表に定める大きさ以外の大さき(産業標準化法第二十条第一項に規定する日本産業規格に適合するものに限る。)とすることができる。

(特定割引債の償還金の支払通知書の記載事項等)

第十九条の六 法第四十一条の十二の二第八項に規定する償還金の支払者は、同項の規定により、同項に規定する支払を受ける者ごとに、その者に関する同項に規定する特定割引債の償還金(以下この条において「特定割引債の償還金」という。)の次に掲げる事項を記載した通知書を、その支払を受ける者に交付しなければならない。

一・二 省 略

三 前号の金額につき所得税法第二条第一項第四十五号に規定する源泉徴収をされる所得税の額

四 七 省 略

2
6 省 略

7 施行令第二十六条の十七第十三項に規定する償還金の支払者が、同項に規定する支払を受ける者から前項の規定による承諾を得ようとする場合において、当該償還金の支払者が定める期限までに当該承諾をしない旨の回答がないときは当該承諾があつたものとみなす旨の通知をし、当該期限までに当該支払を受ける者から当該回答がなかつたときは、当該承諾を得たものとみなす。

(先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除)

第十九条の九 省 略

2
4 省 略

2
4 同 上

(割引債の差益金額に係る源泉徴収等の特例)

第十九条の五 同 上

2
7 同 上

(特定割引債の償還金の支払通知書の記載事項等)

第十九条の六 同 上

一・二 同 上

三 前号の金額につき源泉徴収をされる所得税の額

四 七 同 上

2
6 同 上

(先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除)

第十九条の九 同 上

2
4 同 上

5 施行令第二十六条の二十六第五項第六号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 三 省 略

四 所得税法施行規則第四十七条第三項第四号から第十六号まで及び第十八号から第二十三号までに掲げる事項

五 省 略

6・7 省 略

（政治活動に関する寄附をした場合の所得税額の特別控除）

第十九条の十の三 法第四十一条の十八第二項の規定による控除を受けようとする者は、確定申告書に同項の規定による控除を受ける金額の計算に関する明細書並びに総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会の当該控除を受ける同項に規定する政党等に対する寄附金（以下この条において「政党等に対する寄附金」という。）が政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条又は第十七条の規定による報告書により報告されたものである旨及びその政党等に対する寄附金を受領したものが法第四十一条の十八第一項第一号又は第二号に掲げる団体である旨を証する書類で当該報告書により報告された次に掲げる事項の記載があるもの又は当該書類に記載すべき事項を記録した電子証明書等（所得税法施行令第二百六十二条第二項に規定する電子証明書等という。次条及び第十九条の十の五第十四項において同じ。）に係る電磁的記録印刷書面（同令第二百六十二条第一項に規定する電磁的記録印刷書面をいう。次条及び第十九条の十の五第十四項において同じ。）を添付しなければならない。

一 四 省 略

（公益社団法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控除）

第十九条の十の五 施行令第二十六条の二十八の二第一項第一号イ(1)に規定する財務省令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

一・二 省 略

三 社員（役員（法人税法第二条第十五号に規定する役員をいう。以下この号、第三項第一号及び第九項において同じ。）及び役員と親族関係を有する者（当該役員の配偶者及び三親等以内の親族をいう。ハ、第三項第一号及び第九項において同じ。）並びに役員と特殊の関係のある者（

5 同 上

一 三 同 上

四 所得税法施行規則第四十七条第三項第四号から第十六号まで及び第十八号から第二十二号までに掲げる事項

五 同 上

6・7 同 上

（政治活動に関する寄附をした場合の所得税額の特別控除）

第十九条の十の三 法第四十一条の十八第二項の規定による控除を受けようとする者は、確定申告書に同項の規定による控除を受ける金額の計算に関する明細書並びに総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会の当該控除を受ける同項に規定する政党等に対する寄附金（以下この条において「政党等に対する寄附金」という。）が政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条又は第十七条の規定による報告書により報告されたものである旨及びその政党等に対する寄附金を受領したものが法第四十一条の十八第一項第一号又は第二号に掲げる団体である旨を証する書類で当該報告書により報告された次に掲げる事項の記載があるもの又は当該書類に記載すべき事項を記録した電子証明書等（所得税法施行令第二百六十二条第二項に規定する電子証明書等という。次条及び第十九条の十の五第十二項において同じ。）に係る電磁的記録印刷書面（同令第二百六十二条第一項に規定する電磁的記録印刷書面をいう。次条及び第十九条の十の五第十二項において同じ。）を添付しなければならない。

一 四 同 上

（公益社団法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控除）

第十九条の十の五 同 上

一・二 同 上

三 社員（役員（法人税法第二条第十五号に規定する役員をいう。以下この号、第三項第一号及び第八項において同じ。）及び役員と親族関係を有する者（当該役員の配偶者及び三親等以内の親族をいう。ハ、第三項第一号及び第八項において同じ。）並びに役員と特殊の関係のある者（

次に掲げる者をいう。第三項第一号及び第九項において同じ。）を除く。
（）の数が二十人以上であること。

イハ 省 略

2 施行令第二十六条の二十八の二第一項第一号ロ、第二号ロ、第四号ロ若しくは第五号ロ又は第二項第一号ロ、第二号ロ若しくは第三号ロの規定による閲覧に係る事務は、これらの規定に規定する書類を公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第二十一条第一項、私立学校法第三十三条の二若しくは第四十七条第二項（これらの規定を同法第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、社会福祉法第三十四条の二第一項、第四十五条の三十二第一項若しくは第四十五条の三十四第一項、更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）第二十九条第一項、国立大学法人法第三十五条の二において準用する独立行政法人通則法第三十八条第三項、地方独立行政法人法第三十四条第三項又は独立行政法人通則法第三十八条第三項の規定に準じて当該法人の主たる事務所に備え置き、これを行うものとする。

3 施行令第二十六条の二十八の二第一項第一号ロ(3)に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 当該法人の役員若しくは役員と親族関係を有する者又は役員と特殊の関係のある者で、当該事業年度（法第二条第二項第十九号に規定する事業年度をいう。次項及び第十二項において同じ。）における当該法人に対する寄附金の額の合計額が二十万円以上であるものの氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日

二 省 略

4 省 略

5 前項の規定は、施行令第二十六条の二十八の二第一項第三号ロ(3)に規定する寄附者名簿について準用する。

6 施行令第二十六条の二十八の二第六項第二号に規定する財務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 施行令第二十六条の二十八の二第六項第十二号に規定する国の補助金等

二 委託の対価としての収入で施行令第二十六条の二十八の二第六項第十二号に規定する国等から支払われるもの

三・四 省 略

次に掲げる者をいう。第三項第一号及び第八項において同じ。）を除く。
（）の数が二十人以上であること。

イハ 同 上

2 施行令第二十六条の二十八の二第一項第一号ロ、第二号ロ、第三号ロ若しくは第四号ロ又は第二項第一号ロ、第二号ロ若しくは第三号ロの規定による閲覧に係る事務は、これらの規定に規定する書類を公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第二十一条第一項、私立学校法第三十三条の二若しくは第四十七条第二項（これらの規定を同法第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、社会福祉法第三十四条の二第一項、第四十五条の三十二第一項若しくは第四十五条の三十四第一項、更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）第二十九条第一項、国立大学法人法第三十五条の二において準用する独立行政法人通則法第三十八条第三項、地方独立行政法人法第三十四条第三項又は独立行政法人通則法第三十八条第三項の規定に準じて当該法人の主たる事務所に備え置き、これを行うものとする。

3 同 上

一 当該法人の役員若しくは役員と親族関係を有する者又は役員と特殊の関係のある者で、当該事業年度（法第二条第二項第十九号に規定する事業年度をいう。次項において同じ。）における当該法人に対する寄附金の額の合計額が二十万円以上であるものの氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日

二 同 上

4 同 上

5 同 上

一 施行令第二十六条の二十八の二第六項第九号に規定する国の補助金等

二 委託の対価としての収入で施行令第二十六条の二十八の二第六項第九号に規定する国等から支払われるもの

三・四 同 上

五 遺贈（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。）により受け入れた寄附金、法第七十条第一項に規定する贈与により受け入れた寄附金その他贈与者の被相続人に係る相続の開始のあったことを知った日の翌日から十月以内に当該相続により当該贈与者が取得した財産の全部又は一部を当該贈与者からの贈与（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。）により受け入れた寄附金のうち、一者当たり基準限度超過額（施行令第二十六条の二十八の二第六項第三号に規定する一者当たり基準限度超過額をいう。第八項第一号において同じ。）に相当する部分

六 実績判定期間（施行令第二十六条の二十八の二第六項第一号に規定する実績判定期間をいう。第八項第二号において同じ。）における同一の者から受け入れた寄附金の額の合計額が千円に満たないもの

七 省 略

八 休眠預金等交付金関係助成金（民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成二十八年法律第百一号）第十九条第二項第三号イに規定する実行団体若しくは同号ロに規定する資金分配団体からの助成金（同法第八条に規定する休眠預金等交付金に係る資金をその原資に含むものに限る。）又は同法第二十一条第一項に規定する指定活用団体からの助成金（同法第八条に規定する休眠預金等交付金に係る資金を原資とするものに限る。）をいう。次項、第八項第四号及び第十一項第二号において同じ。）

7
5
11 省 略

12| 施行令第二十六条の二十八の二第六項第七号に規定する財務省令で定める要件は、同号に規定する法人の直前に終了した事業年度終了の日以前二年内に終了した各事業年度のうち最も古い事業年度開始の日から起算して五年前の日以後に、私立学校法第四条に規定する所轄庁から当該法人に係る第十四項第一号ロに規定する書類が発行されていないこととする。

13| 施行令第二十六条の二十八の二第六項第九号に規定する財務省令で定めるものは、児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第一条の十七第三号に掲げる委託児童の定員及び同令第三十六条の十二第三号に掲げる入居定員とする。

14| 法第四十一条の十八の三第一項の規定による控除を受けようとする者は、確定申告書に同項の規定による控除を受ける金額の計算に関する明細書及び次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める書類又はこれ

五 遺贈（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。）により受け入れた寄附金、法第七十条第一項に規定する贈与により受け入れた寄附金その他贈与者の被相続人に係る相続の開始のあったことを知った日の翌日から十月以内に当該相続により当該贈与者が取得した財産の全部又は一部を当該贈与者からの贈与（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。）により受け入れた寄附金のうち、一者当たり基準限度超過額（施行令第二十六条の二十八の二第六項第三号に規定する一者当たり基準限度超過額をいう。第七項第一号において同じ。）に相当する部分

六 実績判定期間（施行令第二十六条の二十八の二第六項第一号に規定する実績判定期間をいう。第七項第二号において同じ。）における同一の者から受け入れた寄附金の額の合計額が千円に満たないもの

七 同 上

八 休眠預金等交付金関係助成金（民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成二十八年法律第百一号）第十九条第二項第三号イに規定する実行団体若しくは同号ロに規定する資金分配団体からの助成金（同法第八条に規定する休眠預金等交付金に係る資金をその原資に含むものに限る。）又は同法第二十一条第一項に規定する指定活用団体からの助成金（同法第八条に規定する休眠預金等交付金に係る資金を原資とするものに限る。）をいう。次項、第七項第四号及び第十項第二号において同じ。）

6
10 同 上

11| 施行令第二十六条の二十八の二第六項第八号に規定する財務省令で定めるものは、児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第一条の十七第三号に掲げる委託児童の定員及び同令第三十六条の十二第三号に掲げる入居定員とする。

12| 同 上

らの書類に記載すべき事項を記録した電子証明書等に係る電磁的記録印刷
書面を添付しなければならない。

一 法第四十一条の十八の三第一項第一号イからニまでに掲げる法人 次
に掲げる書類

イ 次に掲げる事項をその寄附金を受領した法人が証する書類（寄附者
の氏名及び住所の記載があるものに限る。）

(1) (4) 省 略

ロ 当該法人が施行令第二十六条の二十八の二第一項に規定する要件を
満たすものであることを公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関
する法律第三条に規定する行政庁、私立学校法第四十条若しくは社会福
祉法第三十条に規定する所轄庁又は法務大臣若しくは更生保護事業法
第六十二条に規定する地方更生保護委員会が証する書類（当該寄附金
を支出する日以前五年内に発行されたものに限る。）の写しとして当
該法人から交付を受けたもの

二 法第四十一条の十八の三第一項第二号イからハまでに掲げる法人 次
に掲げる書類

イ 次に掲げる事項をその寄附金を受領した法人が証する書類（寄附者
の氏名及び住所の記載があるものに限る。）

(1) (2) 省 略

ロ 次に掲げる書類の写しとして当該法人から交付を受けたもの

(1) 当該法人が施行令第二十六条の二十八の二第二項に規定する要件
を満たすものであることを文部科学大臣（公立大学法人にあつては
、文部科学大臣及び総務大臣（地方独立行政法人法第七条の規定に
より都道府県知事の認可を受けた公立大学法人にあつては、当該認
可をした都道府県知事）。(2)及び次号ロにおいて同じ。）が証する
書類（当該寄附金を支出する日以前五年内に発行されたものに限る
。）

(2) 当該寄附金が施行令第二十六条の二十八の二第三項の要件を満た
すことにつき同項の確認をしたことを文部科学大臣が証する書類（

一同上

イ その寄附金を受領した法人の次に掲げる事項を証する書類（寄附者
の氏名及び住所の記載があるものに限る。）

(1) (4) 同 上

ロ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第三条に規定
する行政庁、私立学校法第四十条若しくは社会福祉法第三十条に規定す
る所轄庁又は法務大臣若しくは更生保護事業法第六十二条に規定する
地方更生保護委員会の当該法人が施行令第二十六条の二十八の二第一
項に規定する要件を満たすものであることを証する書類（当該寄附金
を支出する日以前五年内に発行されたものに限る。）の写しとして当
該法人から交付を受けたもの

二 同 上

イ その寄附金を受領した法人の次に掲げる事項を証する書類（寄附者
の氏名及び住所の記載があるものに限る。）

(1) (2) 同 上

ロ 文部科学大臣（公立大学法人にあつては、文部科学大臣及び総務大
臣（地方独立行政法人法第七条の規定により都道府県知事の認可を受
けた公立大学法人にあつては、当該認可をした都道府県知事）。次号
ロにおいて同じ。）の次に掲げる書類の写しとして当該法人から交付
を受けたもの

(1) 当該法人が施行令第二十六条の二十八の二第二項に規定する要件
を満たすであることを証する書類（当該寄附金を支出する日以
前五年内に発行されたものに限る。）

(2) 当該寄附金が施行令第二十六条の二十八の二第三項の要件を満た
すことにつき同項の確認をしたことを証する書類（当該寄附金を支

当該寄附金を支出する日の属する年の一月一日に発行されたものに
限る。）

三 法第四十一条の十八の三第一項第三号イからハまでに掲げる法人
次に掲げる書類

イ 次に掲げる事項をその寄附金を受領した法人が証する書類（寄附者
の氏名及び住所の記載があるものに限る。）

(1)・(2) 省 略

ロ 次に掲げる書類の写しとして当該法人から交付を受けたもの

(1) 当該法人が施行令第二十六条の二十八の二第二項に規定する要件
を満たすものであることを文部科学大臣が証する書類（当該寄附金
を支出する日以前五年内に発行されたものに限る。）

(2) 当該寄附金が施行令第二十六条の二十八の二第四項の要件を満た
すことにつき同項の確認をしたことを文部科学大臣が証する書類（
当該寄附金を支出する日の属する年の一月一日に発行されたものに
限る。）

（特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例）

第十九条の十一 省 略

2・3 省 略

4 施行令第二十六条の二十八の三第一項第八号に規定する財務省令で定め
る契約は、特定新規株式を発行した次の各号に掲げる特定新規中小会社の
区分に応じ当該各号に定める契約とする。

一 三 省 略

四 法第四十一条の十九第一項第五号に掲げる株式会社に該当する特定新
規中小会社 当該特定新規中小会社との間で締結する特定新規株式に係
る投資に関する条件を定めた契約で地域再生法施行規則（平成十七年内
閣府令第五十三号）第二十六条第二項第二号ロに規定する投資に関する
契約に該当するもの

5 省 略

8 施行令第二十六条の二十八の三第九項の規定により読み替えられた所得
税法施行令第二百六十二条第一項第六号に規定する財務省令で定める書類
は、次に掲げる書類（第三号に掲げる書類にあつては、法第四十一条の十

出する日の属する年の一月一日に発行されたものに限る。）

三 同 上

イ その寄附金を受領した法人の次に掲げる事項を証する書類（寄附者
の氏名及び住所の記載があるものに限る。）

(1)・(2) 同 上

ロ 文部科学大臣の次に掲げる書類の写しとして当該法人から交付を受
けたもの

(1) 当該法人が施行令第二十六条の二十八の二第二項に規定する要件
を満たすものであることを証する書類（当該寄附金を支出する日以
前五年内に発行されたものに限る。）

(2) 当該寄附金が施行令第二十六条の二十八の二第四項の要件を満た
すことにつき同項の確認をしたことを証する書類（当該寄附金を支
出する日の属する年の一月一日に発行されたものに限る。）

（特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例）

第十九条の十一 同 上

2・3 同 上

4 同 上

一 三 同 上

四 法第四十一条の十九第一項第五号に掲げる株式会社に該当する特定新
規中小会社 当該特定新規中小会社との間で締結する特定新規株式に係
る投資に関する条件を定めた契約で地域再生法施行規則（平成十七年内
閣府令第五十三号）第二十六条第二項第二号ニに規定する投資に関する
契約に該当するもの

5 同 上

8 同 上

九第一項に規定する控除対象特定新規株式を取得した日の属する年中の同号イからニまでに掲げる事項の記載があるものに限り。」とする。

一 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める書類

イ 法第四十一条の十九第一項第一号に掲げる株式会社^イに該当する特定新規中小会社が発行した特定新規株式につき同項の規定の適用を受ける場合 当該特定新規中小会社から交付を受けた都道府県知事の当該特定新規株式に係る基準日（第一項各号に掲げる特定新規株式の区分に応じ当該各号に定める日）をいう。以下この項において同じ。）において(1)及び(2)に掲げる事実の確認をした旨を証する書類（(3)に掲げる事項の記載があるものに限り。）

(1)・(2) 省 略

(3) 当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者の氏名及び住所（国内に住所を有しない者にあつては、所得税法施行規則第八十一条第一号又は第二号に定める場所。以下この号において同じ。）^ロ、払込みにより取得がされた当該特定新規株式の数及び当該特定新規株式と引換えに払い込むべき額並びにその払い込んだ金額（当該特定新規株式が施行令第二十六条の二十八の三第三項第一号に掲げる新株予約権の行使により取得をしたものである場合には、当該新株予約権と引換えに払い込むべき額及びその払い込んだ金額を含む。）

ロ 法第四十一条の十九第一項第二号に掲げる株式会社^イに該当する特定新規中小会社が発行した法第三十七条の十三第一項第二号イに掲げる特定新規株式につき法第四十一条の十九第一項の規定の適用を受ける場合 当該特定新規株式に係る認定投資事業有限責任組合の当該特定新規株式に係る基準日において(1)及び(2)に掲げる事実の確認をした旨を証する書類（(3)に掲げる事項の記載があるものに限り。）並びに当該認定投資事業有限責任組合が第十八条の十五第六項の認定を受けたものであることを証する書類の写し

(1)・(2) 省 略

(3) 当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者の氏名及び住所、払込みにより取得がされた当該特定新規株式の数及び当該特定新規株式と引換えに払い込むべき額並びにその払い込んだ金額（当該特定新規株式が施行令第二十六条の二十八の三第三項第二号に掲げる新株予約権の行使により取得をしたものである場合には、当該新株予

一同上

イ 同上

(1)・(2) 同上

(3) 当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者の氏名及び住所（国内に住所を有しない者にあつては、所得税法施行規則第八十一条第一号又は第二号に定める場所。以下この号において同じ。）^ロ、払込みにより取得がされた当該特定新規株式の数及び当該特定新規株式と引換えに払い込むべき額並びにその払い込んだ金額

ロ 同上

(1)・(2) 同上

(3) 当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者の氏名及び住所、払込みにより取得がされた当該特定新規株式の数及び当該特定新規株式と引換えに払い込むべき額並びにその払い込んだ金額

約権と引換えに払い込むべき額及びその払い込んだ金額を含む。）

ハ・ニ 省 略

ホ 法第四十一条の十九第一項第四号に掲げる株式会社に該当する特定新規中小会社が発行した特定新規株式につき同項の規定の適用を受ける場合 当該特定新規中小会社から交付を受けた国家戦略特別区域法第七条第一項第一号に規定する国家戦略特別区域担当大臣の当該特定新規株式に係る第一項第二号に定める日において(1)から(3)までに掲げる事実の確認をした旨を証する書類(4)に掲げる事項の記載があるものに限り。

(1) 省 略

(2) 当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者が取得をした株式が、国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律(平成二十七年法律第五十六号)附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から令和八年三月三十一日までの間に発行されたものであること。

(3)・(4) 省 略

ヘ 法第四十一条の十九第一項第五号に掲げる株式会社に該当する特定新規中小会社が発行した特定新規株式につき同項の規定の適用を受ける場合 当該特定新規中小会社から交付を受けた地域再生法第八条第一項に規定する認定地方公共団体の当該特定新規株式に係る基準日において(1)から(3)までに掲げる事実の確認をした旨を証する書類(4)に掲げる事項の記載があるものに限り。

(1) 省 略

(2) 当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者が取得をした株式が、地域再生法の一部を改正する法律(平成三十年法律第三十八号)の施行の日から令和八年三月三十一日までの間に発行されたものであること。

(3)・(4) 省 略

二 四 省 略

五 施行令第二十六条の二十八の三第二項に規定する控除対象特定新規株式数の計算に関する明細書(当該控除対象特定新規株式数並びに当該控除対象特定新規株式数に係る同項各号に掲げる数の計算に関する明細、当該計算の基礎となつた同項第一号に規定する特定新規株式の同号の取

ハ・ニ 同 上

ホ 同 上

(1) 同 上

(2) 当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者が取得をした株式が、国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律(平成二十七年法律第五十六号)附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から令和六年三月三十一日までの間に発行されたものであること。

(3)・(4) 同 上

ヘ 同 上

(1) 同 上

(2) 当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者が取得をした株式が、地域再生法の一部を改正する法律(平成三十年法律第三十八号)の施行の日から令和六年三月三十一日までの間に発行されたものであること。

(3)・(4) 同 上

二 四 同 上

五 施行令第二十六条の二十八の三第二項に規定する控除対象特定新規株式数の計算に関する明細書(当該控除対象特定新規株式数並びに当該控除対象特定新規株式数に係る同項各号に掲げる数の計算に関する明細、当該計算の基礎となつた同項第一号に規定する特定新規株式の同号の取

得及び同項第二号に規定する譲渡又は贈与のそれぞれの年月日その他参考となるべき事項の記載があるものに限る。）

六 施行令第二十六条の二十八の三第六項に規定する適用控除対象特定新規株式に係る同項第二号イ又はロに掲げる場合の区分に応じ当該イ又はロに定める金額の計算に関する明細書（同条第三項の控除対象特定新規株式の取得に要した金額（同項の規定により計算される金額をいう。以下この号において同じ。）の合計額及びその年中に払込みにより取得をした特定新規株式の銘柄ごとの同項の控除対象特定新規株式の取得に要した金額の計算に関する明細の記載があるものに限る。）

（既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除）

第十九条の十一の二 省略

2 省略

3 法第四十一条の十九の二第二項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 その者の法第四十一条の十九の二第一項に規定する居住用の家屋が同項に規定する住宅耐震改修（以下この条並びに次条第十項第一号及び第十一項第八号において「住宅耐震改修」という。）をした家屋である旨

二 省略

三 当該住宅耐震改修の費用に關し法第四十一条の十九の二第一項に規定する補助金等（以下この号及び次条第十一項において「補助金等」という。）の交付を受ける場合には、当該補助金等の額

四 当該住宅耐震改修に係る法第四十一条の十九の二第一項に規定する控除対象耐震改修標準的費用額（次条第十一項第八号ホにおいて「控除対象耐震改修標準的費用額」という。）

五 省略

4 省略

（既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除）

第十九条の十一の三 施行令第二十六条の二十八の五第十七項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされた工事は、当該工事が同項に規定する工事に該当するものであることにつき、国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類により証明がされたものとする。

得及び同項第二号の譲渡又は贈与のそれぞれの年月日その他参考となるべき事項の記載があるものに限る。）

六 施行令第二十六条の二十八の三第六項に規定する適用控除対象特定新規株式に係る同項第二号イ又はロに掲げる場合の区分に応じ当該イ又はロに定める金額の計算に関する明細書（同条第三項の控除対象特定新規株式の取得に要した金額の合計額及びその年中に払込みにより取得をした特定新規株式の銘柄ごとの同項の控除対象特定新規株式の取得に要した金額の計算に関する明細の記載があるものに限る。）

（既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除）

第十九条の十一の二 同上

2 同上

3 同上

一 その者の法第四十一条の十九の二第一項に規定する居住用の家屋が同項に規定する住宅耐震改修（以下この条並びに次条第九項第一号及び第十項第七号において「住宅耐震改修」という。）をした家屋である旨

二 同上

三 当該住宅耐震改修の費用に關し法第四十一条の十九の二第一項に規定する補助金等（以下この号及び次条第十項において「補助金等」という。）の交付を受ける場合には、当該補助金等の額

四 当該住宅耐震改修に係る法第四十一条の十九の二第一項に規定する控除対象耐震改修標準的費用額（次条第十項第七号ホにおいて「控除対象耐震改修標準的費用額」という。）

五 同上

4 同上

（既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除）

第十九条の十一の三 施行令第二十六条の二十八の五第十四項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされた工事は、当該工事が同項に規定する工事に該当するものであることにつき、国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類により証明がされたものとする。

2 施行令第二十六条の二十八の五第十八項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされた増築、改築、修繕又は模様替は、当該増築、改築、修繕又は模様替が同項に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める法第四十一条の十九の第三十項に規定する高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための増築、改築、修繕又は模様替に該当するものであることにつき、国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類により証明がされたものとする。

3 施行令第二十六条の二十八の五第十九項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされた増築、改築、修繕又は模様替は、当該増築、改築、修繕又は模様替が同項に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定めるエネルギーの使用の合理化に資する増築、改築、修繕又は模様替に該当するものであることにつき、国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類により証明がされたものとする。

4 施行令第二十六条の二十八の五第二十一項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされた設備は、同項に規定する国土交通大臣及び経済産業大臣が財務大臣と協議して指定する設備に該当するものであることにつき、国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類により証明がされたものとする。

5 施行令第二十六条の二十八の五第二十三項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされた設備は、同項に規定する経済産業大臣が財務大臣と協議して指定する設備に該当するものであることにつき、国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類により証明がされたものとする。

6 施行令第二十六条の二十八の五第二十五項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされた増築、改築、修繕又は模様替は、当該増築、改築、修繕又は模様替が同項に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める他の世帯との同居をするのに必要な設備の数を増加させるための増築、改築、修繕又は模様替に該当するものであることにつき、国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類により証明がされたものとする。

7 施行令第二十六条の二十八の五第二十六項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされた増築、改築、修繕又は模様替は、当該増築、改築、修繕又は模様替が同項に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める構造の腐食、腐朽及び摩損を防止し、又は維持保全を容易にするための増築、改築、修繕又は模様替に該当するものであることにつき、国土

2 施行令第二十六条の二十八の五第十五項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされた増築、改築、修繕又は模様替は、当該増築、改築、修繕又は模様替が同項に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める法第四十一条の十九の第三九項に規定する高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための増築、改築、修繕又は模様替に該当するものであることにつき、国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類により証明がされたものとする。

3 施行令第二十六条の二十八の五第十六項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされた増築、改築、修繕又は模様替は、当該増築、改築、修繕又は模様替が同項に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定めるエネルギーの使用の合理化に資する増築、改築、修繕又は模様替に該当するものであることにつき、国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類により証明がされたものとする。

4 施行令第二十六条の二十八の五第十八項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされた設備は、同項に規定する国土交通大臣及び経済産業大臣が財務大臣と協議して指定する設備に該当するものであることにつき、国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類により証明がされたものとする。

5 施行令第二十六条の二十八の五第二十項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされた設備は、同項に規定する経済産業大臣が財務大臣と協議して指定する設備に該当するものであることにつき、国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類により証明がされたものとする。

6 施行令第二十六条の二十八の五第二十二項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされた増築、改築、修繕又は模様替は、当該増築、改築、修繕又は模様替が同項に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める他の世帯との同居をするのに必要な設備の数を増加させるための増築、改築、修繕又は模様替に該当するものであることにつき、国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類により証明がされたものとする。

7 施行令第二十六条の二十八の五第二十三項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされた増築、改築、修繕又は模様替は、当該増築、改築、修繕又は模様替が同項に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める構造の腐食、腐朽及び摩損を防止し、又は維持保全を容易にするための増築、改築、修繕又は模様替に該当するものであることにつき、国土

交通大臣が財務大臣と協議して定める書類により証明がされたものとする。

8| 施行令第二十六条の二十八の五第二十七項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされた増築、改築、修繕又は模様替は、当該増築、改築、修繕又は模様替が同項に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める子育てに係る法第四十一条の十九の三第十四項の特例対象個人の負担を軽減するための増築、改築、修繕又は模様替に該当するものであることにつき、国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類により証明がされたものとする。

9| 法第四十一条の十九の三第十五項に規定する財務省令で定める場合は、その年分の所得税につき、同条第一項の規定の適用を受けようとする同項に規定する特定個人（その適用を受けようとする同項に規定する対象高齢者等居住改修工事等（以下この条において「対象高齢者等居住改修工事等」という。）について介護保険法施行規則第七十六条第二項の規定の適用を受けた者に限る。）が、その年の前年以前三年内の各年分の所得税につき、法第四十一条の十九の三第一項の規定の適用を受けている場合とする。

10| 法第四十一条の十九の三第十八項に規定する財務省令で定める者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者とする。

一 次項第八号に掲げる事項（住宅耐震改修に係る部分に限る。）を証する場合 前条第一項の家屋の所在地の地方公共団体の長又は同条第二項各号に掲げる者

二 省 略

11| 法第四十一条の十九の三第十八項に規定する財務省令で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項とする。

一 省 略

二 法第四十一条の十九の三第二項の規定の適用を受ける場合 次に掲げる事項

イ ハ 省 略

ニ 当該対象一般断熱改修工事等に係る法第四十一条の十九の三第二項に規定する控除対象断熱改修標準的費用額（第八号ホにおいて「控除対象断熱改修標準的費用額」という。）

ホ 省 略

三 省 略

四 法第四十一条の十九の三第四項の規定の適用を受ける場合 次に掲げ

交通大臣が財務大臣と協議して定める書類により証明がされたものとする。

8| 法第四十一条の十九の三第十三項に規定する財務省令で定める場合は、その年分の所得税につき、同条第一項の規定の適用を受けようとする同項に規定する特定個人（その適用を受けようとする同項に規定する対象高齢者等居住改修工事等（以下この条において「対象高齢者等居住改修工事等」という。）について介護保険法施行規則第七十六条第二項の規定の適用を受けた者に限る。）が、その年の前年以前三年内の各年分の所得税につき、法第四十一条の十九の三第一項の規定の適用を受けている場合とする。

9| 法第四十一条の十九の三第十六項に規定する財務省令で定める者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者とする。

一 次項第七号に掲げる事項（住宅耐震改修に係る部分に限る。）を証する場合 前条第一項の家屋の所在地の地方公共団体の長又は同条第二項各号に掲げる者

二 同 上

10| 法第四十一条の十九の三第十六項に規定する財務省令で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項とする。

一 同 上

二 同 上

イ ハ 同 上

ニ 当該対象一般断熱改修工事等に係る法第四十一条の十九の三第二項に規定する控除対象断熱改修標準的費用額（第七号ホにおいて「控除対象断熱改修標準的費用額」という。）

ホ 同 上

三 同 上

四 同 上

る事項

イハ 省 略

ニ 当該対象住宅耐震改修及び当該対象耐久性向上改修工事等に係る法第四十一条の十九の三第四項に規定する控除対象耐震耐久性向上改修標準的費用額（第九号ホにおいて「控除対象耐震耐久性向上改修標準的費用額」という。）

ホ 省 略

五 法第四十一条の十九の三第五項の規定の適用を受ける場合 次に掲げる事項

イハ 省 略

ニ 当該対象一般断熱改修工事等及び当該耐久性向上改修工事等に係る法第四十一条の十九の三第五項に規定する控除対象断熱耐久性向上改修標準的費用額（第十号ホにおいて「控除対象断熱耐久性向上改修標準的費用額」という。）

ホ 省 略

六 法第四十一条の十九の三第六項の規定の適用を受ける場合 次に掲げる事項

イハ 省 略

ニ 当該対象住宅耐震改修、当該対象一般断熱改修工事等及び当該対象耐久性向上改修工事等に係る法第四十一条の十九の三第六項に規定する控除対象耐震断熱耐久性向上改修標準的費用額（第十一号ホにおいて「控除対象耐震断熱耐久性向上改修標準的費用額」という。）

ホ 省 略

七 法第四十一条の十九の三第七項の規定の適用を受ける場合 次に掲げる事項

イ その者の居住用家屋が法第四十一条の十九の三第七項に規定する対象子育て対応改修工事等（以下この項及び次項第一号において「対象子育て対応改修工事等」という。）をした家屋である旨

ロ 当該対象子育て対応改修工事等に係る施行令第二十六条の二十八の五第十四項に規定する合計額

ハ 当該対象子育て対応改修工事等の費用に關し補助金等の交付を受ける場合には、当該補助金等の額

ニ 当該対象子育て対応改修工事等に係る法第四十一条の十九の三第七

イハ 同 上

ニ 当該対象住宅耐震改修及び当該対象耐久性向上改修工事等に係る法第四十一条の十九の三第四項に規定する控除対象耐震耐久性向上改修標準的費用額（第八号ホにおいて「控除対象耐震耐久性向上改修標準的費用額」という。）

ホ 同 上

五 同 上

イハ 同 上

ニ 当該対象一般断熱改修工事等及び当該耐久性向上改修工事等に係る法第四十一条の十九の三第五項に規定する控除対象断熱耐久性向上改修標準的費用額（第九号ホにおいて「控除対象断熱耐久性向上改修標準的費用額」という。）

ホ 同 上

六 同 上

イハ 同 上

ニ 当該対象住宅耐震改修、当該対象一般断熱改修工事等及び当該対象耐久性向上改修工事等に係る法第四十一条の十九の三第六項に規定する控除対象耐震断熱耐久性向上改修標準的費用額（第十号ホにおいて「控除対象耐震断熱耐久性向上改修標準的費用額」という。）

ホ 同 上

項に規定する控除対象子育て対応改修標準的費用額（以下この項において「控除対象子育て対応改修標準的費用額」という。）

ホ 当該対象子育て対応改修工事等をした年月日

八 法第四十一条の十九の三第八項第一号の規定の適用を受ける場合に掲げる事項

イ その者の居住用家屋が住宅耐震改修、対象高齢者等居住改修工事等、対象一般断熱改修工事等、対象多世帯同居改修工事等又は対象子育て対応改修工事等をした家屋である旨

ロ 法第四十一条の十九の三第八項第一号イからホまでに掲げる金額の合計額

ハ 法第四十一条の十九の三第八項第一号へに掲げる金額

ニ 法第四十一条の十九の三第八項第一号に規定する標準的費用合計額
ホ 千万円から当該住宅耐震改修、対象高齢者等居住改修工事等、対象一般断熱改修工事等、対象多世帯同居改修工事等又は対象子育て対応改修工事等に係る控除対象耐震改修標準的費用額、控除対象標準的費用額、控除対象断熱改修標準的費用額、控除対象多世帯同居改修標準的費用額及び控除対象子育て対応改修標準的費用額の合計額を控除した金額

ヘ 当該住宅耐震改修、対象高齢者等居住改修工事等、対象一般断熱改修工事等、対象多世帯同居改修工事等又は対象子育て対応改修工事等をした年月日

九 法第四十一条の十九の三第八項第二号の規定の適用を受ける場合に掲げる事項

イ その者の居住用家屋が対象高齢者等居住改修工事等、対象多世帯同居改修工事等、対象住宅耐震改修、対象耐久性向上改修工事等又は対象子育て対応改修工事等をした家屋である旨

ロ 法第四十一条の十九の三第八項第二号イ及びロに掲げる金額の合計額

ハ 法第四十一条の十九の三第八項第二号へに掲げる金額

ニ 法第四十一条の十九の三第八項第二号に規定する標準的費用合計額
ホ 千万円から当該対象高齢者等居住改修工事等、対象多世帯同居改修工事等、対象住宅耐震改修、対象耐久性向上改修工事等又は対象子育て対応改修工事等に係る控除対象標準的費用額、控除対象多世帯同居

七 法第四十一条の十九の三第七項第一号の規定の適用を受ける場合に掲げる事項

イ その者の居住用家屋が住宅耐震改修、対象高齢者等居住改修工事等、対象一般断熱改修工事等又は対象多世帯同居改修工事等をした家屋である旨

ロ 法第四十一条の十九の三第七項第一号イからニまでに掲げる金額の合計額

ハ 法第四十一条の十九の三第七項第一号ホに掲げる金額

ニ 法第四十一条の十九の三第七項第一号に規定する標準的費用合計額
ホ 千万円から当該住宅耐震改修、対象高齢者等居住改修工事等、対象一般断熱改修工事等又は対象多世帯同居改修工事等に係る控除対象耐震改修標準的費用額、控除対象標準的費用額、控除対象断熱改修標準的費用額及び控除対象多世帯同居改修標準的費用額の合計額を控除した金額

ヘ 当該住宅耐震改修、対象高齢者等居住改修工事等、対象一般断熱改修工事等又は対象多世帯同居改修工事等をした年月日

八 法第四十一条の十九の三第七項第二号の規定の適用を受ける場合に掲げる事項

イ その者の居住用家屋が対象高齢者等居住改修工事等、対象多世帯同居改修工事等、対象住宅耐震改修又は対象耐久性向上改修工事等をした家屋である旨

ロ 法第四十一条の十九の三第七項第二号イ及びロに掲げる金額の合計額

ハ 法第四十一条の十九の三第七項第二号へに掲げる金額

ニ 法第四十一条の十九の三第七項第二号に規定する標準的費用合計額
ホ 千万円から当該対象高齢者等居住改修工事等、対象多世帯同居改修工事等、対象住宅耐震改修又は対象耐久性向上改修工事等に係る控除対象標準的費用額、控除対象多世帯同居改修標準的費用額及び控除対

改修標準的費用額、控除対象耐震耐久性向上改修標準的費用額及び控除対象子育て対応改修標準的費用額の合計額を控除した金額

へ 当該対象高齢者等居住改修工事等、対象多世帯同居改修工事等、対象住宅耐震改修、対象耐久性向上改修工事等又は対象子育て対応改修工事等をした年月日

十 法第四十一条の十九の三第八項第三号の規定の適用を受ける場合に掲げる事項

イ その者の居住用家屋が対象高齢者等居住改修工事等、対象一般断熱改修工事等、対象多世帯同居改修工事等、対象耐久性向上改修工事等又は対象子育て対応改修工事等をした家屋である旨

ロ 法第四十一条の十九の三第八項第三号イ及びロに掲げる金額の合計額

ハ 法第四十一条の十九の三第八項第三号ハに掲げる金額

ニ 法第四十一条の十九の三第八項第三号に規定する標準的費用合計額

ホ 千万円から当該対象高齢者等居住改修工事等、対象一般断熱改修工事等、対象多世帯同居改修工事等、対象耐久性向上改修工事等又は対象子育て対応改修工事等に係る控除対象標準的費用額、控除対象多世帯同居改修標準的費用額、控除対象断熱耐久性向上改修標準的費用額及び控除対象子育て対応改修標準的費用額の合計額を控除した金額

へ 当該対象高齢者等居住改修工事等、対象一般断熱改修工事等、対象多世帯同居改修工事等、対象耐久性向上改修工事等又は対象子育て対応改修工事等をした年月日

十一 法第四十一条の十九の三第八項第四号の規定の適用を受ける場合に掲げる事項

イ その者の居住用家屋が対象住宅耐震改修、対象高齢者等居住改修工事等、対象一般断熱改修工事等、対象多世帯同居改修工事等、対象耐久性向上改修工事等又は対象子育て対応改修工事等をした家屋である旨

ロ 法第四十一条の十九の三第八項第四号イ及びロに掲げる金額の合計額

ハ 法第四十一条の十九の三第八項第四号ハに掲げる金額

ニ 法第四十一条の十九の三第八項第四号に規定する標準的費用合計額

ホ 千万円から当該対象住宅耐震改修、対象高齢者等居住改修工事等、

対象耐震耐久性向上改修標準的費用額の合計額を控除した金額

へ 当該対象高齢者等居住改修工事等、対象多世帯同居改修工事等、対象住宅耐震改修又は対象耐久性向上改修工事等をした年月日

九 法第四十一条の十九の三第七項第三号の規定の適用を受ける場合に掲げる事項

イ その者の居住用家屋が対象高齢者等居住改修工事等、対象一般断熱改修工事等、対象多世帯同居改修工事等又は対象耐久性向上改修工事等をした家屋である旨

ロ 法第四十一条の十九の三第七項第三号イ及びロに掲げる金額の合計額

ハ 法第四十一条の十九の三第七項第三号ハに掲げる金額

ニ 法第四十一条の十九の三第七項第三号に規定する標準的費用合計額

ホ 千万円から当該対象高齢者等居住改修工事等、対象一般断熱改修工事等、対象多世帯同居改修工事等又は対象耐久性向上改修工事等に係る控除対象標準的費用額、控除対象多世帯同居改修標準的費用額及び控除対象断熱耐久性向上改修標準的費用額の合計額を控除した金額

へ 当該対象高齢者等居住改修工事等、対象一般断熱改修工事等、対象多世帯同居改修工事等又は対象耐久性向上改修工事等をした年月日

十 法第四十一条の十九の三第七項第四号の規定の適用を受ける場合に掲げる事項

イ その者の居住用家屋が対象住宅耐震改修、対象高齢者等居住改修工事等、対象一般断熱改修工事等、対象多世帯同居改修工事等又は対象耐久性向上改修工事等をした家屋である旨

ロ 法第四十一条の十九の三第七項第四号イ及びロに掲げる金額の合計額

ハ 法第四十一条の十九の三第七項第四号ハに掲げる金額

ニ 法第四十一条の十九の三第七項第四号に規定する標準的費用合計額

ホ 千万円から当該対象住宅耐震改修、対象高齢者等居住改修工事等、

対象一般断熱改修工事等、対象多世帯同居改修工事等、対象耐久性向上改修工事等又は対象子育て対応改修工事等に係る控除対象標準的費用額、控除対象多世帯同居改修標準的費用額、控除対象耐震断熱耐久性向上改修標準的費用額及び控除対象子育て対応改修標準的費用額の合計額を控除した金額

へ 当該対象住宅耐震改修、対象高齢者等居住改修工事等、対象一般断熱改修工事等、対象多世帯同居改修工事等、対象耐久性向上改修工事等又は対象子育て対応改修工事等をした年月日

12] 法第四十一条の十九の三第十八項に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 当該対象高齢者等居住改修工事等、当該対象一般断熱改修工事等、当該対象多世帯同居改修工事等、特定耐久性向上改修工事等（対象住宅耐震改修と併せて行う対象耐久性向上改修工事等、対象一般断熱改修工事等と併せて行う対象耐久性向上改修工事等又は対象住宅耐震改修及び対象一般断熱改修工事等と併せて行う対象耐久性向上改修工事等をいう。第四号において同じ。）又は当該対象子育て対応改修工事等をした家屋の登記事項証明書その他の書類で当該家屋の床面積（施行令第二十六条の二十八の五第三項第三号イ又はロに規定する床面積をいう。）が五十平方メートル以上であることを明らかにする書類

二 省 略

三 第九項に規定する場合に該当することにより法第四十一条の十九の三第一項の規定の適用を受ける場合には、当該対象高齢者等居住改修工事等について介護保険法施行規則第七十六条第二項の規定の適用を受けたことを証する書類

四 省 略

五 その者が法第四十一条の十九の三第七項に規定する特例対象個人（以下この号において「特例対象個人」という。）として同項の規定の適用を受ける場合には、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める事項（イ及びロに掲げる場合のいづれにも該当する場合には、イ及びロに定める事項の全て）を記載した明細書

イ その者が第十八条の二十一第七項第一号に規定する対象配偶者（イ及び次号において「対象配偶者」という。）を有する特例対象個人である場合、当該対象配偶者の氏名、生年月日及び個人番号（個人番号

対象一般断熱改修工事等、対象多世帯同居改修工事等又は対象耐久性向上改修工事等に係る控除対象標準的費用額、控除対象多世帯同居改修標準的費用額及び控除対象耐震断熱耐久性向上改修標準的費用額の合計額を控除した金額

へ 当該対象住宅耐震改修、対象高齢者等居住改修工事等、対象一般断熱改修工事等、対象多世帯同居改修工事等又は対象耐久性向上改修工事等をした年月日

11] 法第四十一条の十九の三第十六項に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 当該対象高齢者等居住改修工事等、当該対象一般断熱改修工事等若しくは当該対象多世帯同居改修工事等又は特定耐久性向上改修工事等（対象住宅耐震改修と併せて行う対象耐久性向上改修工事等、対象一般断熱改修工事等と併せて行う対象耐久性向上改修工事等又は対象住宅耐震改修及び対象一般断熱改修工事等と併せて行う対象耐久性向上改修工事等をいう。第四号において同じ。）をした家屋の登記事項証明書その他の書類で当該家屋の床面積（施行令第二十六条の二十八の五第三項第三号イ又はロに規定する床面積をいう。）が五十平方メートル以上であることを明らかにする書類

二 同 上

三 第八項に規定する場合に該当することにより法第四十一条の十九の三第一項の規定の適用を受ける場合には、当該対象高齢者等居住改修工事等について介護保険法施行規則第七十六条第二項の規定の適用を受けたことを証する書類

四 同 上

を有しない者にあつては、氏名及び生年月日）並びに当該対象配偶者が令和六年十二月三十一日（当該対象配偶者が年の中途において死亡した場合には、その死亡の時）において非居住者である場合には、その旨

ロ その者が第十八条の二十一第七項第二号に規定する対象扶養親族（ロ及び次号において「対象扶養親族」という。）を有する特例対象個人である場合 当該対象扶養親族の氏名、生年月日、当該特例対象個人との続柄及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名、生年月日及び当該特例対象個人との続柄）並びに当該対象扶養親族が令和六年十二月三十一日（当該対象扶養親族が年の中途において死亡した場合には、その死亡の時）において非居住者である場合には、その旨

六 前号の場合において、その者の対象配偶者及び対象扶養親族の全てが令和六年十二月三十一日（当該対象配偶者又は当該対象扶養親族が年の中途において死亡した場合には、その死亡の時）において非居住者であるとき（その者の令和六年分の所得税につき、所得税法第百九十条第二号の規定により同号に規定する給与所得控除後の給与等の金額から当該対象配偶者に係る同号ハに規定する障害者控除の額に相当する金額若しくは同号ニに規定する配偶者控除の額若しくは配偶者特別控除の額に相当する金額若しくは当該対象扶養親族に係る同号ハに規定する障害者控除の額若しくは扶養控除の額に相当する金額が控除された場合又は当該対象配偶者について同法第百九十四条第四項、第百九十五条第四項若しくは第二百三条の六第三項の規定により第十八条の二十一第八項第一号又(1)に掲げる書類を提出し、若しくは提示した場合を除く。）は、第十八条の二十一第八項第一号又(1)に規定する書類

（認定住宅等の新築等をした場合の所得税額の特別控除）

第十九条の十一の四 省略

2 省略

3 法第四十一条の十九の四第五項に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

- 一 その者のその居住の用に供する家屋が認定長期優良住宅に該当する家屋である場合 次に掲げる書類

（認定住宅等の新築等をした場合の所得税額の特別控除）

第十九条の十一の四 同上

2 同上

3 同上

- 一 同上

4 省略	イ・ロ 省略
	ハ 法第四十一条第三十四項第一号に規定する再建支援法適用者が、同項に規定する従前家屋に係る住宅借入金等について同項の規定により同条第一項の規定の適用を受ける年において、法第四十一条の十九の四第一項の規定の適用を受ける場合には、市町村長又は特別区の区長の当該従前家屋に係る災害による被害の状況その他の事項を証する書類（その写しを含む。）、当該従前家屋の登記事項証明書その他の書類で当該従前家屋が災害により居住の用に供することができなくなつたことを明らかにする書類

4 同上	イ・ロ 同上
	ハ 法第四十一条第三十二項第一号に規定する再建支援法適用者が、同項に規定する従前家屋に係る住宅借入金等について同項の規定により同条第一項の規定の適用を受ける年において、法第四十一条の十九の四第一項の規定の適用を受ける場合には、市町村長又は特別区の区長の当該従前家屋に係る災害による被害の状況その他の事項を証する書類（その写しを含む。）、当該従前家屋の登記事項証明書その他の書類で当該従前家屋が災害により居住の用に供することができなくなつたことを明らかにする書類